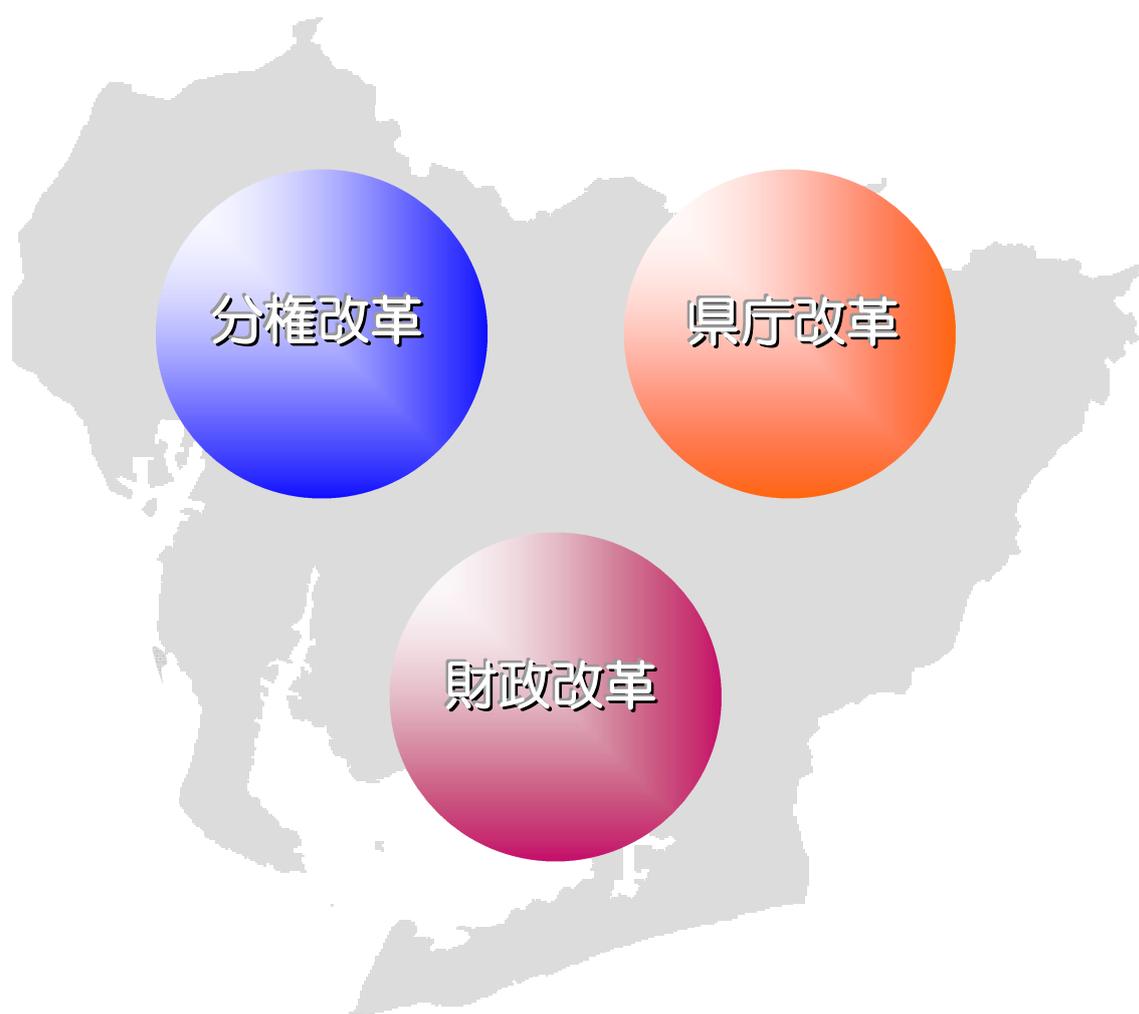


# あいち行革大綱2005



平成17年2月



あいち新時代へのチャレンジ

# はじめに

地方分権の急速な進展とともに、数十年に一度の大事業である、中部国際空港の開港と愛知万博の開催という、まさに大きな時代の節目を迎えました。

今回の行革大綱は、従来の行財政改革の延長ではなく、それを乗り越え、一層の飛躍を目指すための道筋、県政運営の新たな仕組みを提示するものでなければなりません。

そのためにも、県民のニーズを十分踏まえながら、選択と集中により、限られた予算、人材など県が所有する多種多様な資源を思い切って重点的に配分していきたいと考えております。

また、間もなく団塊の世代が大量退職時期を迎えますが、これを負の要素として憂うばかりではなく、若い世代の登用、民間等外部からの優秀な人材の注入などにより、県の組織を活性化し、来るべき時代に的確に対応できる組織体制を確立する絶好の機会と捉えたいと考えております。

この行革大綱の3本柱である分権改革、県庁改革、財政改革には組織のスリム化、事業の整理・縮小など、県民の皆様にもご不便をおかけし、また、定数削減などでは職員にも痛みを伴うものでありますが、これらを確実に実施することが将来の愛知の発展には不可欠であります。

現在、本県ではポスト2005の愛知の一層の発展に向け、県政各分野において計画、ビジョン等の検討を進めています。「国際交流大都市圏構想」や「産業創造計画」などは既に具体的な青写真ができております。その他様々な行政分野で意欲的な取組を進めているところであります。

新たな行革大綱はこうした取組をしっかりと下支えし、各指針・計画等に沿った取組に柔軟に対応し、一層効率的で良質な行政サービスを提供する仕組みを整備していくものと考えております。

県民の皆様が愛知の将来に対し、明るい展望や希望を持てるような行財政改革とするため、自主・自立の活気あふれる地域社会、スリムで躍動感のある県庁の実現等に向け、職員が一丸となって積極的な取組を展開してまいります。どうか、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成17年2月

愛知県知事 神田真秋



# あいち行革大綱2005の概要

## 課 題

### 県の行財政を取り巻く環境の急激な変化

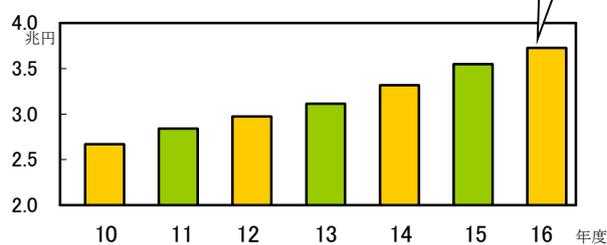
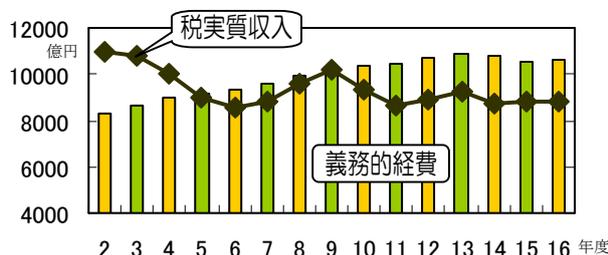
- 「万博・空港」後の県政運営
- 地方分権の進展（市町村合併、三位一体改革）
- 地域活動の活発化（県民との協働）
- 団塊の世代職員の大量退職（6年間で4分の1の職員が退職）

### 危機的な財政状況

県税収入が落ち込む中、行政水準の維持と経済対策のために県債を大量発行してきた。

○低迷する税収と増加する義務的経費

○増える県債残高



4兆円目前

## 改革の目標

### 新たな地域経営システムの構築

⇒ 地域全体で公共サービスを提供、県は地域のコーディネーターへ

## 改革の3つの視点(手段)

次の視点から積極的に改革に取り組みます。

### 分権改革

#### 県の果たすべき役割を見直します

- 市町村との新たな関係の構築
- 民間活力の活用
- 県民との協働 等

### 県庁改革

#### 県の役割を踏まえて県の体制を見直します

- 組織・機構の見直し
- 定員・給与等の適正な管理
- 多様な任用形態の検討
- 能力・実績重視、人材育成
- 施策・事務事業の見直し
- 指定管理者制度の導入 等

### 財政改革

#### 分権改革・県庁改革を踏まえて財政健全化を図ります

- 歳出抑制と歳入確保
- 財政の弾力性の確保 等

平成 17～19 年度：目標の早期実現に向けてできるだけ多くの取組を推進（短期集中取組期間）

平成 20～22 年度：適切なフォローアップを行い、さらなる取組を推進

自主・自立の活気あふれる地域社会、スリムで躍動感のある県庁

# 目 次

## 第1 さらなる改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 県の行財政を取り巻く環境の急激な変化・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 危機的な財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2 改革の取組方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 これまでの改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 改革の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 改革の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 自主・自立の活気あふれる地域社会、スリムで躍動感のある県庁・・・・ 13
- 5 計画期間と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 重点取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第3 取組課題、見直しの視点及び個別取組事項・・・・・・・・・・ 17

### 分権改革

- 1 県の果たすべき役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (1) 県の果たすべき役割と機能の見直し・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 市町村との新たな関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (1) 事務権限の移譲の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (2) 市町村合併の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (3) 市町村の自立型行財政運営の支援・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 民間との役割分担及びNPO等県民との協働・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (1) 民間活力の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (2) NPO等県民との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 県関係団体等の役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - (1) 補完及び代行の役割の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - (2) 経営改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - (3) 県関係団体の統廃合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - (4) 第三セクターの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

### 県庁改革

- 1 総合力、機動力を備えた組織への再構築・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - (1) 本庁の組織・機構の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - (2) 地方機関の組織・機構の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - (3) 防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (4) 県立の大学、高等学校、養護学校の見直し・・・・・・・・・・・・ 37
  - (5) 試験研究機関の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (6) 職制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
  - (7) 審議会等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

2	定員の適正管理及び任用・給与等の人事管理全般の見直し	48
(1)	定員の適正な管理	48
(2)	給与等の適正な管理	49
(3)	人材の育成・活用	49
(4)	多様な任用形態の検討	50
(5)	教員の資質向上	50
3	成果を重視した効率的な行政運営	60
(1)	行政評価制度の活用による施策・事務事業の見直し	60
(2)	公共工事のコスト縮減	60
(3)	内部管理業務プロセスの見直し	60
(4)	自主財源の確保	61
(5)	公営企業の経営の効率化	61
(6)	環境にやさしい県庁づくり	61
(7)	監査機能の強化	61
4	県民ニーズへの的確な対応	72
(1)	県民ニーズを踏まえたサービスの提供	72
(2)	ITを活用した行政サービスの向上	72
(3)	開かれた県政と透明性の確保	73
5	公の施設の見直しと指定管理者制度の積極的活用	78
(1)	公の施設のあり方の見直し	78
(2)	効果的・効率的な管理運営の推進と指定管理者制度の積極的活用	79

## 財政改革

1	ひっ迫する県財政	88
2	財政改革に向けた取組の基本的な考え方	92
(1)	目標	92
(2)	基本方針	92
3	歳出の抑制と歳入の確保	93
4	財政の弾力性の確保	96
(1)	県債の新規発行の抑制	96
(2)	公債費の適正な管理	97
(3)	円滑な資金調達	97
(4)	減債基金からの繰入運用のあり方の検討等	97

## 参考資料

策定までの経過	102
愛知県(新)行革大綱の策定に向けた提言	103
愛知県(新)行革大綱策定検討委員会開催要領	104
愛知県(新)行革大綱策定検討委員会委員名簿	105
策定に向けた意見聴取の結果	106
愛知県行政合理化推進会議設置要綱	110
愛知県行政改革推進本部設置要綱	111





# 第 1

## さらなる改革の必要性

## 第1 さらなる改革の必要性

### 1 県の行財政を取り巻く環境の急激な変化

本県の行財政は、この数年の間に大きな転換期を迎える。

#### ■ ポスト2005

長年にわたり本県が地域を挙げて取り組んできた**愛知万博、中部国際空港**が平成17年春に、いよいよ開幕、開港を迎えようとしている。この二大事業の成果を今後の地域づくりに活かし、いわゆる『**ポスト2005**』の**運営体制を構築**していく必要がある。

#### ■ 地方分権の進展

また、**地方分権の流れが本格化**する中、明治、昭和の大合併（※）に続く**平成の大合併が進行中**であり、**市町村の枠組みが大きく変化**する。

財政面においては、**三位一体改革**を機に、地方財政の自立を目指した意識改革が急速に進展している。

さらには、**道州制**の議論も徐々に熱を帯びてくるなど、**国と地方の役割分担について活発に検討**されている現状がある。

#### ※ 明治、昭和の大合併

- ・ 明治の大合併 : 明治22年の市制町村制の施行に伴うもの
- ・ 昭和の大合併 : 昭和28年の町村合併促進法及び31年の新市町村建設促進法の施行に伴うもの
- ・ 県内の市町村数の推移 : 明治8年4月 2,972市町村 ⇒ 明治23年4月 649市町村  
⇒ 昭和28年10月 217市町村 ⇒ 昭和31年10月 111市町村

#### ■ 地域活動の活発化

一方、「官から民へ」、「小さな政府の実現」という流れの中、NPOなど民間団体の活動が急速に普及、定着し、**県内のNPO法人数は600団体を超え**、多様で先駆的な活動が展開されている。

また、県内には**自治会、町内会、消防団など地域に根ざした団体**も数多くあり、従来から行政と密接に関連し、地域社会の活動を推進してきた。

このような背景の下、官民の役割分担の見直しが進み、今、**県民と行政の協働が大きなテーマ**となっている。

## ■ 団塊の世代職員の大量退職

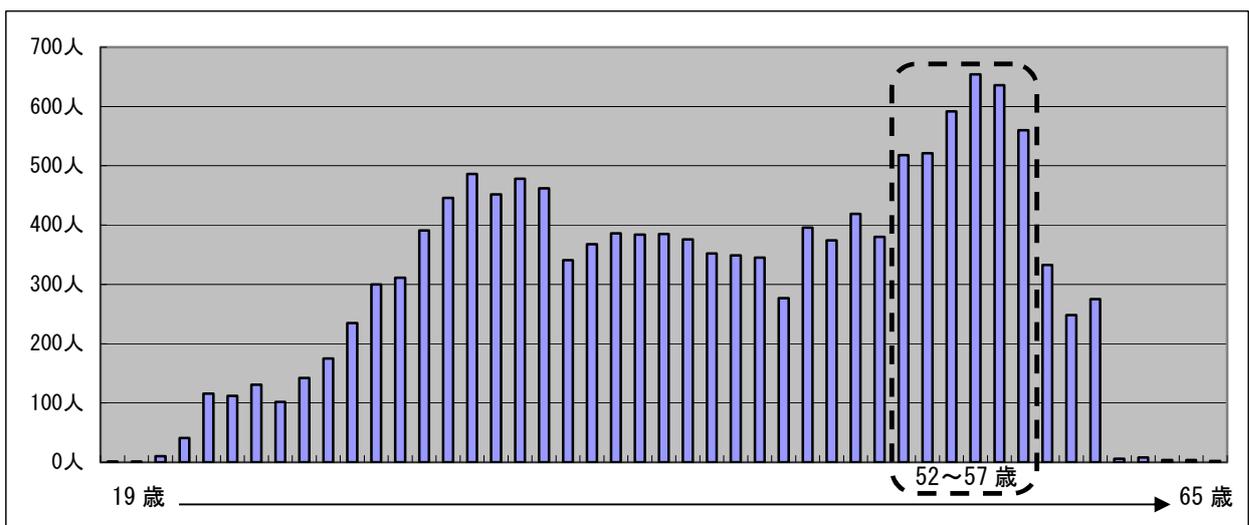
社会面では、我が国の経済・社会に大きな影響を与えてきた**団塊の世代**（※）が間もなく一線を退くことになる。本県においても、知事部局等では、平成19年度末から24年度末までの**6年間に約4分の1の職員が退職**することとなり、退職手当の支払いという財政的な課題のみならず、その後の県庁の組織運営のあり方が大きな課題となる。

また、教員及び警察官についても同様の状況にあり、全庁的な課題として取り組む必要がある。

### ※ 団塊（だんかい）の世代

第二次大戦後数年間（昭和22年～24年）のベビーブームの間に生まれた世代のこと。前後の世代に比べて極端に人口比が高い（平成12年の国勢調査では、当該世代の人口は6,864千人（日本人全体の人口の約5%）、うち愛知県では381千人（約6%）となっている。）。

図表1 知事部局等職員の年齢構成（人数はH16.4.1現在、年齢はH17.3.31現在、教員、警察官は除く）



## ■ 行財政改革の必要性

さらには、**公務員制度改革、電子自治体の構築、公の施設の指定管理者制度や地方独立行政法人制度**の導入など、県政運営は大きな変革を求められており、これらの環境の変化に的確に対応するために、**引き続き、行財政改革を積極的に推進**していかなければならない。

本県の財政状況は、危機的な状況にある。

■ 財政状況の悪化

愛知県では、平成10年度、11年度と2年連続して赤字となったが、第三次行革大綱を前倒して取り組み、さらに、改訂第三次行革大綱による取組を進めてきた結果、その後はなんとか黒字を保っている。

しかし、県税収入は、赤字であった平成10年度を下回っている状態であり、財源不足を補うために県債（借金）を大量発行し続けてきた結果、県債残高は4兆円に迫り、公債費（返済金）が増加してきている。また、教員、警察官の増員や団塊の世代職員の大量退職に伴う退職手当の増といった人件費の増加もあり、今後も義務的経費は増加する一方である。

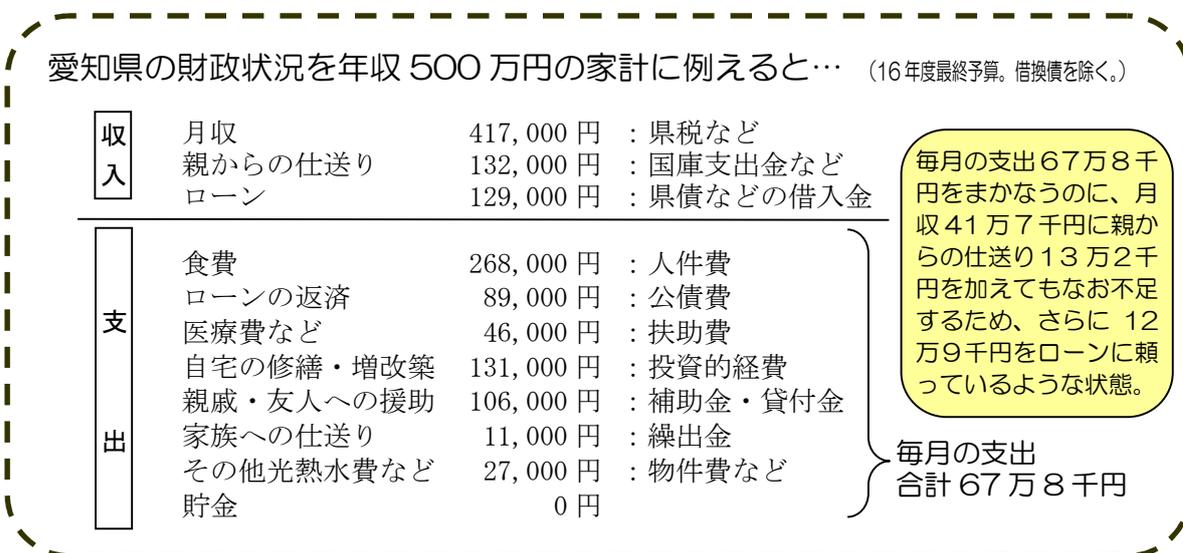
加えて、平成16年度は、国の三位一体改革に伴い、国からの地方交付税と臨時財政対策債が大幅（約650億円）に削減され、県財政はさらに危機的な状況に陥ることになった。

■ 財源不足額の縮減と安定した財政基盤整備の必要

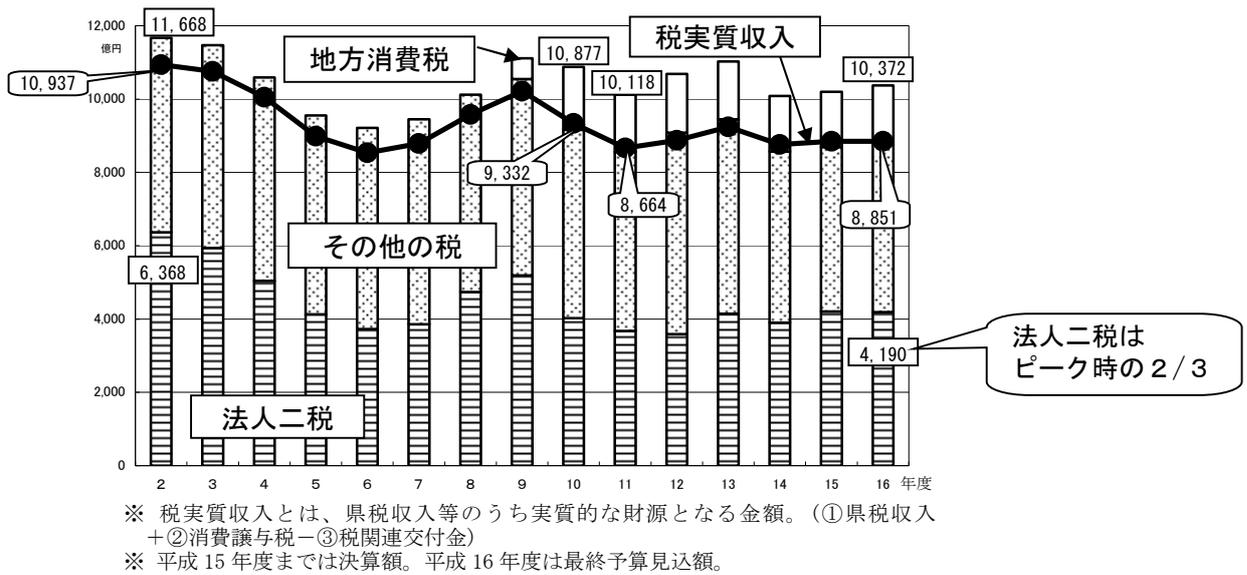
そこで、人件費の抑制を始めとする内部努力はもちろん、すべての事業を選択と集中の観点から見直し、財源不足額を減らす必要がある。

さらに県債発行額をコントロールしながら基金（貯金）の残高を確保することで、長期的にも安定した財政基盤をつくる必要がある。

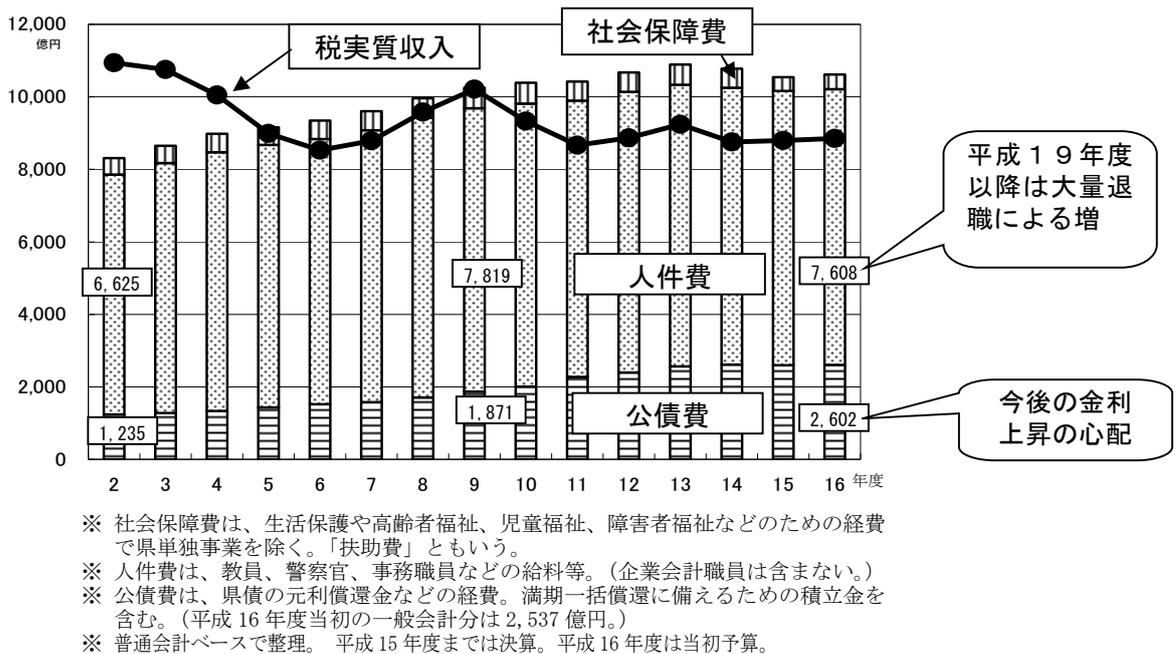
図表2 県財政を家計に例えた場合



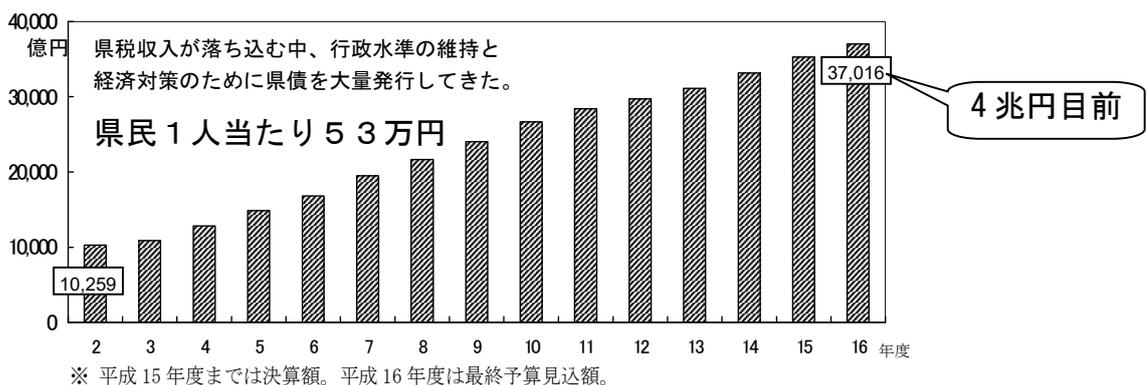
図表3 低迷する税収 ～景気回復の割には増えていない～



図表4 増える義務的な経費



図表5 増え続ける県債残高







## 第 2

# 改革の取組方向

## 第2 改革の取組方向

### 1 これまでの改革の取組

#### ■ 行革効果

平成10年12月に「**愛知県第三次行革大綱**」(計画期間:平成11～20年度)を策定し、厳しい財政状況の下で、本庁部制再編の前倒し実施や職員定数の大幅削減など積極的な取組を進めてきた。

平成13年12月には、その後の状況の変化に対応するため、新たな数値目標や155の具体的な実施事項を盛り込んだ「**改訂愛知県第三次行革大綱(県庁改革プログラム)**」(計画期間:平成14～20年度)を策定し、各取組事項を出来る限り前倒しで実施し、この**6年間で約3,500億円の行革効果**を上げてきた。

図表6 行革効果

(単位:億円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
事務事業の 廃止・休止	242	87	69	68	87	171	724
経費の節減 合理化等	993	398	16	59	61	106	1,633
人件費の抑制	401	421	213	59	30	43	1,167
計	1,636	906	298	186	178	320	3,524

#### ■ 個別取組事項

県庁改革プログラムにおける**当初の3年間に実施・着手する事項についてはすべて実施済み、平成20年度までに検討・実施する事項については、すべてが実施済み又は検討中であり、未着手のものはゼロ**となっている。

なお、検討中の25項目については、引き続き取り組んでいく。

図表7 実施・検討項目数

(単位:件)

	平成14～16年度 に実施・着手する事項	平成20年度までに 検討・実施する事項	合計
全項目数	118	37	155
実施済み	118	12	130
検討中	0	25	25
未着手	0	0	0

図表8 愛知県における行革大綱策定状況

名 称	<b>愛知県行政改革推進計画（愛知県行革大綱）</b>
策定時期	昭和60年12月
取組期間	昭和60年度～62年度（3年間）



名 称	<b>愛知県行政改革推進計画（愛知県新行革大綱）</b>
策定時期	平成7年12月
取組期間	平成8年度～10年度（3年間）



名 称	<b>愛知県行政改革推進計画（愛知県第三次行革大綱）</b>
策定時期	平成10年12月
取組期間	平成11年度～20年度（10年間）



名 称	<b>改訂愛知県第三次行革大綱（県庁改革プログラム）</b>
策定時期	平成13年12月
取組期間	平成14年度～20年度（7年間）



**あいち行革大綱2005**  
 ～あいち新時代へのチャレンジ～

策定時期 平成17年2月  
 取組期間 平成17年度～22年度（6年間）

### 新たな地域経営システムの構築

#### ■ 従来型の手法の限界

現在の本県の行財政状況はこれまでになく厳しいものであり、今後、より複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応していくためには、**県が県の資源（人材、施設、情報、資金等）を活用し、県が主体となって県の責任領域における公共サービスを提供する**という従来の行政手法には**限界**がある。

#### ■ 県民の自主・自立的活動の高まり

一方、地方分権が進展する中、公共サービスを担う新たな活動主体として、**NPO**を始めとする**県民の自主・自立的な活動が活発**になってきている。

また、**団塊の世代の退職**により、大量の人々が職場から地域へと活動の拠点を移すことになるが、それらの人々がコミュニティ、NPOやボランティア等、**地域活動の担い手**として活躍することも期待される。

#### ■ 補完性の原理

こうした動きは、県民の自立的な活動の高まりを示すものであり、行政においても公共サービスの提供のあり方について「**補完性の原理**」に立った見直しが求められている。

#### ◆ 補完性の原理 ◆

個人が自らできることは個人が行い、個人では不可能なことを家族や地域社会といった小さな単位が、さらに、市町村、県、国といった大きな単位が順に補完していくという考え方。

## ■ 行政手法の見直し

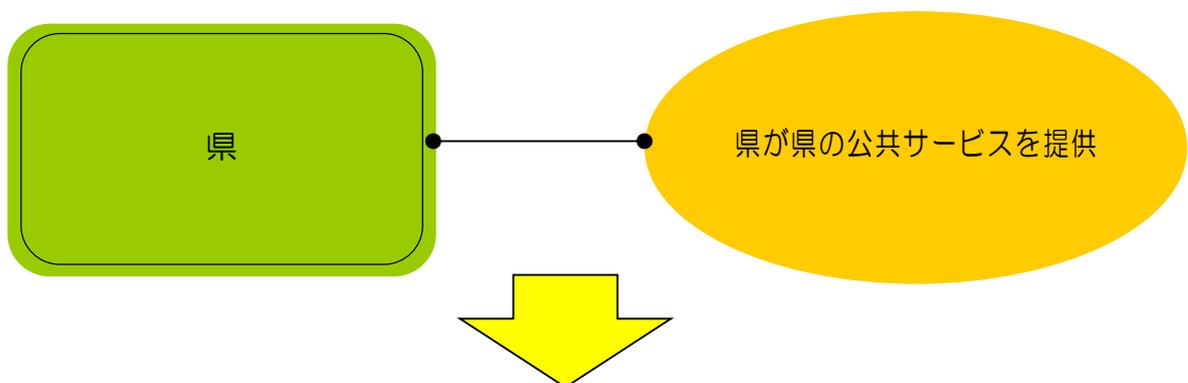
そこで、この「補完性の原理」の下に、県が県の公共サービスのすべてを提供するという従来の行政手法から、**県のコーディネートの下、県の資源を活用し、地域の公共サービスを地域全体で提供する手法**へと見直しを図る。

## ■ 新たな地域経営システムの構築

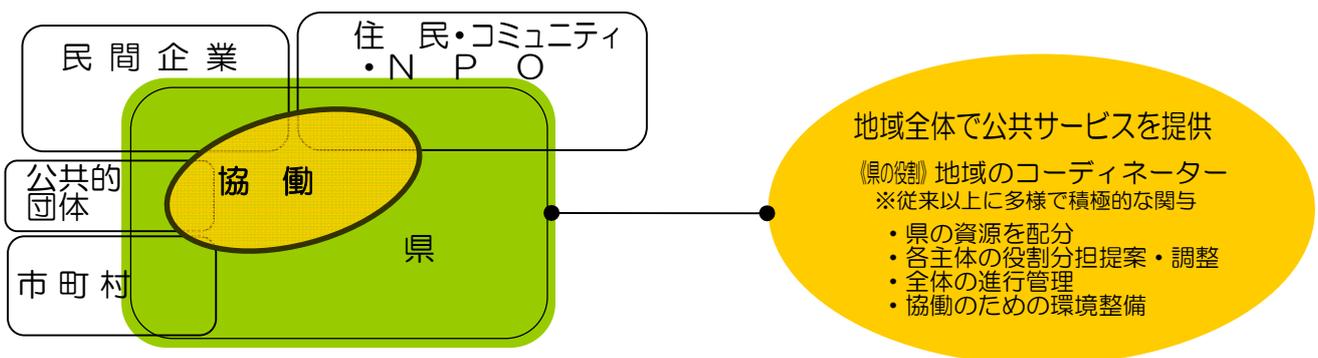
この考え方の下に、県は行政の責任領域に十分留意し、県政に対する県民の安心、透明性、公平性、効率性にも配慮しながら、**地域のコーディネーター**となり、住民、コミュニティ、NPO、民間企業、公共的団体、市町村等、地域社会に関わる各主体に県の資源を配分し、有機的に**協働**することにより各主体がそれぞれの持てる力を活かし地域全体で公共サービスを提供するという**新たな地域経営システム**の構築を目指す。

図表9 新たな地域経営システム

### 《従来型システム》



### 《新たな地域経営システム》



#### ■ 分権改革

##### ◆ 分権型社会の中で県が果たすべき役割・機能の見直し ◆

住民、コミュニティ、NPO、民間企業、公共的団体、市町村、県等、地域社会を構成する各主体が**分権型社会において果たすべき役割と機能**を見直す。

#### ■ 県庁改革

##### ◆ 戦略的な地域経営を推進するための組織・事業の見直し ◆

県が地域で求められる新たな役割を果たしていくため、**総合力、機動力を備えた組織体制の整備**を図るとともに、**成果を重視した効率的な行政運営**を行うため、県が所管している全事務事業を、実施手法を含めて積極的に見直す。

また、新たな時代に求められる**人材の育成と組織の活性化**を図るため**能力・実績を適正に評価**し、それに基づくメリハリの効いた人事・給与制度へと転換を進めるとともに、団塊の世代の大量退職などに対応するため、**多様な任用形態**を検討する。

さらに、公の施設の**指定管理者制度**を積極的に活用し、県民サービスの向上と経費の節減を図る。

#### ■ 財政改革

##### ◆ 安定した行政運営のための財政の見直し ◆

本県の財政状況は一層厳しさを増しており、早期の**財政の健全化**は喫緊の課題であるため、あらゆる角度からの**歳出削減と歳入確保**に努めるとともに、**財政の弾力性の確保**のための方策を講じる。

## 4 自主・自立の活気あふれる地域社会、スリムで躍動感のある県庁

県の財政は危機的な状況にあるが、地方分権が急速に進展し、数十年に一度の大事業である愛知万博、中部国際空港の開幕、開港がまさに実現しようとする現在、分権改革、県庁改革、財政改革の3つの改革は職員、県民に相応の痛みを伴うが、この取組を着実に進めることが**新しい時代の愛知の発展の礎**となる。

また、団塊の世代の退職を負の要素とばかり捉えるのではなく、地域にあっては新たな地域活動の担い手の誕生と、また、県庁にあっては若い世代の登用や民間等外部からの人材注入など組織活性化の好機と捉え、**来るべき時代に対応できる組織・体制の確立**に繋げていく必要がある。

行財政改革の先に、県民が愛知の将来に対し明るい希望や展望を持てるよう、**自主・自立の活気あふれる地域社会、スリムで躍動感ある県庁の実現**に向け、積極的な取組を展開していく。

## 5 計画期間と進行管理

計画期間は**2010年度までの6年間（平成17年度～22年度）**とする。

なお、短期集中的な取組事項については、当初の3年間を取組期間とし、毎年度取組状況を公表するとともに、3年後に中間段階でのフォローアップを行う。

平成17～19年度  
(短期集中取組期間)

目標の早期実現に向けてできるだけ多くの取組を推進

平成20～22年度

適切なフォローアップを行い、さらなる取組を推進

## 6 重点取組事項

この行革大綱では、「県の行財政を取り巻く環境の急激な変化」や「危機的な財政状況」といった課題に的確に対応し、改革の目標である「新たな地域経営システム」を構築するために、7つの重点取組事項を設定し、県庁をあげて重点的な取組を進める。

※【 】内の数字は個別取組事項の番号を示す。

### (1) 民間活力の活用・県民との協働の推進

**課題** = 「新たな地域経営システム」においては、民間活力の活用を原則とし、民間の資金や経営ノウハウ、専門的な知識・技術等を積極的に活用する必要がある。

- 1 全事務事業を総点検し、公正性・公平性や個人情報保護の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。(毎年度)【012】
- 2 行政とNPO等県民の双方の長所が活かされる協働可能な事務事業を洗い出し、積極的に県民との協働を進める。(毎年度)【015】

### (2) 組織・機構の見直し

**課題** = 新たに県に求められる役割を確実に果たすとともに、愛知万博、中部国際空港の二大事業の成果を活かし、分権型社会にふさわしい新たな地域経営システムを構築するために、総合力・機動力を備えた組織体制の整備を進める必要がある。

- 3 本庁組織について、政策調整機能等の充実・強化、国際関係施策の総合的かつ効果的・効率的な実施、大規模な課の適性規模化等の視点から見直しを行う。(18年度)【034】
- 4 地方機関について、地方分権、市町村合併の進展等環境が大きく変化していることから、所管区域、機能、組織等についてゼロベースで抜本的な見直しを行う。(19年度)【045】

### (3) 定員・給与等の適正な管理

**課題** = 県の財政は依然として厳しく、財政の早期健全化は喫緊の課題であることから、職員の勤務意欲に配慮しつつ、定員及び給与の適正な管理に努める必要がある。

- 5 知事部局等と教育の事務部門の職員について、事務事業の整理合理化、組織・機構の見直しなどにより、定数の削減に取り組む。(毎年度)【078】  
**数値目標** 平成17年度から22年度までの間に1,500人以上の削減
- 6 教職員について、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を進めながら、本県独自に措置している教職員定数の縮減などにより、定数の適正管理を図る。(毎年度)【079】
- 7 国の地域手当の導入などの見直しの動向も注視しつつ、給与構造の見直しに取り組む。(17年度以降)【081】
- 8 各種の手当について、目的や社会情勢の変化などを踏まえあり方を見直す。(毎年度)【082】

### (4) 人材の育成・多様な任用形態の検討

**課題** = 職員の持つ潜在能力を引き出し、その意識・行動様式をチャレンジングなものに変えていくとともに、人材の育成と活用を図る必要がある。

- 9 特定分野の専門家として十分な意欲・能力を備えた職員を育成する仕組みづくりを検討する。(18年度まで)【085】
- 10 新たな任期付採用及び任期付短時間勤務職員制度の導入を検討する。(19年度まで)【098】
- 11 採用において社会人枠の新設を検討する。(19年度まで)【099】
- 12 退職するベテラン職員の能力・知識・経験を最大限活用するため、再任用職員を常勤としたり、専門職として登用することを検討する。(毎年度)【100】
- 13 「教員の資質向上検討会議(仮称)」を設置し、教員の資質向上方策等について、学校現場により近い視点から検討を行う。(毎年度)【102】
- 14 能力や実績等が適正に評価されるよう、教員の新しい評価制度の導入を検討する。(18年度)【103】

## (5) 施策・事務事業の見直し

**課題** = 真に県民に必要な行政サービスを効果的・効率的に展開し、県民が安心できる県政を実現していく必要がある。

15 行政評価制度を活用し、全事務事業について、必要性、効果、優先度など、あらゆる観点から検証し、廃止・縮小・統合や内容、実施方法の見直し等に取り組む。(毎年度)【109】

**数値目標** 平成 17 年度から 22 年度までの間各年度おおむね 30 億円削減

## (6) 公の施設の見直しと指定管理者制度の積極的活用

**課題** = 公の施設については、社会的役割の変化や県の果たすべき役割と機能に合わせて、存置の必要性を含めて、あり方を見直すとともに、指定管理者制度の積極的な活用を図る必要がある。

16 公の施設のあり方を見直し、廃止、民営化、地元移管等を行う。(毎年度)【158】

**数値目標** 平成 17 年度から 22 年度までの間に 16 年度当初施設数の 25%以上となる 28 施設以上を廃止、民営化、地元移管等

17 既存の管理委託施設等について、平成 18 年度から指定管理者制度を導入する。なお、公募により指定管理者を選定する施設は、指定期間の更新に合わせて段階的に拡大する。(18 年度)【182】

**数値目標** 平成 17 年度に 14 施設及び県営住宅 17 団地、22 年度までに指定管理者制度導入施設(廃止等予定施設を除く)の 60%以上となる 48 施設以上で公募実施

## (7) 財政の早期健全化・弾力性の確保

**課題** = 自主財源の大幅増は見込めないという共通認識のもと、目標を設定し、歳出構造を見直し、安定的に行政サービスを提供することができる持続可能な財政基盤を確立する必要がある。

18 歳出の抑制と歳入の確保の目標を設定する。(毎年度)【185】

**数値目標**

区 分	目 標 額	
	17~19 年度累計	17~22 年度累計
徹底した内部努力	400 億円	1,200 億円
選択と集中による施策の見直し	400 億円	1,200 億円
自主財源の確保	100 億円	300 億円
計	900 億円	2,700 億円

19 プライマリー・バランスの黒字化を目指す。(22 年度まで)【187】

20 臨時財政対策債や減税補てん債といった国の事情で発行せざるを得ないものを除いた県債の新規発行額の抑制に取り組む。(毎年度)【188】

**数値目標** 歳入に占める通常の県債(国の事情で発行せざるを得ないものを除く)の割合(県債依存度)を、平成 16 年度当初予算(借換債を除く)10.4%から 22 年度には 6%台になるように抑制

### ■その他(国への要望)

なお、上記の積極的な取組は当然のこととしても、自主的な改善努力を阻害する法制上の規制の解消などを国へ要望していく。

## ※ 個別取組事項の実施年度等の示し方

「毎年度」・・・毎年度継続的に取組を実施するものを示し、次のとおり表示している。

○○○○○○○○○○○○○○○（毎年度）					関係部局※1	
.....						
.....						
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	

「〇〇年度」・・・当該年度に取組を実施するものを示し、次のとおり表示している。

＜18年度に実施する例＞

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

「〇〇年度以降」・・・現時点では検討・実施時期は確定していないが、当該年度以降、できる限り短期集中取組期間内（平成19年度まで）に、遅くとも計画期間内（平成22年度まで）に検討・実施するものを示し、次のとおり表示している。

＜18年度以降に実施する例＞

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

「〇〇年度まで」・・・現時点では検討・実施時期が確定していないが、当該年度までに検討・実施するものを示し、次のとおり表示している。

＜21年度までに実施する例＞

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

※1 「関係部局」・・・複数の部局に該当することを表す。

※2 「検討」・・・検討するだけでなく、検討終了後、速やかに検討結果に基づく取組を実施する。

### 「策定に向けた意見聴取の結果」の個別取組事項への反映

有識者アンケート、県政モニターアンケート、市町村長・各界有識者との意見交換会、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）など幅広く意見等を集約し、その結果を可能な限りこの行革大綱に取り入れた。

このうち、個別取組事項として具体的な取組を行うものについては、個別取組事項の番号の下に次のとおり表示している。

内 容	表 示
「行財政改革に関する有識者アンケート調査」で同趣旨の意見が多かったもの（50%以上の回答があったもの）を示す。	有 識 者
「県政モニターアンケート『愛知県の行財政改革』」で同趣旨の意見が多かったもの（50%以上の回答があったもの）を示す。	県政モニター
「愛知県（新）行革大綱策定に向けた意見交換会」において同趣旨の意見があったことを示す。	意見交換会
「県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）『（新）行革大綱策定に向けた中間とりまとめ』」において同趣旨の意見があったことを示す。	パブ・コメ

※ なお、「策定に向けた意見聴取の結果」については参考資料（106ページ）を参照。



# 第 3

## 取組課題、見直しの視点 及び個別取組事項

## 1 県の果たすべき役割と機能

県は現在、広域自治体として、市町村域を越えた広域にわたる事務（広域事務）を実施するとともに、国と市町村や市町村間の連絡調整（連絡調整事務）、規模又は性質から一般の市町村が処理することが適当と認められない事務（補完事務）を実施している。

今後、市町村合併の進展などにより市町村の規模・能力が拡大していく中、市町村の補完事務が縮小する一方で、県境を越えた地域課題の解決など、より**広域的な事務に重点**を移すことが求められる。

また、その際には、国からの権限移譲も含め、政策の決定や事業の実施に当たっての**自主性・自立性**を高めていくことが不可欠である。

こうした行政分野での役割分担を踏まえ、資金、人材、情報など地域の限りある貴重な資源を効率的・効果的に配分し、住民、コミュニティ、NPO、民間企業、公共的団体、市町村等の持てる力を十分に活用する**地域のコーディネーター**としての役割を担っていく必要がある。

さらに、県を取巻く環境の変化や県に求められる新たな役割・機能により適切に対応していくため、**新たな広域行政制度として、道州制等について検討**していく必要がある。

### (1) 県の果たすべき役割と機能の見直し

- 地域のニーズを十分考慮しながら、分権型社会における県の果たすべき役割を明確化し、その役割に即した県の組織体制や事務事業のあり方を検討し、積極的に見直しを図る。
- 道州制等について、地方の立場からその望ましいあり方を引き続き検討し、県民に対して分かりやすく情報を伝えるとともに、国等に対しては具体的な提言を行うなど、積極的に情報を発信していく。

図表 10 「地方自治法」第2条（抜粋）

<p>第2条</p> <p>2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p> <p>3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない<u>と認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。</u></p> <p>5 <u>都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない<u>と認められるものを処理するものとする。</u></u></p>
--

図表 11 『今後の地方自治制度のあり方に関する答申』（平成15年11月13日 第27次地方制度調査会 抜粋）

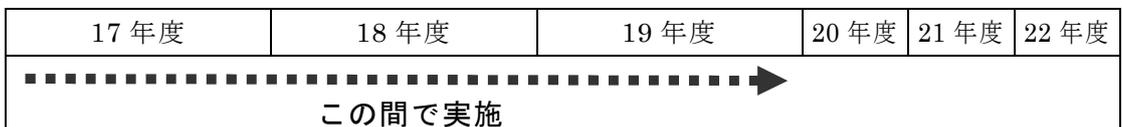
<p>第3 広域自治体のあり方</p> <p>3 広域自治体のあり方（都道府県合併と道州制）</p> <p>「規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に広域自治体としての役割、機能が十分に発揮されるためには、まず、都道府県の区域の拡大が必要である。</p> <p>また、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体として<u>道又は州（仮称。以下同じ。）から構成される制度（以下「道州制」という。）の導入を検討する必要がある。</u>（後略）」</p>
--

**個別取組事項**

(1) 県の果たすべき役割と機能の見直し

001	広域行政制度の導入を含めた県のあり方の検討（19年度まで）	総務部
-----	-------------------------------	-----

道州制等、広域行政制度の導入を含めた県のあり方について、「分権時代における県の在り方検討委員会」の提言を踏まえ、県民や国等への積極的な情報発信を行うとともに、フォローアップ体制を整備して、提言内容の具体化やさらなる検討を行う。



## 2 市町村との新たな関係の構築

地方分権が進展し市町村合併が進みつつある中、地域住民に身近な基礎自治体である市町村は、今後も、権限や能力等のさらなる拡充を図りつつ、自らの権限と責任において、地域の実情に応じた取組を推進する**自立した政策自治体**への転換が求められる。

こうした中で、市町村に対する県の役割についても、市町村の補完や市町村の事務事業の円滑な執行に重点をおいた支援から、対等・協力の関係を基本として、**市町村が規模・能力を高め、自立した行財政運営を行うための支援**に重点を移す必要がある。

### (1) 事務権限の移譲の推進

- 分権型社会への積極的な転換を図るという観点から、県と市町村の役割分担を踏まえた上で、事務の効率化と住民に対する一層のサービス向上を図るため、引き続き県から市町村への権限移譲を進め、住民に最も身近な自治体である市町村の機能強化の支援を図る。
- 地域の実情に応じた権限移譲を進めるため、これまで行ってきた全市町村あるいは一定規模以上の市への一律の権限移譲方式ではなく、それぞれの市町村の意向を踏まえた権限移譲を進める。
- 市町村への権限移譲に当たっては、事務処理に必要な経費の措置、人的な支援、情報提供や助言など各種支援措置に努める。

図表 12 事務権限移譲の推移

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
年度当初の移譲事務数（累計）	285	324	391	495	570

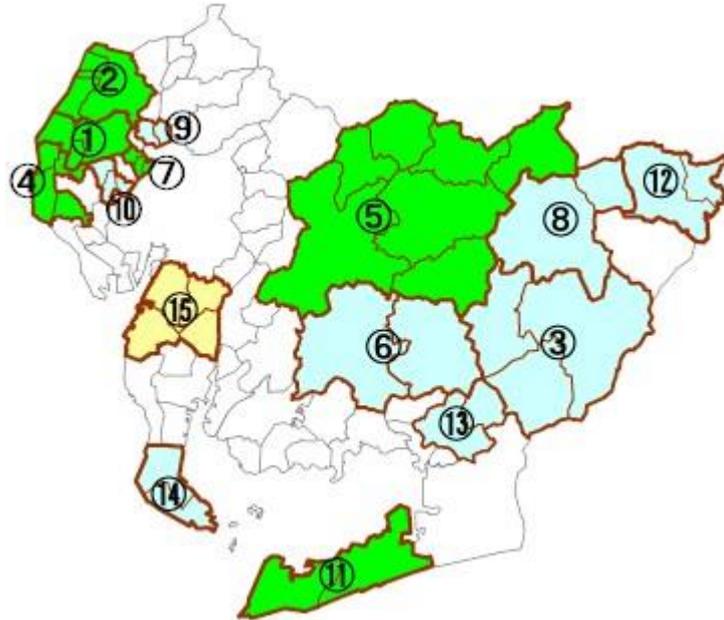
### (2) 市町村合併の推進

- 自立した行財政運営を行うとともに、そのための政策形成能力を向上させるためには、前提となる行財政基盤の強化が必要不可欠であり、その有効な手段である市町村合併について、市町村の自主的・主体的な取組を支援する。
- 合併後の市町村が速やかに一体的なまちづくりを進めることができるよう、合併後の市町村の取組を支援する。

**(3) 市町村の自立型行財政運営の支援**

- 市町村の支援方策について、全体的に検証・見直しを行い、新たなプログラムのもとで、市町村の自立した行財政運営の支援を推進する。
- 市町村が自立した行財政運営を進めるためには、人材や情報が重要であることから、市町村におけるそれらの機能強化の取組を支援する。
- 市町村に対する自立支援策として、①周辺の市町村による補完（水平補完）、②従来と同様の県による補完（垂直補完）、③県と市町村による広域連合による対応など、地域の実情に応じた最も適切な方策を検討し、支援を進める。

図表 13 愛知県内の市町村合併を巡る動き（平成17年2月1日現在）



合併協議会の名称	構成市町村数	人口 H12.10.1 現在	面積 H15.10.1 現在
<b>法定協議会【14 協議会・40 市町村】      うち合併申請済みの法定協議会【6 協議会 22 市町村】</b>			
① 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 <b>【申請済】</b>	3	136,938 人	79.30 km <sup>2</sup>
② 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 <b>【申請済】</b>	3	362,726 人	113.91 km <sup>2</sup>
③ 新城市・鳳来町・作手村合併協議会	3	53,603 人	499.00 km <sup>2</sup>
④ 海部西部4町村合併協議会 <b>【申請済】</b>	4	65,597 人	66.63 km <sup>2</sup>
⑤ 豊田加茂合併協議会 <b>【申請済】</b>	7	395,224 人	918.47 km <sup>2</sup>
⑥ 岡崎市・額田町合併協議会	2	345,997 人	387.24 km <sup>2</sup>
⑦ 西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会 <b>【申請済】</b>	3	54,893 人	13.31 km <sup>2</sup>
⑧ 設楽町・津具村合併協議会	2	6,959 人	273.96 km <sup>2</sup>
⑨ 師勝町・西春町合併協議会	2	75,728 人	18.37 km <sup>2</sup>
⑩ 大治・七宝・美和町合併協議会	3	73,478 人	24.83 km <sup>2</sup>
⑪ 田原市・渥美町合併協議会 <b>【申請済】</b>	2	65,534 人	188.58 km <sup>2</sup>
⑫ 豊根村・富山村合併協議会	2	1,629 人	155.91 km <sup>2</sup>
⑬ 豊川市・一宮町合併協議会	2	133,582 人	102.05 km <sup>2</sup>
⑭ 美浜町・南知多町合併協議会	2	49,333 人	84.62 km <sup>2</sup>
<b>任意協議会【1 協議会・4 市町村】</b>			
⑮ 知多北部任意合併協議会	4	300,898 人	153.55 km <sup>2</sup>

**個別取組事項**

(1) 事務権限の移譲の推進

<b>002</b>	<b>市町村への事務権限の移譲（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	--------------------------	-------------

パブ・コム

平成 20 年度までは「県から市町村への権限移譲推進要綱」に基づき、住民サービスの向上や市町村行政の充実強化につながる事務権限の移譲を引き続き進めるとともに、21 年度以後の移譲方式について検討を進める。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
 毎年度移譲                      ○移譲方式検討					

<b>003</b>	<b>事務権限の移譲に伴う市町村支援の実施（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	--------------------------------	-------------

市町村への事務権限の移譲に合わせて、職員の派遣、研修会の開催等の支援措置を実施する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
 毎年度実施					

(2) 市町村合併の推進

<b>004</b>	<b>合併後の市町村に対する支援（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	---------------------------	-------------

合併特例法下の合併市町村に対して、人的・財政的な支援を重点的かつ優先的に行うとともに、市町村建設計画に基づく県事業を着実に実施するなどにより、速やかに一体的なまちづくりが行われるよう、積極的な支援を行う。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
 毎年度実施					

<b>005</b>	<b>合併を目指す市町村に対する支援（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	-----------------------------	-------------

平成 21 年度までの限時法である合併新法の下で合併を目指して自主的・主体的な取組を行う市町村に対して、情報提供や制度面における助言など適切な支援を行う。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
 毎年度実施					

<b>006</b>	<b>市町村合併の推進に関する構想の策定（17 年度）</b>	<b>総務部</b>
------------	---------------------------------	------------

合併新法に基づき、総務大臣が定める基本指針を踏まえ、「市町村合併の推進に関する構想」の策定に取り組む。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○構想策定作業					

(3) 市町村の自立型行財政運営の支援

**007** 市町村との人事交流の推進（毎年度） **関係部局**

県と市町村との人事交流について積極的に取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**008** 市町村職員研修への協力（毎年度） **関係部局**

市町村職員の政策形成能力等の向上を支援するため、市町村が実施する職員研修に対して、要請に応じて講師を派遣する等積極的な協力を行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**009** 市町村への県単独補助金のあり方の検討（毎年度） **関係部局**

市町村に対する県単独補助金について、県と市町村の役割分担を踏まえて存続すべきかどうかを見直し、存続する場合にあっては、統合・メニュー化して市町村の利便性を高める方向で検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**010** 市町村の税財政制度の改革への支援（毎年度） **総務部**

国と地方を巡る税財源に関する三位一体の改革を始め、地方債の許可制から協議制への移行など、市町村の税財政制度の改革が進む中において、地方分権の確実な進展が図られるよう、各種相談・助言など適切な支援を行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**011** 市町村自立支援プログラムの策定（18年度） **総務部**

県の市町村支援のあり方を、市町村の自立を支援する役割に転換していくためのガイドラインとなる「市町村自立支援プログラム」を策定する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○プログラム策定					

### 3 民間との役割分担及びNPO等県民との協働

公共サービスの分野において、住民、コミュニティ、NPO、民間企業、公共的団体等の民間活動主体が行政とともに協働する**新たな地域経営システム**においては、事務事業の遂行に当たっては、**民間活力の活用**を原則とし、民間委託、PFIの導入などにより民間の資金や経営ノウハウ、専門的な知識・技術等の積極的な活用を行っていく必要がある。

また、**NPO活動**の活発化は、地域住民が自治意識や主体的課題解決能力を高め、住民自らの選択と責任に基づいて地域づくりを進める「**自立型地域社会**」構築の基礎になると考えることができる。

そこで、平成16年5月に発行した「**あいち協働ルールブック2004**」を普及・活用し、引き続き幅広い分野でNPOとの協働を進めるとともに、市町村における協働の取組の支援も積極的に行う必要がある。

#### (1) 民間活力の活用

- 県が行うすべての事務事業について、その実施手法を総点検し、民間活力を活用した方が効率的・効果的なものについては、積極的に民間活力を活用する。
- 国等の動向も踏まえながら、市場化テスト（※）の導入についても検討する。

※ 市場化テスト

国や自治体など官が所管する事務事業について、民間業者との間で「官民競争入札」を導入し、市場競争させる仕組み。

#### (2) NPO等県民との協働

- NPO等県民との協働が幅広い分野で進むよう、全庁的に取組を進める。
- 協働の取組を評価し、改善することで、より高いレベルの協働事例を増加する。
- NPO等県民のニーズを踏まえながら、その活動を促進するための取組を進める。
- 市町村においてもNPO等県民との協働が進むよう、市町村の実情を踏まえながら必要な支援を行う。

図表 14 愛知県のNPOの状況

(愛知県内に主たる事務所(連絡先)を置く団体)

特定非営利活動法人(NPO法人)	愛知県知事認証	610団体(平成16年12月31日現在)
	内閣総理大臣認証	41団体(平成16年11月30日現在)
任意団体		約1200団体(15年度データベース作成調査時)

図表 15 NPO法人の活動分野の状況

(愛知県知事認証の特定非営利活動法人(平成16年12月31日現在))

(単位:団体)

活動分野	認証数	活動分野	認証数
① 保健・医療・福祉	239	⑩ 男女共同参画社会形成	10
② 社会教育	38	⑪ 子どもの健全育成	58
③ まちづくり	50	⑫ 情報化社会の発展	8
④ 学術・文化・芸術・スポーツ	66	⑬ 科学技術の振興	4
⑤ 環境保全	47	⑭ 経済活動の活性化	9
⑥ 災害救援活動	5	⑮ 職業能力の開発	12
⑦ 地域安全活動	5	⑯ 消費者の保護	2
⑧ 人権擁護・平和推進	12	⑰ NPOの援助	17
⑨ 国際協力	28	合 計	610

**個別取組事項**

(1) 民間活力の活用

**重点1** **012** **民間委託の推進（毎年度）** **関係部局**

有識者  
意見交換会

全事務事業を総点検し、効率的なサービスの提供やサービス水準の向上等民間委託による効果が期待される次のような事務事業について、公正性・公平性や個人情報の保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に民間委託を進める。

業務内容	業務の例
定型的又は大量の業務	電算入力業務、調査・集計業務、電話交換業務、公用車運転業務、給食業務、看護補助業務 など
専門知識や技術、設備を必要とする業務	システム設計・維持管理業務 など
イベント、研修会、講習会等の企画運営業務	イベント等の企画運営業務 など
施設の管理運営業務	施設の警備業務、設備の保守点検・維持管理業務 など
集約化によりスケールメリットが見込まれる業務	定型的な内部事務 など
その他サービス向上やコスト縮減が期待できる業務	

次の事務事業については、民間委託の可能性について検討し、可能なものは順次民間委託を実施する。

- 自動車取得税申告受付業務
- 物産情報収集業務
- 旅券発給業務
- 浄水場運転管理業務
- 環境調査センターにおける調査分析業務
- 放置駐車違反車両の確認等事務
- 中高年齢離職者再就職支援事業
- など

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**013** **PFIの導入（毎年度）** **関係部局**

「愛知県PFI導入ガイドライン」に基づき、PFI（※）導入の効果が認められる事務事業についてPFIを導入する。

＜導入実施又は導入検討事業＞

森林公園ゴルフ場、中小企業センター改築工事、浄水場排水処理業務（汚泥処理業務）

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

※ PFI 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用して行う事業手法

**014** 市場化テストの導入検討（17年度以降） 関係部局

国における市場化テストの動向を見極め、市場化テストの導入に向けた検討を行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

(2) NPO等県民との協働

**重点2** **015** 県民との協働事業の実施（毎年度） 関係部局

有識者

県政モニター

NPO等県民と協働しながら地域をつくっていくという観点から、行政とNPO等県民双方の長所が活かされる協働可能な事務事業を洗い出し、公正性・公平性や個人情報保護、責任範囲の明確化、費用対効果等に十分留意しながら、積極的に協働を進める。

< 17年度実施予定事務事業 >

- パークアンドライド推進事業
- 地域で考える安全なまちづくり支援事業
- 県民の防災意識向上推進事業
- 里山保全活動に関するワークショップの開催
- 児童虐待防止啓発事業
- 障害者テレワーク活動支援事業
- 食と緑の元気な人づくり事業
- 外国人共生支援住宅団地モデル事業
- ふれ愛ねっ！とカーニバル

など

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**016** 協働の取組に関する検証・改善の場の開催（毎年度） 県民生活部

協働の取組について、NPOと行政の双方で検証しながら改善し、向上を図っていくため「検証・改善する場」を継続的に開催する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**017** NPOとの意見交換会の開催（毎年度） 県民生活部

幅広い分野において、行政とNPOが地域ニーズや課題認識について共有できるよう、行政職員とNPOが参加したテーマ別の意見交換会を開催する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**018 「NPOとの協働」に関する職員研修の実施（毎年度）** **県民生活部**

「NPOとの協働」が地域づくりを進める上での視点のひとつとして位置付けられるよう、職員に対する多様な研修を継続的に実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**019 「NPOとの協働」に関する市町村説明会の開催（毎年度）** **県民生活部**

市町村におけるNPOとの協働の取組が促進されるよう、各市町村の実情と要請に応じて、説明会を開催する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**020 施策等の企画立案における県民参画の推進（毎年度）** **関係部局**

**パブ・コム** 施策及び事務事業の企画立案段階からの県民の参画を進めるため、パブリックインボルブメント（※1）やワークショップ（※2）などを実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

※1 パブリックインボルブメント

公共事業等の計画段階から広く住民の意見を聞き、設計等に反映させていく手続

※2 ワークショップ

住民や専門家、行政などが平等に意見を出したり作業しながら、テーマについて考え、合意形成に導こうとする場

**021 あいち県民債の発行（毎年度）** **総務部**

広く県民から資金の提供を受け、県民に身近な社会資本の整備を着実に進めるため、県内在住・在勤者を対象に「あいち県民債」を発行する。

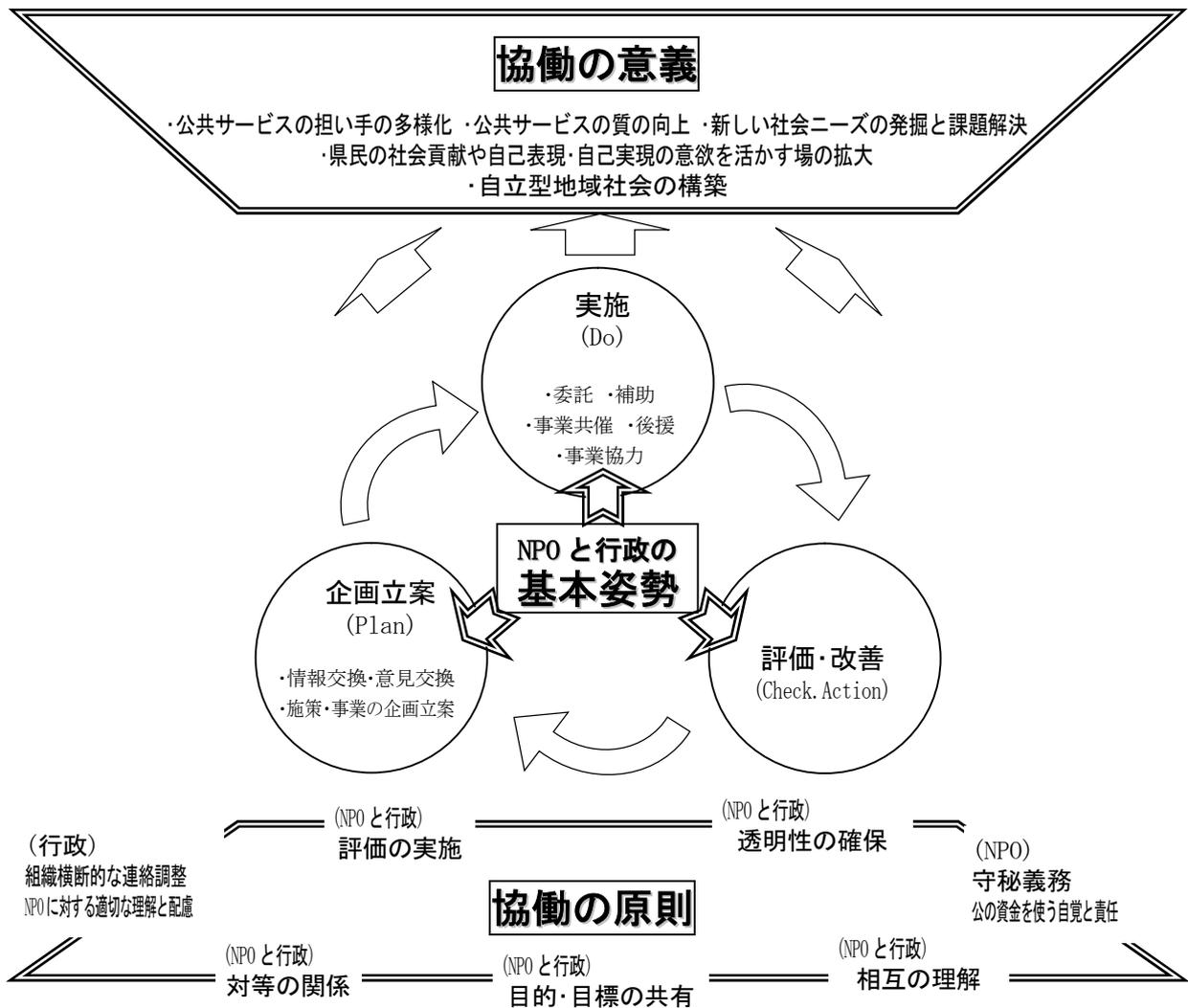
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**022 NPO提案型モデル事業の実施（17年度）** **県民生活部**

NPOからの事業提案を公募で受け付ける「NPO提案型モデル事業」を引き続き実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

図表 16 あいち協働ルールブック2004（概念図）



※あいち協働ルールブック2004 賛同NPO数 499団体（平成16年8月3日現在）

4 県関係団体等の役割と機能

県関係団体等はこれまで県を補完・代行する役割を果たし、一定の成果を挙げてきたが、経済状況や社会構造の変化に伴い、その役割を見直すべき時期にきている。

特に、収入の多くの部分を県からの委託料により賄っている公の施設の管理運営団体にあつては、管理委託制度から指定管理者制度への移行の影響を十分に考慮し、さらなる経営改善を推進する必要がある。

(1) 補完及び代行の役割の見直し

- 県関係団体の自立性、団体事業の内容等を踏まえ、県の団体に対する関与の見直しを検討する。

(2) 経営改善の推進

- サービス意識・コスト意識の徹底、簡素で機能的な組織整備、事務事業・執行体制の見直しなどの県関係団体の取組を支援し、県からの財政支出及び役員・職員数の削減を図る。
- 収益事業の展開に積極的に取り組み、自主財源の拡充を図るよう県関係団体を支援する。

(3) 県関係団体の統廃合等

- 県関係団体の設立目的と今日的役割との乖離、実施事業の類似性、団体運営の効率化などを踏まえ、引き続き、県関係団体の統廃合等を検討する。
- 指定管理者制度への移行を機会として、県関係団体の統廃合を検討する。

(4) 第三セクターの見直し

- 県が設立及び運営に深く関与している第三セクター（民法法人及び商法法人）について、その事業内容や経営状況を明らかにするとともに、統廃合を含めた見直しを検討する。

図表 17 県関係団体の見直しの状況

区 分	削 減 目 標	削 減 状 況			累 計
		14 年度	15 年度	16 年度	
県からの補助金等の削減	[14~20年度の7年間] 13 年度当初予算(一般財源)の 20%相当(おおむね 40 億円)を削減	14 億円	10 億円	11 億円	35 億円
常勤役員数の削減	[14~16年度の3年間] 13 年度常勤役員数 66 人のおおむね 20%を削減	8 人	3 人	3 人	14 人

区 分	削 減 目 標	削 減 状 況					累 計
		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	
職員数の削減	[12~20年度の9年間] 11 年度職員数の 20%相当(おおむね 600 人)を削減	105 人	74 人	141 人	69 人	127 人	516 人

図表 18 県関係団体一覧（21団体） ※○は、県が公の施設の管理運営を委託している団体

団 体 名	
○（財）愛知公園協会	○（社）愛知県農林公社
○（財）あいち女性総合センター	（特）名古屋高速道路公社
（財）愛知県国際交流協会	（特）愛知県道路公社
（財）愛知県文化振興事業団	（特）愛知県土地開発公社
（財）愛知県私学振興事業財団	○（財）愛知県都市整備協会
○（社福）愛知県厚生事業団	○（財）愛知水と緑の公社
○（財）愛知県健康づくり振興事業団	○（特）愛知県住宅供給公社
○（財）愛知県中小企業振興公社	○（財）愛知県教育サービスセンター
○（財）愛知県労働協会	○（財）愛知県スポーツ振興事業団
（特）愛知県職業能力開発協会	（財）愛知県体育協会
○（社）愛知県雇用開発協会	

※県関係団体とは、次の形式的要件と実質的要件をともに満たす団体。（本県での独自の定義）

- ・形式的要件＝次のいずれかに該当するもの。
  - ①基本財産等の4分の1以上を県が出資しているもの。②県職員を派遣しているもの。
  - ③総事業費の2分の1以上が県の委託にかかるもの。
- ・実質的要件
  - 県の行政活動の一部を補完し、又は代行する機能を担うもの。

図表 19 県が設立及び運営に深く関与している第三セクター一覧

（民法法人19団体 商法法人10団体）

	所管部局	団 体 名
民 法 法 人	企画振興部	・（財）矢作川水源基金 ・（財）豊川水源基金
	環 境 部	・（財）愛知臨海環境整備センター
	健康福祉部	・（財）魚アラ処理公社 ・（財）長寿科学振興財団 ・（財）愛知県生活衛生営業指導センター
	産業労働部	・（財）科学技術交流財団 ・（財）一宮地場産業ファッションデザインセンター
	農林水産部	・（財）愛知県水産業振興基金 ・（財）愛知県林業振興基金 ・（財）愛知県農業振興基金 ・（社）愛知県肉用牛価格安定基金協会 ・（社）愛知県畜産協会 ・（社）愛知県養豚経営安定基金協会 ・（社）愛知県園芸振興基金協会 ・（財）愛知・豊川用水振興協会
	建 設 部	・（財）桃花台センター
	国際博推進局	・（財）2005年日本国際博覧会協会
商 法 法 人	警 察 本 部	・（財）暴力追放愛知県民会議
	企画振興部	・ 桃花台新交通（株） ・ 愛知環状鉄道（株） ・ 上飯田連絡線（株） ・ 中部国際空港連絡鉄道（株） ・ 愛知高速交通（株） ・ 名古屋空港ビルディング（株）
	農林水産部	・（株）東三河食肉流通センター ・ 名古屋競馬（株）
	建 設 部	・（株）名古屋東部開発センター ・ 蒲郡海洋開発（株）

※県が設立及び運営に深く関与している第三セクターとは、県が資本金、基本金等の25%以上を出資し、かつ、県が単独で最大の出資者である民法法人及び商法法人。

**個別取組事項**

(1) 補完及び代行の役割の見直し

<b>023</b>	<b>県関係団体等に対する県の関与の見直し（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	--------------------------------	-------------

指定管理者制度の導入等、社会環境の変化を踏まえ、県関係団体等に対する県の関与の見直しを行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <b>毎年度実施</b>					

<b>024</b>	<b>県関係団体への委託事業等の検証・見直し（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	---------------------------------	-------------

県関係団体への委託事業・補助事業等について、事業の必要性、事業効果、費用対効果等の観点から検証・見直しを行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <b>毎年度実施</b>					

(2) 経営改善の推進

<b>025</b>	<b>県関係団体の経営改善への支援（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	----------------------------	-------------

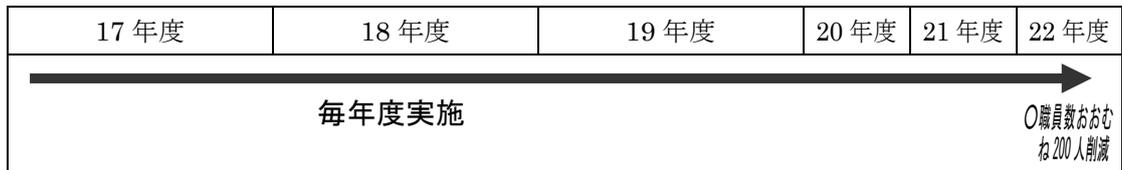
パブ・コム

県関係団体の自主性の向上のため、県関係団体が行う以下のような経営改善の取組を支援する。

- 経営改善計画の推進
- 職員数の削減

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間におおむね200人を削減

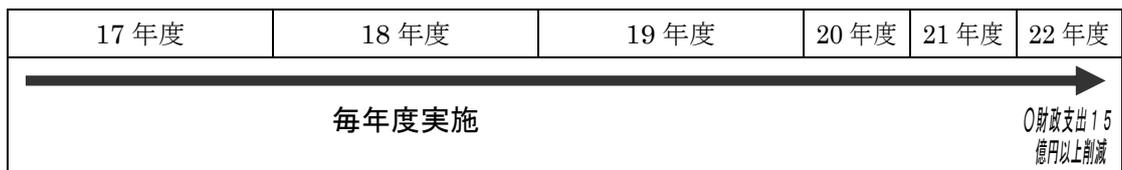
- 自己点検や外部監査などを通じた事業の整理、統合、廃止等
- 事業収入や寄付金、会費収入等の確保
- 定型的業務などのアウトソーシングの推進
- 業務内容や業務量に適合した執行体制整備のための定期的な組織等の見直し
- 民間の雇用制度を参考にした経営状況、事業内容に応じた人事・給与制度の見直し
- 職員の資質向上、組織の活性化などを図るための人材育成計画の策定



<b>026</b>	<b>県関係団体に対する財政支出の削減（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	------------------------------	-------------

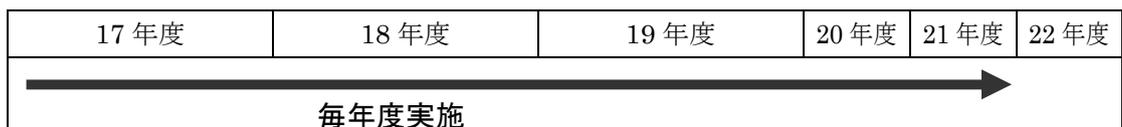
県関係団体に対する補助金等の財政支出の削減に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間に15億円以上を削減



<b>027</b>	<b>愛知県土地開発公社の経営の健全化（毎年度）</b>	<b>建設部</b>
------------	------------------------------	------------

愛知県土地開発公社が先行取得した用地のうち供用済土地を、原則として平成17年度から21年度までの5ヶ年で、計画的に県が再取得することで経営を健全化する。



(3) 県関係団体の統廃合等

**028** (財)愛知県教育サービスセンターと(財)愛知県スポーツ振興事業団との統合の検討(17年度) **教育委員会**

(財)愛知県教育サービスセンターと(財)愛知県スポーツ振興事業団との統合を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					

**029** (財)愛知県労働協会のあり方の検討(21年度まで) **産業労働部**

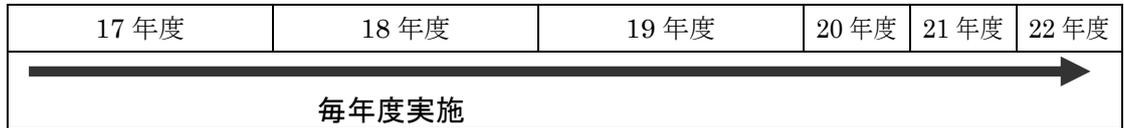
主たる業務である勤労会館等の施設管理事業の縮小に伴い、(財)愛知県労働協会の将来のあり方について、他団体との統合も含め、幅広い検討を行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
.....→ この間で検討					

(4) 第三セクターの見直し

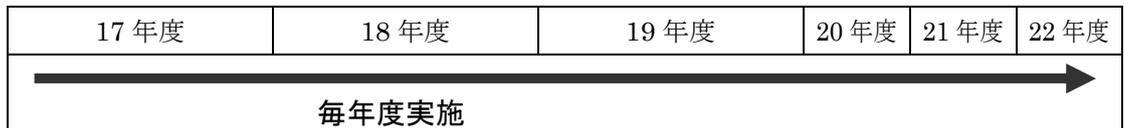
**030** 第三セクターの業務及び財務情報の公表（毎年度） 関係部局

第三セクターについては、ホームページにおける業務及び財務に関する情報の公表を引き続き推進する。



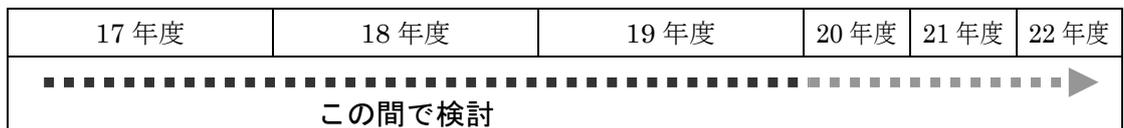
**031** 第三セクターの統廃合の検討（毎年度） 関係部局

第三セクターについては、運営の安定を図るため常に運営改善に努めるとともに、県は第三セクターが果たしている役割に十分配慮しつつ、必要に応じて統廃合を検討する。



**032** 桃花台新交通(株)のあり方の検討（17年度以降） 企画振興部

桃花台線の存廃も含めた抜本的な検討の中で、運営会社である桃花台新交通(株)のあり方を検討する。



**033** (財)2005年日本国際博覧会協会の廃止（18年度以降） 国際博推進局

愛知万博の終了に伴い、(財)2005年日本国際博覧会協会を廃止する。



## 1 総合力、機動力を備えた組織への再構築

県の仕事を分掌する組織・機構については、本県を取り巻く環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、21世紀にふさわしい行政運営を展開していくために、本庁組織については平成12年4月に、地方機関については平成14年4月に再編を行い、簡素で効率的な組織体制の整備に努めてきた。

しかしながらその後も、地方分権、市町村合併の進展等、本県を取り巻く環境が大きく変化をしており、その中で**新たに県に求められる役割を確実に果たす**とともに、長年取り組んできた**愛知万博、中部国際空港の二大事業の成果を活かし、分権型社会にふさわしい新たな地域経営システムを構築**することが重要な課題となる。

これらの課題に的確に対応するため、これまで実施してきた組織の再編整備等の結果を検証しつつ、**引き続き簡素で効率的な組織を基本に、さらに総合力、機動力を備えた組織体制の整備を進める必要がある。**

### (1) 本庁の組織・機構の見直し

- 増大する全庁横断的な行政課題に総合的かつ的確に対応し、政策を戦略的に展開するために、政策調整機能等のさらなる強化を図る。
- 国際交流活動の拡大等、愛知万博、中部国際空港の成果を活かした県政運営を展開していくために、国際関係施策を総合的かつ効果的・効率的に実施していくための組織を構築する。
- 行政課題に迅速かつ機動的に対応し、県民の利便性を向上するために、組織の適正規模化とできる限りの建物空間の一体化を図る。

### (2) 地方機関の組織・機構の見直し

- 地方分権、市町村合併の進展に伴う市町村補完事務の縮小や所管市町村数の大幅な減少、IT化の進展に伴う事務処理の効率化・合理化など、地方機関を取り巻く環境が大きく変化していることから、県と市町村の役割分担、本庁との機能分担を踏まえ、その所管区域、機能、組織等についてゼロベースで抜本的な見直しを行う。
- 見直しに当たっては、地域特性、交通網、存置の必要性と行政分野別方向性、行政分野間の連携性など、あらゆる角度から検証・分析を行う。  
その際、総合化と分野別化をどのように考えるかが根本的な視点となる。
- 平成14年度の地方機関再編の目的が十分に達成できていない事項や再編時には十分に検討ができていなかった課題についても、合わせて解決を図る必要がある。
- 市町村の規模拡大・機能向上、市町村数の減少、情報通信・交通手段の発達により、県の地方機関の機能は縮小するため、所管区域は原則として広域化の方向で検討する。

ただし、山間地域振興、現場的業務については、現地性を考慮する必要があるとともに、県民サービスについては、その水準の維持・向上を図る必要がある。

- 中長期的な課題として、さらなる広域行政制度の導入を念頭に置いた地方機関の果たすべき役割や組織のあり方について検討する。

### (3) 防災体制の強化

- 県内で広範に発生する災害への対応、広域災害に係る受援体制の確立の必要性を背景に、災害時の現場即応体制の徹底と市町村に対する防災支援体制の強化を進める。
- 災害対策本部及び支部の初動体制の強化を進める。

### (4) 県立の大学、高等学校、養護学校の見直し

- 県立の大学については、公立大学法人化など改革の具体化に向けた取組を進める。
- 県立高等学校再編整備基本計画に基づき県立高等学校の再編整備を実施する。
- 教育環境の一層の充実を図るため、県立養護学校の整備を進める。

### (5) 試験研究機関の活性化

- 質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性のある組織運営を確保するため、地方独立行政法人化などの幅広い検討を進める。

### (6) 職制の見直し

- 本庁、地方機関の組織の見直しにあわせ、分かりやすく、簡素であることを基本として職制全般の見直しを進める。

### (7) 審議会等の見直し

- 審議会等（※）については、法令の制定改廃の動向、社会経済情勢の変化、設置目的、審議事項等を的確に把握し、常にその存置の妥当性を検証し、引き続き統廃合を進める。
- 審議会等の効率性、公平性及び透明性を高め、その適切かつ有効な運営を図る。

※ 審議会等	附属機関	法律又は条例の定めるところにより、担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行うための機関
	附属機関に類する会議	附属機関以外の会議のうち、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱、要領等により継続的に開催する会議（本県での独自の呼称）

**個別取組事項**

(1) 本庁の組織・機構の見直し

**重点3** **034** **本庁組織の見直し（18年度）** **関係部局**

愛知万博・中部国際空港の成果を活かすとともに、分権型社会に的確に対応した県政を運営していくために、平成12年度の再編の課題・問題点を検証しつつ、次の視点から本庁組織の見直しを実施する。

- 増大する全庁横断的な行政課題に総合的かつ的確に対応し、政策を戦略的に展開していくために、政策調整機能等の充実・強化を図る。
- 国際交流活動の拡大等、愛知万博・中部国際空港の成果を活かした施策を展開していくために、複数部局で実施されている国際関係施策を総合的かつ効果的・効率的に展開していくための組織の構築を図る。
- 行政課題に迅速かつ機動的に対応し、県民の利便性を向上するために、大規模な課の適正規模化とできる限りの建物空間の一体化を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○新体制整備					

**035** **人事異動の部局長・所属長権限の拡大（毎年度）** **総務部**

機動的・効率的な人員配置を図るため、人事異動に関する部局長・所属長権限のさらなる拡大を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度検討					

**036** **特別チームの活用（毎年度）** **関係部局**

機動的・横断的対応が必要な課題については、特別チームの活用を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**037** **「総務事務センター準備室」の設置（17年度）** **総務部**

平成18年度の総務事務センター（仮称）の開設に向けて、総務部総務課内に「総務事務センター準備室（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

**038 「大学改革室」の設置（17年度）** **県民生活部**

県立の大学改革を推進するために、県民生活部文化学事課内に「大学改革室（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

**039 「競馬対策室」の設置（17年度）** **農林水産部**

名古屋競馬に関する施策の推進を図るため、農林水産部畜産課内に「競馬対策室（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

**040 「教育企画室」の設置（17年度）** **教育委員会**

教育委員会事務局の教育政策の企画・立案機能の強化を図るため、教育委員会事務局管理部総務課内に「教育企画室（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

**041 「新空港関連事業部」の「企業立地部」への統合（17年度）** **企業庁**

中部国際空港の関連事業の縮小に伴い、中部臨空都市と既存企業用地に係る営業部門を一元化し、企業誘致の一層の促進を図るため、企業庁「新空港関連事業部」を同庁「企業立地部」に統合し、2部4課体制を1部3課体制に改める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○統合					

**042 「特殊教育課」から「特別支援教育課」への名称変更（17年度）** **教育委員会**

特殊教育から特別支援教育への転換の動きに合わせ、教育委員会事務局学習教育部「特殊教育課」を同部「特別支援教育課（仮称）」に改め、特別支援教育体制の整備を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○名称変更・体制整備					

**043 「こども環境サミット準備室」の廃止（18年度）** **環境部**

こども環境サミット2005の終了に伴い、環境部環境政策課「こども環境サミット準備室」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**044 「国際博推進局」の廃止（18年度）** **国際博推進局**

愛知万博の終了に伴い、「国際博推進局」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

(2) 地方機関の組織・機構の見直し

**重点4** **045 地方機関の抜本的な見直し（19年度）** **関係部局**

地方分権、市町村合併の進展等、地方機関を取り巻く環境が大きく変化していることから、県と市町村との役割分担、本庁との機能分担を踏まえ、以下の観点から、その所管区域、機能、組織等についてゼロベースで抜本的な見直しを実施する。

- 地域特性、交通網、存置の必要性と行政分野別方向性、行政分野間の連携など、あらゆる角度から検証・分析を行う。その際、総合化と分野別化をどのように考えるかが根本的な視点となる。
- 平成14年度の地方機関再編の目的が十分に達成できていない事項や再編時には十分に検討ができていなかった課題についても、合わせて解決を図る。
- 市町村の規模の拡大・機能向上、市町村数の減少、情報通信・交通手段の発達により、県の地方機関の機能は縮小するため、所管区域は原則として広域化の方向で検討する。ただし、山間地域振興、現場的業務については、現地性を考慮する必要があるとともに、県民サービスについては、その水準の維持・向上を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○新体制整備					

※上記のとおり平成19年度に地方機関の抜本的な見直しを行うが、その他法制度の改正や所管事業の進捗状況などによる必要な見直しを行う。

**046 豊田加茂地域の地方機関の見直し（17年度）** **関係部局**

豊田加茂地域の市町村合併に伴い、次のとおり地方機関の見直しを実施する。

- 「豊田加茂事務所健康福祉課足助駐在」を廃止する。
- 「加茂保健所」及び同「足助支所」を廃止するとともに、三好町の区域に係る保健衛生事務等、引き続き県が地域で担うべき事務を所管するために、「衣浦東部保健所加茂支所（仮称）」を設置する。
- 「豊田加茂教育事務所足助支所」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○暫定体制整備					

**047 「農業改良普及センター」の「農業普及指導センター」への名称変更（17年度）** **農林水産部**

農業改良助長法の改正に伴い、「農業改良普及センター」を「農業普及指導センター（仮称）」に名称変更するとともに、担い手等に対し高度・先進的な技術を指導するスペシャリスト機能及び関係機関等との連携の下に地域の農業・農村の活性化を図るコーディネート機能の強化を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○名称変更・機能強化					

**048 「尾張建設事務所天白川改修出張所」の廃止（17年度）** **建設部**

激甚災害対策特別緊急河川事業（天白川）の終了に伴い、「尾張建設事務所天白川改修出張所」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**049 「知多建設事務所空港関連道路出張所」の廃止（17年度）** **建設部**

中部国際空港関連道路工事の終了に伴い、「知多建設事務所空港関連道路出張所」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**050** 「西三河建設事務所第二東名自動車道岡崎出張所」及び「新城設楽建設事務所第二東名自動車道新城出張所」の設置（17年度） **建設部**

第二東名関連道路の建設に伴い、「西三河建設事務所第二東名自動車道岡崎出張所」及び「新城設楽建設事務所第二東名自動車道新城出張所」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

**051** 総合教育センター「特殊教育相談研究室」の「特別支援教育相談研究室」への名称変更（17年度） **教育委員会**

特殊教育から特別支援教育への転換の動きに合わせ、総合教育センター相談部「特殊教育相談研究室」を同部「特別支援教育相談研究室（仮称）」に改め、特別支援教育体制の整備を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○名称変更・体制整備					

**052** 児童（・障害者）相談センターの見直しの検討（17年度以降） **健康福祉部**

児童福祉法の改正により、平成18年4月から中核市に児童相談所が設置できることとなったことに伴い、児童（・障害者）相談センターの見直しを検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で検討					

**053** 「尾張建設事務所名古屋東部丘陵工事事務所」のあり方の検討（18年度以降） **建設部**

万博関連道路工事は平成17年度に終了するが、愛知青少年公園の整備や東部丘陵地域整備事業等が残されていることから、その進捗状況を見ながら「尾張建設事務所名古屋東部丘陵工事事務所」のあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で検討					

**054** 「東三河水道事務所蒲郡浄水場」の「豊川浄水場」への統合（19年度） **企業庁**

東三河地域の浄水場業務を見直し、東三河水道事務所「蒲郡浄水場」を同「豊川浄水場」に統合する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○統合					

**055 「衣浦港工事事務所」及び「三河港工事事務所」のあり方の検討（19年度まで）** **企業庁**

「衣浦港工事事務所」及び「三河港工事事務所」については、用地造成の進捗状況を踏まえ、常滑建設事務所の廃止を含め統廃合等そのあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**056 「情報教育東海所」及び「情報教育豊橋所」の廃止（19年度）** **教育委員会**

県内3ヶ所に分散している県立学校の情報化の推進拠点としての機能を「総合教育センター」に集約し、充実・強化を図ることとし、これに合わせて、「情報教育東海所」及び「情報教育豊橋所」を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**057 「愛知用水水道北部事務所」及び「愛知用水水道南部事務所」の統合の検討（19年度まで）** **企業庁**

「愛知用水水道北部事務所」及び「愛知用水水道南部事務所」について、運営方法を見直し、統合を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**058 広域行政制度の導入を踏まえた地方機関のあり方の検討（17年度以降）** **総務部**

道州制等、将来的な広域行政制度の導入を念頭に置き、地方機関の果たすべき役割と組織のあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

(3) 防災体制の強化

**059** 地方機関の強化（17年度） 関係部局

災害発生時の応急対策等について、より迅速かつ適切に実施するため、県事務所の防災業務を一元化するとともに、建設事務所及び港務所の災害応急体制を強化する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

**060** 「地域防災支援チーム」の設置（19年度まで） 防災局

災害対策本部の各支部の災害対策活動を助言、支援するため、災害対策本部に「地域防災支援チーム（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で実施					

**061** 「市町村支援チーム」の設置（19年度まで） 防災局

災害対策本部の各支部について、当該支部において管内の災害応急対策に即応できるよう、市町村との密な連携を保持し、市町村の災害応急対策活動を支援するための「市町村支援チーム（仮称）」を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で実施					

**062** 「災害情報員」の指名（19年度まで） 防災局

市町村等からの災害情報を補完し、現場情報を収集する体制を強化するため、職員の中に「災害情報員（仮称）」を指名する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で実施					

**063** 緊急参集制度の見直し（19年度まで） 防災局

初動体制の充実・強化のため、緊急参集制度を見直す。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で実施					

(4) 県立の大学、高等学校、養護学校の見直し

**064** 県立の大学改革の推進（17年度以降） 県民生活部

県立の大学について、平成17年度に大学改革の基本となる計画を策定し、県立3大学を一括して設置運営する公立大学法人の設立など改革の具体化に向けた取組を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**065** 県立高等学校の再編整備（毎年度） 教育委員会

県立高等学校再編整備計画に基づき、県民ニーズに的確に対応し、魅力と活力ある県立高等学校づくりに取り組む。

・第1期 平成13年度～18年度 ・第2期 平成19年度～22年度

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**066** 県立養護学校の整備（18・21年度） 教育委員会

意見交換会

県立養護学校の教育環境の一層の充実を図るため、次のように整備を進める。

- 生徒の交流によるノーマライゼーションの理念の実現に向けて、平成18年度に養護学校高等部を高等学校に併設する。
- 知的障害養護学校の過大化と長時間通学の解消に向けて、平成21年度に西三河地域に養護学校を新設する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○養護学校高等部を 高等学校へ併設			○西三河地域に 養護学校を新設		

**067** 学校評価システムの導入（17年度） 教育委員会

保護者や地域と連携した学校づくりを進めるため、全県立学校に学校評価システムを導入する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○導入					

(5) 試験研究機関の活性化

**068** 試験研究機関の知的財産等の活用（毎年度） 関係部局

意見交換会

試験研究機関における知的財産の創造、保護、活用のルールを定めた指針に沿って、試験研究機関の研究成果を適正に知的財産権化して保護するとともに、知的財産を含めた研究成果を企業等へ積極的に技術移転する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**069** 大学、企業等との共同研究等の推進（毎年度） 関係部局

大学、企業等との共同研究等について、共同研究等取扱指針に基づき、積極的に推進する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**070** 知的財産創造に関する研究業績評価の導入・充実（毎年度） 関係部局

知的財産創造に関する研究業績評価の導入及び充実を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**071** 試験検査体制の総合的な見直し（19年度） 健康福祉部

健康危機管理の機能強化、組織・業務の合理化・活性化を推進するため、「衛生研究所」、「食品衛生検査所」及び「保健所」における試験検査体制について総合的な見直しを実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○新体制整備					

**072** 地方独立行政法人化等の検討（19年度まで） 関係部局

試験研究機関の活性化や民間の経営ノウハウを取り入れた自主的運営を行うために、地方独立行政法人化等の方策を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>この間で検討</p>					

(6) 職制の見直し

**073** 職制全般の見直し（18年度） 総務部

本庁、地方機関の組織の見直しに合わせ、分かりやすく、簡素であることを基本として、職制全般の見直しを行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○見直し					

(7) 審議会等の見直し

**074** 審議会等の見直し（毎年度） 関係部局

次のような審議会等については、原則として廃止又は他の審議会等と統合する。  
 ○社会情勢の変化等に伴い、審議事項自体が減少する等、設置の必要性が低下しているもの  
 ○過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄い等、活動が不活発なもの など

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
毎年度実施					

**075** 女性委員の登用（毎年度） 関係部局

審議会等の女性委員の登用を推進する。

**数値目標** ▶ 女性委員を30%以上登用

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
毎年度実施					

**076** 「改良普及員資格試験委員」の廃止（17年度） 農林水産部

「改良普及員資格試験委員」については、農業改良助長法の改正により改良普及員の資格と専門技術員の資格が統合され、普及指導員の資格に一元化されるとともに、統合後の試験は国が実施することから廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**077** 「宅地建物取引業審議会」の廃止（17年度） 建設部

「宅地建物取引業審議会」については、宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者に対する不利益処分の相当性について審議するために設置してきたが、処分に関する事務の迅速化・簡素化を図るため、新たに審査基準を設け、廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

## 2 定員の適正管理及び任用・給与等の人事管理全般の見直し

教育や治安、健康、福祉など県の主要な仕事は、人的要素に依存する面が多いことから、歳出における人件費の割合が大きいものとなるが、これまでも組織や事務事業の見直しにより適正な人員配置を行い、人件費の縮減に努めてきた。

しかしながら、県の財政状況は依然として厳しく、財政の早期健全化は県の喫緊の課題の一つであることから、行政サービス水準の維持・向上や職員の勤務意欲にも十分配慮しつつ、引き続き**定員及び給与等の適正な管理**に努める必要がある。

また、簡素で効率的な行政の実現のため、能力・実績主義の人事管理の徹底を目指す公務員制度改革が国において進められているが、本県としても、職員の持つ潜在能力を引き出し、その意識・行動様式をよりチャレンジングなものに変える必要がある。このため、**各職員の能力・実績を適正に評価し、その結果を適切に人事・給与等に反映**する、メリハリの効いた人事・給与制度への転換を進める必要がある。合わせて、職員として求められる能力を備えた**人材の育成と活用**を図る。

さらに、団塊の世代職員の大量退職（平成19年度末～24年度末）を間近に控え、その後の組織のあり方を早急に検討する必要があるが、大量退職に伴う影響をできるだけ少なくし、組織の活性化を図るため、**多様な任用形態**を検討するとともに、**県民との協働**を積極的に進める。

### (1) 定員の適正な管理

- 知事部局等と教育の事務部門については、今後も、県民サービスの維持・向上に配慮しながら、既存の県の事業の整理合理化、組織・機構の見直し、民間委託の推進、事務処理方法の改善などにより、引き続き積極的に職員定数の削減に取り組む。

なお、県立の病院については、平成16年度から地方公営企業法を全部適用して病院事業庁を設置したところであり、経営の健全化に向けた病院機能の見直しを行う中で、職員定数の削減に努めながら、医療サービス及び事業収益の向上に必要な職員の配置を行う。

- 真に必要とされる新たな行政課題等についても、原則として職員の配置転換等により対応する。
- 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教職員については、児童生徒数の動向から主に小学校、中学校で増員が見込まれるが、教育水準や教育課題への対応に配慮し、引き続き教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を進めるとともに、本県独自措置の教職員定数の縮減や事務の合理化に伴う職員定数の削減に取り組む。

- 警察官については、警察庁が平成17年度から平成19年度までに全国で1万人の増員を計画するなど、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために、今後も増員が見込まれるが、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。

また、警察官以外の警察職員については、知事部局等の取組に準じて、適正な職員配置を行う。

## (2) 給与等の適正な管理

- 職員の給与については、人事委員会の報告・勧告を尊重することを基本とし、国における見直しの動き等を注視しつつ、給与構造の見直しに取り組む。
- 各種の手当については、設置目的や社会情勢の変化などを踏まえ、そのあり方を見直す。
- 福利厚生施設については、設置目的や社会情勢の変化などを踏まえ見直しを行う。

## (3) 人材の育成・活用

- 能力や実績を重視した人事管理への転換を図るため、職員個々の職務遂行能力、職責さらに業績を反映し、職員のモチベーションの維持、向上につながる人事・給与制度の導入を進める。
- 先駆的で個性豊かな活力のある地域づくりを見据えて求められる職員像（県民と的確に協働できる能力を備えた職員、県民からより信頼される職員など）や職員育成計画を明らかにし、職員の主体的な能力開発を促すとともに、能力開発を支援するための仕組みを充実する。
- 広い視野と多面的な能力を備えた職員を育成するため、本庁と地方機関、異職務分野、外部組織・機関等あらゆる面での人事交流を促進する。
- 複雑化、高度化する県行政に対応した業務遂行のため、特定分野の専門家として十分な意欲・能力を備えた職員を育成する仕組みを導入する。
- 効率的かつ効果的な行政運営を行うため、民間からの人材の登用や任期付任用、高齢者の再任用など多様な任用形態による人材の確保・活用に努める。
- 男女共同参画社会の進展に合わせ、引き続き女性が担当する業務の拡大に取り組むとともに、女性登用の促進を図る。
- 最少の人員で最大の効果を上げるとの観点から、職員一人ひとりが大切な人材であるとの認識を持ち、職員の心身の健康管理・増進について十分に配慮する。

**(4) 多様な任用形態の検討**

- 団塊の世代の大量退職に伴い、大量の職員を新規採用した場合、急速な世代交代を招き、職員の年齢構成の偏りを再度、繰り返すことになる。  
このため、引き続き勸奨退職を働きかけるとともに、以下に掲げる多様な任用形態を検討するなど、多様で質の高い人材の確保とその効果的な活用を図り、合わせて従来から職員が行ってきた行政分野についても県民との協働を積極的に進めるなど、団塊の世代の大量退職に伴う影響をできるだけ少なくし、組織の活性化を図る。
- 民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、採用において社会人枠の新設を検討する。
- 県行政の高度化・専門化が進む中で、県の内部では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材を採用するため、一般職の任期付職員採用制度の活用を図る。  
また、任期付職員法の改正に伴う任期付採用の拡大、任期付短時間勤務職員制度の導入を検討し、人材の確保と活用を図る。
- 退職するベテラン職員の能力・知識・経験を若手職員の育成・指導の面も含めて最大限活用するため、再任用職員を常勤としたり、専門職として登用することなどを検討する。

**(5) 教員の資質向上**

- 採用選考試験の工夫・改善を行うことにより、子ども、保護者、地域から信頼される優秀な人材を確保する。
- 意欲・努力・能力や実績等が適正に評価される新しい評価制度の導入を検討する。
- 採用後は体系的な研修等を通じて一層の資質向上に努める。
- 退職するベテラン教員の能力・知識・経験を若手教員の育成に最大限活用する。

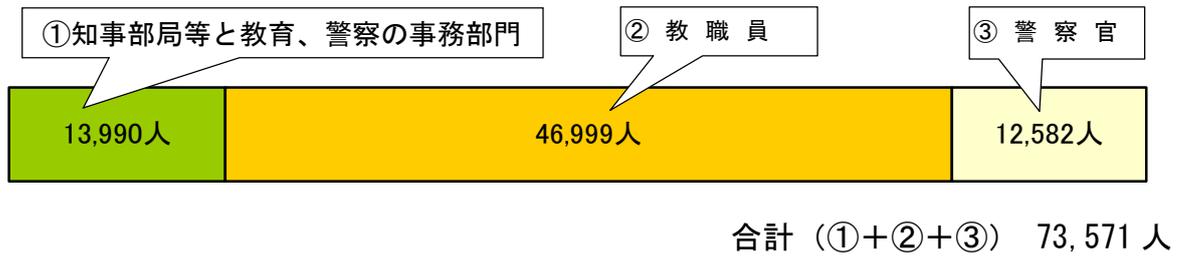
図表 20 定数削減の状況

(単位:人)

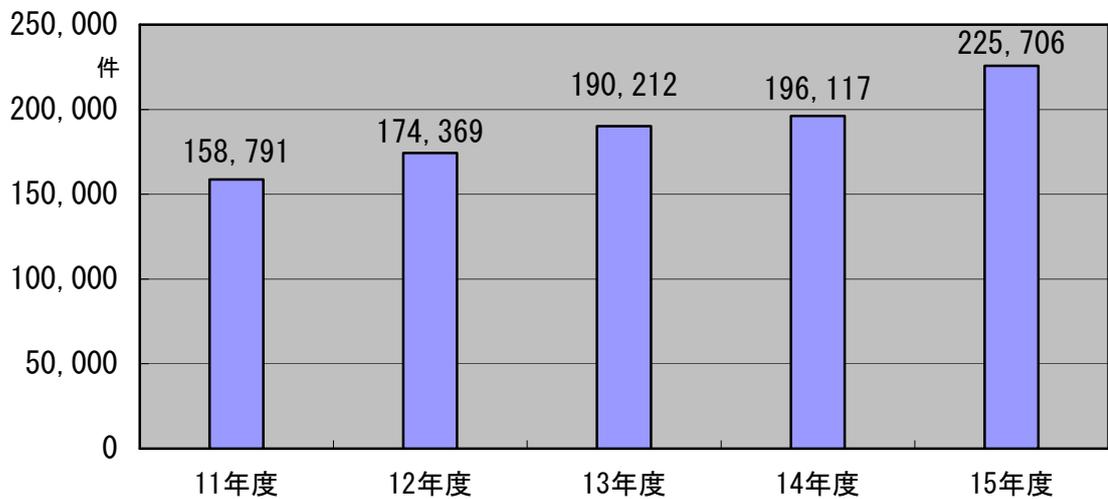
区 分	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	計
知事部局等と教育、警察の事務部門	△ 286	△ 324	△ 309	△ 309	△ 178	△ 242	△ 1,648
教 職 員	△ 395	△ 435	△ 51	△ 159	△ 10	+158	△ 892
小 計	△681	△759	△360	△468	△188	△84	△2,540
警 察 官	±0	±0	+315	+270	+240	+200	+1,025
計	△ 681	△ 759	△45	△198	+52	+116	△ 1,515

※県関係団体への業務移管及び施設の管理運営委託等による削減数は含まない。

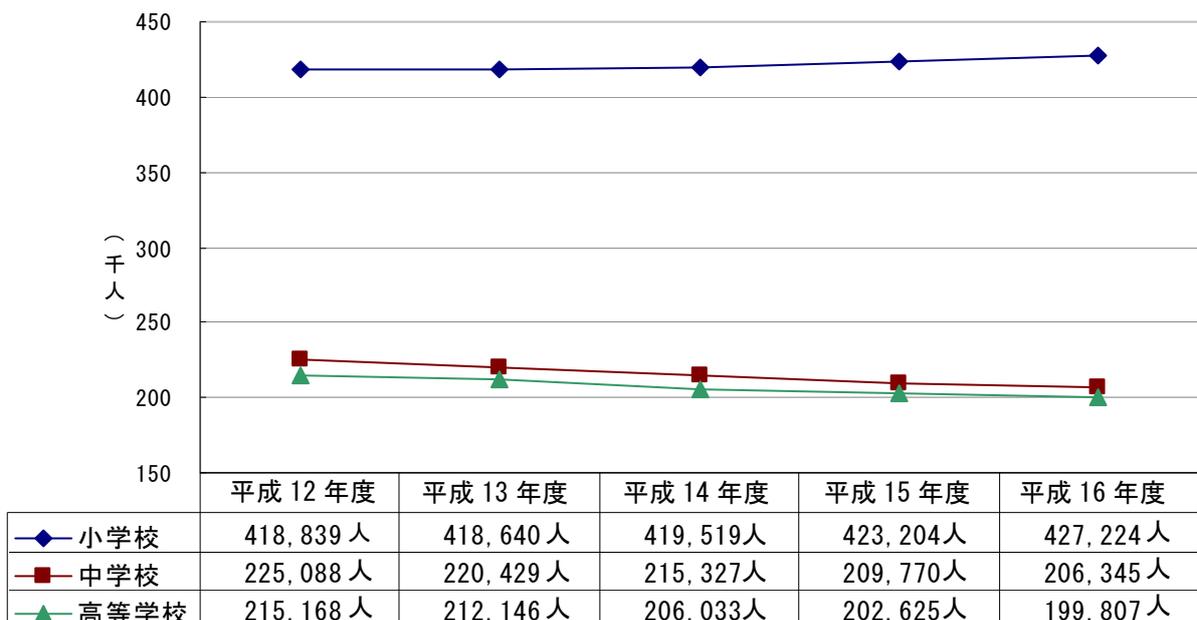
図表 21 職員定数の現況（平成16年4月1日現在）



図表 22 本県における年別刑法犯認知件数の推移



図表 23 本県における児童・生徒数の推移



**個別取組事項**

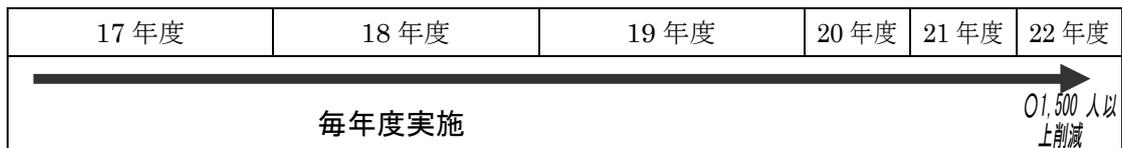
(1) 定員の適正な管理

<b>重点5</b>	<b>078</b>	<b>知事部局等と教育の事務部門の職員定数の削減（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	------------	-----------------------------------	-------------

**有識者**

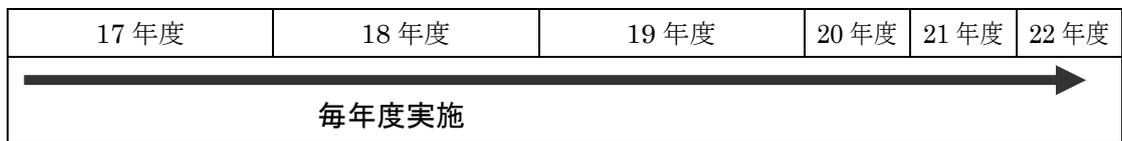
知事部局等と教育の事務部門については、県民サービスの維持・向上に努めながら、既存の事務事業の整理合理化、組織・機構の見直し、民間委託の推進、事務処理方法の改善などにより、職員定数の削減に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間に1,500人以上削減



<b>重点6</b>	<b>079</b>	<b>教職員定数の適正管理（毎年度）</b>	<b>教育委員会</b>
------------	------------	------------------------	--------------

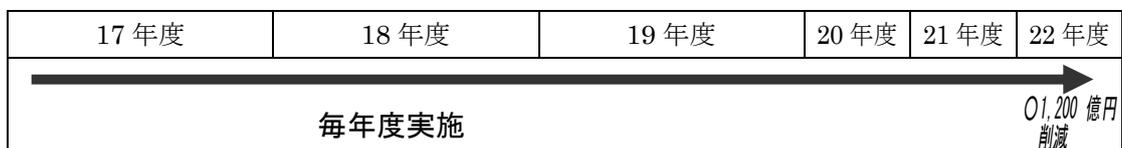
小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教職員については、児童生徒数の動向に対応するとともに、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を進めながら、本県独自に措置している教職員定数の縮減や事務の合理化に伴う職員定数の削減などに取り組み、教職員定数の適正管理を図る。



<b>080</b>	<b>総人件費等の抑制（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	----------------------	-------------

定数の削減、給与等の適正な管理などにより総人件費等の削減に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間に累計で1,200億円削減



(2) 給与等の適正な管理

**重点7** 081 給与制度のあり方の見直し（17年度以降） 関係部局

人事委員会の報告、勧告尊重を基本とし、国における地域手当の導入などの見直しの動向にも注視しつつ、給与構造の見直しに取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**重点8** 082 各種手当のあり方の見直し（毎年度） 関係部局

各種の手当について、目的や社会情勢の変化などを踏まえ、そのあり方を見直す。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

083 職員住宅等の見直し（19・20・22年度） 関係部局

職員の福利厚生施設として設置している職員住宅、独身寮については、民間住宅の供給状況や施設の老朽化等を考慮し、廃止に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成19年度に教職員住宅を75戸廃止、20年度に職員住宅485戸及び独身寮126室を全廃、22年度に教職員住宅122戸を廃止

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		○教職員住宅 75戸廃止	○職員住宅・独 身寮全廃		○教職員住宅 122戸廃止

084 公舎の見直し（毎年度） 関係部局

事務事業の円滑な運営に資する目的で設置している公舎については、設置目的等を考慮し、必要性が薄れたものは廃止に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間におおむね130戸を廃止

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
					○おおむね130戸 廃止

(3) 人材の育成・活用

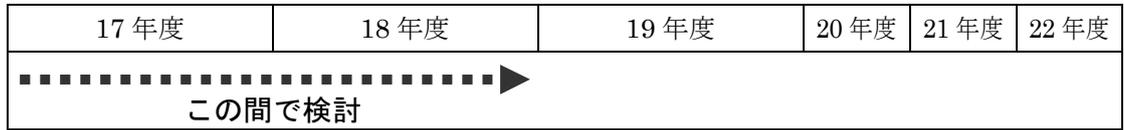
**重点9**

**085**

**専門家を育成する仕組みづくりの検討（18年度まで）**

**総務部**

複雑化、高度化する県行政に対応した業務遂行のため、特定分野の専門家として十分な意欲、能力を備えた職員を育成する仕組みづくりの導入を検討する。

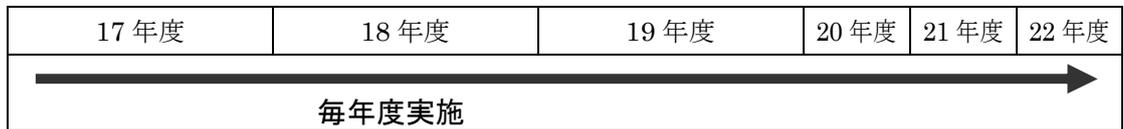


**086**

**ジョブローテーションの実施（毎年度）**

**総務部**

若手職員の能力向上と職務経験の多様化を図るため、引き続きジョブローテーションを実施する。

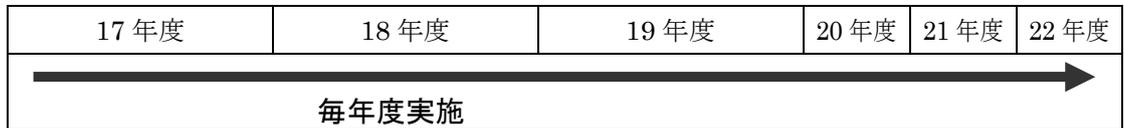


**087**

**各種健康診断等の実施（毎年度）**

**総務部**

職員の各種健康診断、健康指導及び心の健康管理対策を実施する。

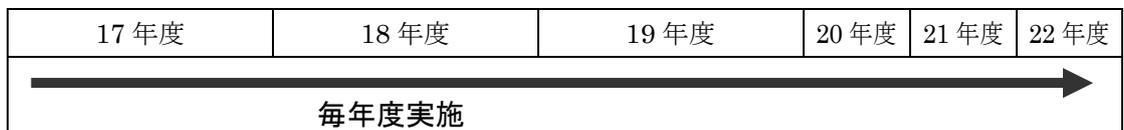


**088**

**役職ポストへの女性登用の推進（毎年度）**

**総務部**

役職ポストへの女性登用を推進する。

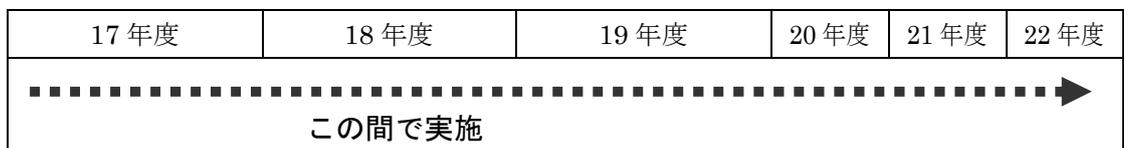


**089**

**新たな人事・給与制度の導入（17年度以降）**

**総務部**

職員個々の職務遂行能力、職責、業績を反映し、職員の意欲・志気の維持・向上につながる人事・給与制度の導入を進める。



**090** 人事評価結果の給与への反映（17年度） **総務部**

課長級以上の職員を対象に人事評価結果を給与（勤勉手当）に反映する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

**091** 人事評価制度の対象者拡大の検討（17年度以降） **総務部**

パブ・コム

職員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する評価制度について、一般職員への導入に向けた検討を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で検討					

**092** 人材育成基本方針の策定（17年度） **総務部**

これからの県政運営に求められる職員を育成するために、新たな人材育成基本方針を策定する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○策定					

**093** 職員研修ビジョンの策定（17年度） **総務部**

新しい人材育成基本方針を踏まえ、職員の主体的な能力開発を支援するために、新たな職員研修ビジョンを策定する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○策定					

**094** 長期自主研修支援制度の導入（17年度） **総務部**

職員が自らの資質向上を目的として自主的に計画する長期研修（大学院への進学等）を支援するための制度を導入する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○導入					

**095** 民間企業等への派遣研修の実施（17年度） **総務部**

サービス意識、コスト感覚等を身につけるため、民間企業等への派遣研修を実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

**096** 職員の資質向上のための制度・手法の検討（17年度） **総務部**

2大プロジェクト後の新しい愛知の発展に寄与できるような海外派遣研修の導入など、職員の視野を広め、資質の向上に結びつく制度・手法を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					

**097** 職員からの政策公募制度の導入の検討（17年度） **総務部**

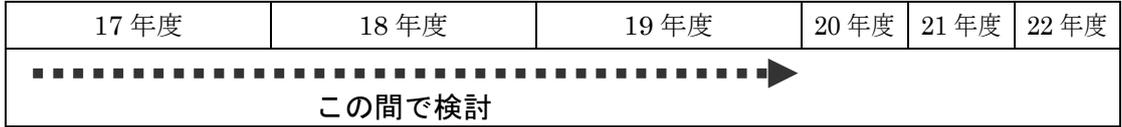
職員から幅広く政策を公募する制度の導入を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					

(4) 多様な任用形態の検討

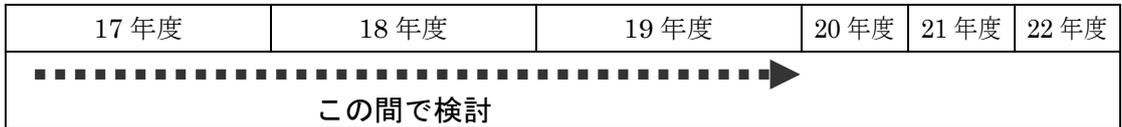
**重点 10** **098** **新たな任期付採用及び任期付短時間勤務職員制度の導入の検討（19年度まで）** **総務部**

組織の活性化等を図るために、任期付職員法の改正に伴う新たな任期付採用及び任期付短時間勤務職員制度の導入により人材の確保とその効果的な活用を図る。



**重点 11** **099** **社会人採用枠の新設の検討（19年度まで）** **総務部**

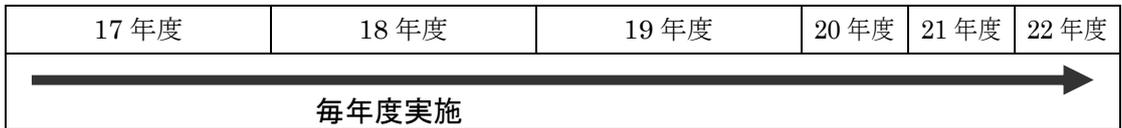
民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、採用において社会人枠の新設を検討する。



**重点 12** **100** **再任用職員の活用（毎年度）** **総務部**

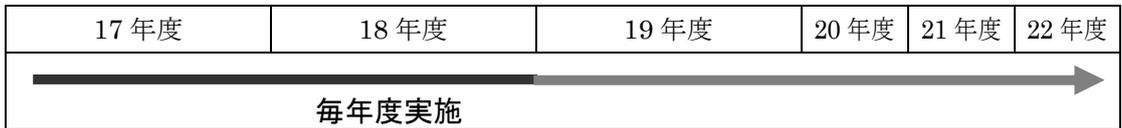
意見交換会

退職するベテラン職員の能力・知識・経験を、若手職員の育成・指導の面も含めて最大限活用するため、再任用職員を常勤としたり、専門職として登用することなどを検討する。



**101** **勧奨退職の実施（毎年度）** **総務部**

職員年齢構成の均衡を図り、適正な組織管理を行うために、引き続き、団塊の世代を中心に、勧奨退職の働きかけを行う。



(5) 教員の資質向上

**重点 13** **102** 教員の資質向上方策等の検討（毎年度） 教育委員会

学校、保護者、市町村教育委員会、教育事務所等を構成員とする「教員の資質向上検討会議（仮称）」を平成 17 年度に設置し、教員の資質向上方策等について、学校現場により近い視点から検討を行う。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
					
○会議設置		毎年度実施			

**重点 14** **103** 教員の新しい評価制度の導入の検討（18年度） 教育委員会

**意見交換会** 教員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等が適正に評価されるよう、教員の新しい評価制度の導入を検討する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○検討					

**104** 教員の意識改革（毎年度） 教育委員会

教員の能力・適性に応じた指導力の向上を図るための研修を充実させるとともに、非常勤講師等の臨時教員に対しても研修を行うなど、信頼される教員としての意識改革に取り組む。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
					
毎年度実施					

**105** 教員相互による実践的な授業研修等の推進（毎年度） 教育委員会

教員一人ひとりの教科等の指導法、評価方法などの質的向上を図るため、教員相互による実践的な授業研修や学校評議員等外部への公開授業を推進する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
					
毎年度実施					

106

**指導力向上を要する教員に対する厳格な対応（毎年度）**

**教育委員会**

教科指導や生徒指導を適切に行うことができない教員や、教育に対する情熱・意欲に乏しく、適格性に問題がある教員に対し、再教育制度として「指導力向上を要する教員の研修」制度を十分に機能させることにより、厳格に対応する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

107

**教員採用等の改善（毎年度）**

**教育委員会**

学校教育における指導のあり方の質的变化や指導上の諸問題に適切に対応できる個性豊かで多様な人材を幅広く教員として確保していくため、次のとおり採用選考方法を改善する。

- 教職経験者に対しては試験の一部を免除するなど、実績を評価した選考方法を実施する。
- 面接試験の委員にPTA関係者や民間人を起用する。
- 1年間の条件付採用期間における厳正な評価を行う。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

108

**再任用職員の活用（毎年度）**

**教育委員会**

退職するベテラン教員の能力・知識・経験を、若手教員の育成に最大限活用する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

3 成果を重視した効率的な行政運営

**最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営**は、県民に対する県の責務であり、真に県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に展開し、**県民が安心できる県政を実現**していく必要がある。

本県では、平成14年度から**行政評価制度**を導入し、成果を重視する観点から事務事業を評価し、次の予算編成に反映させていくというPDCAサイクル(※)の確立を進めてきた。今後は、その実効性をより高めていくとともに、市町村や民間との役割分担など幅広い観点からの評価も検討し、**多角的に仕事の見直し**を図る必要がある。

※ PDCAサイクル

計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action)のサイクル。

(1) 行政評価制度の活用による施策・事務事業の見直し

- 行政評価制度を活用し、成果の重視、限られた財源の中での優先度、市町村等との役割分担のあり方など、幅広い観点から徹底した施策・事務事業の見直しを行う。

図表 24 行政評価の取組の推移

年 度	取 組 内 容
14	・ 一部の事務事業(※1)(13年度実施事業・101事業)について、行政活動評価を実施し公表
15	・ すべての事務事業(14年度実施事業・1003事業)について、行政活動評価を実施し公表
16	・ すべての事務事業(15年度実施事業・1006事業)について、行政活動評価を実施 ・ 施策(※2)評価を実施 ・ 外部の有識者(愛知県行政評価委員会)による評価を実施 ・ 公共事業事前評価を実施

※1 事務事業 施策を実現するための個々の手段としての事務及び事業

※2 施 策 特定の行政目的の実現に向けた県の基本方針を達成するための具体的な方策及び対策

(2) 公共工事のコスト縮減

- 「愛知県における公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」及び国の「公共事業コスト構造改革プログラム」を踏まえて総合的なコスト縮減施策を積極的に進める。

(3) 内部管理業務プロセスの見直し

- 内部管理業務プロセス改革プランに基づき、ITの活用や業務プロセスの簡素化等により、内部管理業務を積極的に改革する。

また、総務事務センター(仮称)を設置し、本庁、地方機関、県立学校を含めた全庁的規模で定型的な内部管理業務の集中処理を図る。

## (4) 自主財源の確保

- 県税収入の確保のため、納税環境の整備や滞納整理の強化により、税徴収率の向上等を目指す。
- 課税自主権の活用について、地方自治確立の観点からさらに検討する。
- 使用料・手数料及び分担金・負担金については、受益の度合いを考慮し、受益者に適正な負担を求める。
- 県有地の利用実態を的確に把握し、未利用財産の売却を進めるとともに、貸付も検討する。
- 現在無料としている施設・設備の使用料、各種講習会の参加料等、並びにこれまで活用していなかった財産（県有施設の命名権など）についても、有料化を含めた活用の方策を検討・実施する。  
また、特許や育成者権（※）などの知的財産の創造・活用をさらに促進するための方策を検討・実施する。

※ 育成者権

植物の新品種への改良を行った者について、「種苗法」に基づく品種登録により発生する権利

## (5) 公営企業の経営の効率化

- 経営の効率化を図るため、民間経営手法を積極的に導入する。
- 公営企業の果たすべき役割を再確認し、中長期的な計画に基づいた経営改善に取り組む。
- 経営状況等の情報を積極的に開示し、透明性の高い企業経営を推進する。
- 公営企業としての収益性も考慮しながら、県民ニーズや事業の進捗状況等に応じて適宜、組織の新設・廃止を行うなど、機動的・効率的な組織・定数のあり方を検討する。

## (6) 環境にやさしい県庁づくり

- 愛知万博の経験と成果を踏まえ、環境配慮のための取組を引き続き率先して実行する。

## (7) 監査機能の強化

- 行政運営のさらなる効率化が求められる中、従来の監査に加え、経済性・効率性及び有効性の観点からの監査についても本格的に取り組む。

**個別取組事項**

(1) 行政評価制度の活用による施策・事務事業の見直し

<b>重点 15</b>	<b>109</b>	<b>行政評価制度の活用による事務事業の見直し（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
--------------	------------	----------------------------------	-------------

**有識者**  
**県政モニター**

行政評価制度を活用して、全事務事業について必要性、効果、優先度、市町村等との役割分担、民間委託、県民との協働の可能性など、あらゆる観点から検証し、廃止・縮小・統合や内容、実施方法の見直し等に取り組む。

なお、抑制した額のうちの一部を新規事業用の財源とすることを検討する。

**数値目標** ▶ **平成 17 年度から 22 年度までの間各年度おおむね 30 億円削減**

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
					
毎年度実施（各年度おおむね 30 億円削減）					

<b>110</b>	<b>より効果的・効率的な行政評価制度のあり方の検討・実施（17 年度）</b>	<b>総務部</b>
------------	--	------------

行政評価について、実施結果を予算編成や定数査定により有効に活用する手法を検討するとともに、施策評価と事務事業評価が有効に連動して機能する、より効率的な行政評価制度のあり方を検討する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○検討					

(2) 公共工事のコスト縮減

**111** 公共工事のコスト縮減（毎年度） 関係部局

「愛知県における公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（H13.2）」及び国の「公共事業コスト構造改革プログラム（H15.9）」を踏まえて、総合的なコスト縮減に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成 19 年度までに平成 14 年度と比較して 15%の総合コスト縮減

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度

**112** 公募型指名競争入札の実施（毎年度） 関係部局

不良・不誠実な業者の参入排除、公共工事の品質確保等の観点から、入札参加資格要件、同種の工事实績、技術的要件などの一定の条件を付けた上で、受注意欲の高い業者を公募により幅広く選定する公募型指名競争入札を引き続き実施する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度

**113** 公共工事の入札に係る総合評価方式の導入・拡大（毎年度） 関係部局

公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図るため、公共工事の入札に係る総合評価方式の導入及び拡大に取り組む。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度

**114** バリュー・エンジニアリング方式の実施（毎年度） 関係部局

公共工事において、民間の技術力を有効に活用するため、バリュー・エンジニアリング方式（※）を引き続き実施する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度

※ バリュー・エンジニアリング方式  
 目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術

**115 ユニットプライス型積算方式の導入の検討（19年度まで）** **関係部局**

資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行うユニットプライス型積算方式の導入に向けて、国の動向を踏まえて検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**116 設計施工一括方式の導入の検討（17年度以降）** **関係部局**

公共工事において、コスト縮減と発注の効率化を図るため、設計施工一括方式の導入を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**(3) 内部管理業務プロセスの見直し**

**117 内部管理業務プロセス改革プランの推進（毎年度）** **総務部**

内部管理業務プロセス改革プラン（※）に基づき、内部管理業務の見直しを進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

※ 内部管理業務プロセス改革プラン  
 内部管理事務の集中化・簡素化など、事務処理方法の改善を目的として平成14年度に策定した計画

**118 総務事務センターの設置（18年度）** **総務部**

給与、旅費などの定型的内部管理業務を集中処理するために「総務事務センター（仮称）」（※）を設置する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○設置					

※ 総務事務センター（仮称）  
 現在、本庁、地方機関、県立学校の各所属ごとに行われている内部管理事務を、IT及びアウトソーシングを積極的に活用して集中処理するための組織

**119** 予算編成事務の効率化の検討（17年度） **総務部**

県民ニーズに機動的に対応するとともに、予算編成作業の効率化を図るため、現場の実情を把握しうる各部局の裁量にかかる経費をさらに拡充する方向で検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					

**120** 長期継続契約の締結による会計事務の合理化（17年度） **出納事務局**

地方自治法の改正に基づき、OA機器のリース契約など物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約することが一般的であるもの及び庁舎管理などの委託契約で毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務について、長期継続契約を締結できるよう条例を制定し、会計事務の合理化を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

**121** ファシリティマネジメントの導入の検討（19年度まで） **関係部局**

行政サービスの向上に努めながらも、できる限り少ない経費で最適な施設の管理運営を図る手法であるファシリティマネジメント（※）の導入について検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>この間で検討</p>					

※ ファシリティマネジメント  
施設・建物・環境・土地・人員組織を経営的視点から総合的に計画・管理・運営する経営管理活動

**122** IP電話の導入の検討（19年度まで） **総務部**

通信費の削減を図るため、IP電話（※）の導入を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>この間で検討</p>					

※ IP電話  
インターネットを利用した電話

(4) 自主財源の確保

**123** 自主財源の確保（毎年度） 関係部局

県税徴収率の向上、県有財産の有効活用等により自主財源の確保に取り組む。

**数値目標** ▶ 平成17年度から22年度までの間に累計で300億円確保

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施 <span style="float: right;">〇300億円確保</span>					

**124** 県税徴収率の向上（毎年度） 総務部

県税徴収率の向上に努める。

**数値目標** ▶ 平成19年度までに97.5%以上の徴収率確保

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施 <span style="margin-left: 100px;">〇徴収率97.5%以上確保</span>					

**125** 県税収入未済額の縮減（毎年度） 総務部

県税収入未済額の縮減に努める。

**数値目標** ▶ 平成19年度までに平成15年度に比して10%以上縮減

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施 <span style="margin-left: 100px;">〇未済額10%以上縮減</span>					

**126** 使用料等の適正化（毎年度） 関係部局

使用料、手数料、分担金・負担金については、受益と負担の観点から受益者に適正な負担を求める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

127

**県有財産の有効活用（毎年度）**

**総務部**

次のような県有財産有効活用推進事業を実施する。

- 県有財産利活用調整会議の開催
- 未利用県有財産の一般競争入札による売却等の実施
- 予定価格の公表による一般競争入札、媒介販売委託の実施

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

128

**新たな自主財源の確保策の導入及び既存財産の活用促進（毎年度）**

**関係部局**

ネーミングライツ（※）、名入寄付、広告看板、ホームページや広報誌への広告等、新たな自主財源の確保策の導入に取り組む。

また、特許、育成者権等の知的財産の創造・活用をさらに促進するための方策を検討・実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

※ ネーミングライツ  
施設等にスポンサー名やブランド名を付与する権利。施設命名権。

129

**産業廃棄物税の新設（18年度）**

**環境部**

課税自主権を活用し、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するために、産業廃棄物税を新設する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○新設					

(5) 公営企業の経営の効率化

**130** 企業誘致活動の促進（毎年度・営業拠点設置は17年度） 企業庁

- 企業誘致活動を促進するため、次のような取り組みを進める。
- 企業誘致アドバイザー制度、土地仲介委託方式を継続して進める。
- 東京に営業拠点を設ける。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○営業拠点設置		毎年度促進			

**041** 「新空港関連事業部」の「企業立地部」への統合（17年度）【再掲】 企業庁

中部国際空港の関連事業の縮小に伴い、中部臨空都市と既存企業用地に係る営業部門を一元化し、企業誘致の一層の促進を図るため、企業庁「新空港関連事業部」を同庁「企業立地部」に統合し、2部4課体制を1部3課体制に改める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○統合					

**131** 「経営改善中期計画」の策定・公表（18年度） 企業庁

平成18年度から22年度までを計画期間とする企業庁に係る「経営改善中期経営計画」を策定し、公表する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○策定・公表					

**132** 排水処理業務へのPFI事業の導入（18年度） 企業庁

浄水場排水処理業務（汚泥処理業務）について、愛知用水地域の4浄水場（高蔵寺・尾張東部・上野・知多）を対象に、PFI事業を導入する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○導入					

**054** 東三河水道事務所「蒲郡浄水場」の「豊川浄水場」への統合（19年度）【再掲】 企業庁

東三河地域の浄水場業務を見直し、東三河水道事務所「蒲郡浄水場」を同「豊川浄水場」に統合する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○統合					

**055 「衣浦港工事事務所」及び「三河港工事事務所」のあり方の検討（19年度まで）【再掲】** **企業庁**

「衣浦港工事事務所」及び「三河港工事事務所」については、用地造成の進捗状況を踏まえ、常滑建設事務所の廃止を含めた統廃合等そのあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**057 「愛知用水水道北部事務所」及び「愛知用水水道南部事務所」の統合の検討（19年度まで）【再掲】** **企業庁**

「愛知用水水道北部事務所」及び「愛知用水水道南部事務所」について、運営方法を見直し、統合を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**133 「尾張水道事務所筏川取水場」の無人化（20年度）** **企業庁**

知多浄水場からの遠隔操作で監視制御をすることにより、「尾張水道事務所筏川取水場」を無人化する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

**134 「経営改善行動計画」に基づく経営改善の推進（毎年度）** **病院事業庁**

平成17年度から20年度までを計画期間とする病院事業庁の「経営改善行動計画」に基づき、経営改善を推進する。

**数値目標**

平成20年度までに24億円の収支改善

平成20年度までに収益的収支に係る一般会計負担金について累計でおおむね10億円削減

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○24億円の収支改善 ○一般会計負担金累計でおおむね10億円削減					

**135 県立病院機能の見直し（17年度）** **病院事業庁**

良質な医療の提供と経営の健全化を図るため、次のような県立病院の機能の見直しを行う。

- 愛知病院については、がん医療の充実等を図るために、がんセンターに統合し、名称を「愛知県がんセンター愛知病院」とする。
- 尾張病院については、循環器及び呼吸器疾患の医療にさらに特化することとし、「愛知県立循環器呼吸器病センター」と改称する。
- がんセンター、城山病院、あいち小児保健医療総合センターは、従来の機能を強化する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○見直し					

**136 経営状況の公表（毎年度）** **関係部局**

事業概要や財務状況、経営基盤強化の取組状況など経営状況を積極的に公表する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**137 業績評価の実施（企業庁：18年度以降、病院事業庁：毎年度）** **関係部局**

学識経験者や地域住民等の意見を取り入れた業績評価を実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>企業庁：この間で実施</p>					
 <p>病院事業庁：毎年度実施</p>					

(6) 環境にやさしい県庁づくり

**138 環境マネジメントシステムの推進（毎年度）** **環境部**

国際環境規格（ISO14001）に適合した環境マネジメントシステムを推進することにより、事務事業の実施に伴い生じる環境負荷の継続的な低減に取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

**139** 温室効果ガス排出量の削減（毎年度） **環境部**

電気・燃料使用量の節減、公用車の低公害車への転換、新エネ施設の率先導入等省エネ・新エネ対策を推進することにより、事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**140** 公用車の低公害化の推進（毎年度） **環境部**

自動車排ガスによる大気汚染防止のため、自ら率先して公用車への低公害車の導入に取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**141** グリーン購入の推進（毎年度） **環境部**

愛知県環境物品等調達方針を作成し、自ら率先してグリーン購入（※）の推進を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

※ グリーン購入  
 製品やサービスを購入する際に、環境に配慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

**142** E S C O事業の導入調査の実施（17年度） **環境部**

県有施設の光熱費を削減するため、E S C O事業（※）の導入調査を実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○調査実施					

※ E S C O（エネルギーサービスカンパニー）事業  
 建物の電気設備等の省エネ化を、資金調達から設計・施工・管理まで一括して請け負い、省エネによる削減分を発注者（県）と事業者が分配する仕組み

(7) 監査機能の強化

**143** 監査機能の強化（毎年度） **監査委員事務局**

より経済性・効率性及び有効性に重点を置いた監査に取り組む。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

## 4 県民ニーズへの的確な対応

県民ニーズが多様化する中、地方分権の進展に伴い、行政サービスの内容も全国一律ではなく、質、量ともに**地域の判断**に任される方向に進んでいる。

このため、県としては、今までにも増して**県民ニーズの把握**に努め、満足度の高い行政サービスの提供を目指す必要がある。

また、各家庭におけるコンピュータの普及は目覚ましいものがあり、**ITを活用した行政サービス**は非常に有効な手段の一つとなっているため、今後はITを活用した行政サービスをより一層推進し、県が提供するサービスや情報が、インターネット等を通じて、**いつでも・どこからでも利用できる**ような仕組みづくりを進める必要がある。

さらに、県民と行政が協働してより豊かな地域社会を創り上げていくためには、県民が主体的に地域のことを考え、取り組むべき施策を選択することができるよう、今まで以上に**県政情報の積極的な提供と県民意見の把握が必要**となる。

### (1) 県民ニーズを踏まえたサービスの提供

- 県民ニーズや県民満足度等の把握に努め、サービスの利便性、迅速性の向上を図る。

### (2) ITを活用した行政サービスの向上

- 電子申請・届出システムの拡充や住民基本台帳ネットワークシステムの活用、マルチペイメントネットワーク（※1）の導入等、県民の利便性を高めるためのITを活用した行政サービスの拡大を積極的に推進する。
- 採算性などの理由により、ブロードバンドサービス（※2）の整備の進まない地域の地理的な情報格差の是正に努める。
- IT化の推進に当たっては、誰でも簡単に県の情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化を進める。

※1 マルチペイメントネットワーク

県と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、県民は自宅のパソコンや携帯電話、ATM等を利用して県税や手数料等の支払ができ、即時にその収納情報が県に通知される仕組み。

※2 ブロードバンドサービス

高速・大容量のデータ通信サービス。

**(3) 開かれた県政と透明性の確保**

- 分かりやすい広報と充実した広聴活動により、住民、コミュニティ、NPO、民間企業、公共的団体等と情報や課題の共有化を図る。
- ITを利用して、効率的・効果的な広報広聴活動を行う。
- 引き続き情報公開制度の適正な運用に努める。

図表 25 情報公開請求・申出処理件数の推移

年度	件数	内 訳	
		請求 (※1)	申出 (※2)
平成11年度	5,984件	5,877件	107件
平成12年度	11,499件	11,459件	40件
平成13年度	29,079件	27,845件	1,234件
平成14年度	20,545件	20,071件	474件
平成15年度	34,654件	26,854件	7,800件

※1 請求

愛知県情報公開条例第5条に基づく行政文書の開示の請求。  
請求を受けた場合は例外を除き、当該文書を開示しなければならない。

※2 申出

愛知県情報公開条例附則第8項に基づく行政文書の開示の申出。  
次に掲げる行政文書について開示の申出があったときは、当該行政文書を開示するよう努める。

- ・ 昭和61年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書
- ・ 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）
- ・ 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し又は取得した行政文書で、当該実施機関が管理しているもの。

個別取組事項

(1) 県民ニーズを踏まえたサービスの提供

144

県民サービス向上運動の実施（毎年度）

総務部

県民サービス向上運動を引き続き実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

145

有償刊行物のデジタルメディアによる提供（毎年度）

関係部局

有償刊行物について、CDやDVDなどデジタルメディアによる提供を積極的に進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

146

自動車税のコンビニ収納の実施（17年度）

総務部

自動車税をコンビニエンスストアで納付できるようにする。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

(2) ITを活用した行政サービスの向上

**147 「電子申請・届出システム」の対象手続の拡大（毎年度）** **関係部局**

申請・届出等の行政手続をインターネットで行う「電子申請・届出システム」の対象手続の順次拡大を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 順次拡大					

**148 住民基本台帳ネットワークシステムの活用（毎年度）** **関係部局**

住民基本台帳ネットワークシステム上の本人確認情報の活用範囲を拡大し、各種申請時等における住民サービスの向上、事務の効率化を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**149 CALS/ECの導入（電子調達：18年度、電子納品：毎年度）** **関係部局**

公共事業に係る入札手続、調査・設計・工事等の成果の納品等をインターネットを通じて行うCALS/EC（公共事業支援統合情報システム）を導入する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 ○電子調達：実施 電子納品：毎年度実施					

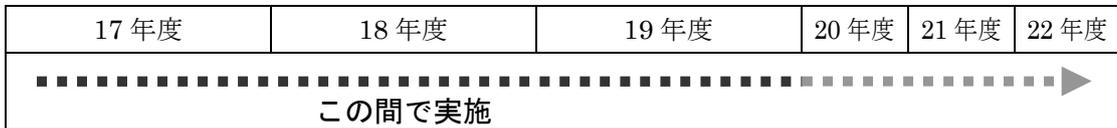
**150 電子申告システムの導入（17年度）** **総務部**

法人県民税・事業税について、企業等がインターネットを通じて申告手続を行える電子申告システムを導入する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○導入					

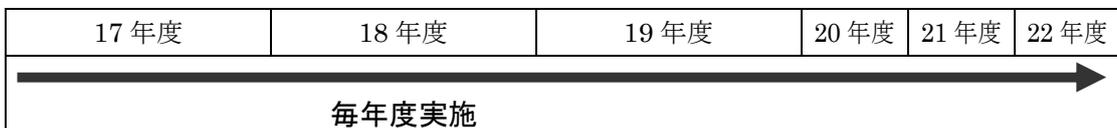
**151** 自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入（17年度以降） 関係部局

国等と連携して、自動車取得税等の申告・納付等、自動車保有関係手続をオンラインにより一括して行うことができるワンストップサービスシステムを導入する。



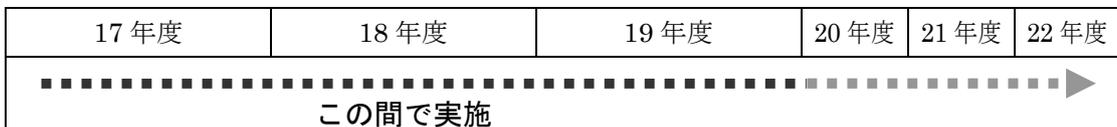
**152** 市町村との情報セキュリティ監査の共同実施（毎年度） 企画振興部

県内自治体全体のセキュリティの向上を図るため、あいち電子自治体推進協議会において、県・市町村の情報セキュリティ監査を共同で実施する。



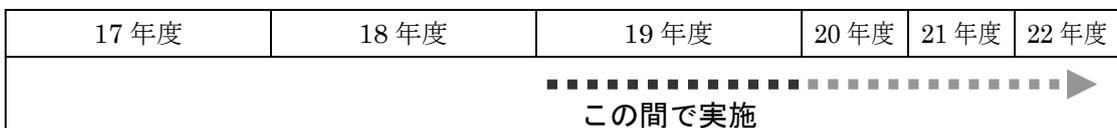
**153** マルチペイメントネットワークの導入（17年度以降） 出納事務局

県民が金融機関のオンラインサービスを通じて、パソコンや携帯電話等から県税や手数料等の払込ができるマルチペイメントネットワークを導入する。



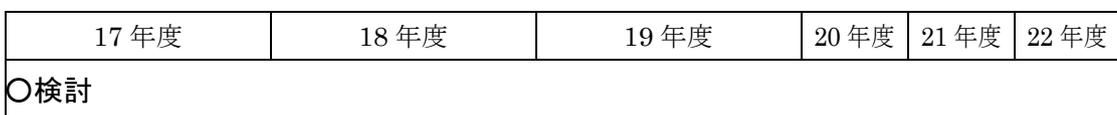
**154** 物品等電子調達システムの導入（19年度以降） 出納事務局

物品や役務などの調達手続について、インターネットを通じて行う電子調達システムを導入する。



**155** IT関連経費の縮減策の検討（17年度） 関係部局

ITを活用した行政サービスの向上のためのシステム構築や運営に要する経費が増大していることから、全庁的な審査・支援体制の整備や専門家の活用など、行政サービス水準を維持しつつ経費を縮減するための方策を検討する。



(3) 開かれた県政と透明性の確保

156

県民への情報提供と県民意見の活用の推進（毎年度）

関係部局

県民とのコミュニケーションをより一層高め、県民に身近な県政を推進するため、「県民意見提出制度（パブリック・コメント）」、「タウンミーティング」、「知事と語るつどい」、「出前講座」など、県民への積極的な情報提供と県民意見の活用を図る。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

157

新しい広報戦略の検討（毎年度）

県民生活部

「広報あいち」等による広報活動の充実を図るとともに、県の施策を一層効果的にPRするための新しい広報戦略を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

5 公の施設の見直しと指定管理者制度の積極的活用

県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供するために県が設置する公（おおやけ）の施設は、県が様々な行政サービスを提供する上で重要な役割を担っている。

これらの施設についても、その社会的役割の変化や県の果たすべき役割と機能の見直しに合わせて、「①民間と競合していないか」、「②県としての存置の意義が薄れていないか」、「③利用率が大きく低下していないか」といった観点から、**存置の必要性を含めて、あり方を見直す。**

県として真に存置すべき施設については、管理のあり方を見直しを行い、一層効果的・効率的な管理運営を行うことで、県民サービスの向上と経費の節減を図る。

また、公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法改正で創設された**指定管理者制度**によって、民間事業者等の能力を活用する条件が整備されたことから、同制度を積極的に活用することとし、**平成18年4月の導入**に向けた取組を進める。

(1) 公の施設のあり方を見直し

○ 県立の大学、県立学校及び県営住宅を除く112施設のうち、次の3要件のいずれかに該当する施設は、県が設置する公の施設としての存続を見直し、廃止、民営化又は地元移管等を行っていく。

なお、施設の民営化又は地元移管に当たっては、移管先団体等と十分な調整を行う。

① 民間競合施設

例：「民間と競合する公的施設の改革について（平成12年5月26日閣議決定）」において見直すこととされた「会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設、その他これらに準ずる施設」に該当する施設

② 県としての存置の意義が薄れてきている施設

例：・県として設置する先導的役割が終了した施設  
 ・市町村等により類似施設が設置され、競合している施設  
 ・管理委託先団体等の対応力向上等により移譲可能な施設  
 ・利用者の大半が施設所在市町村の住民であるなど、広域自治体である県として存置すべき意義が薄れている施設

③ 老朽化し、かつ、利用率の低い施設

例： 設置（改築）後、一定年数を経過した施設であって、かつ、施設利用率の低い施設

**(2) 効果的・効率的な管理運営の推進と指定管理者制度の積極的活用**

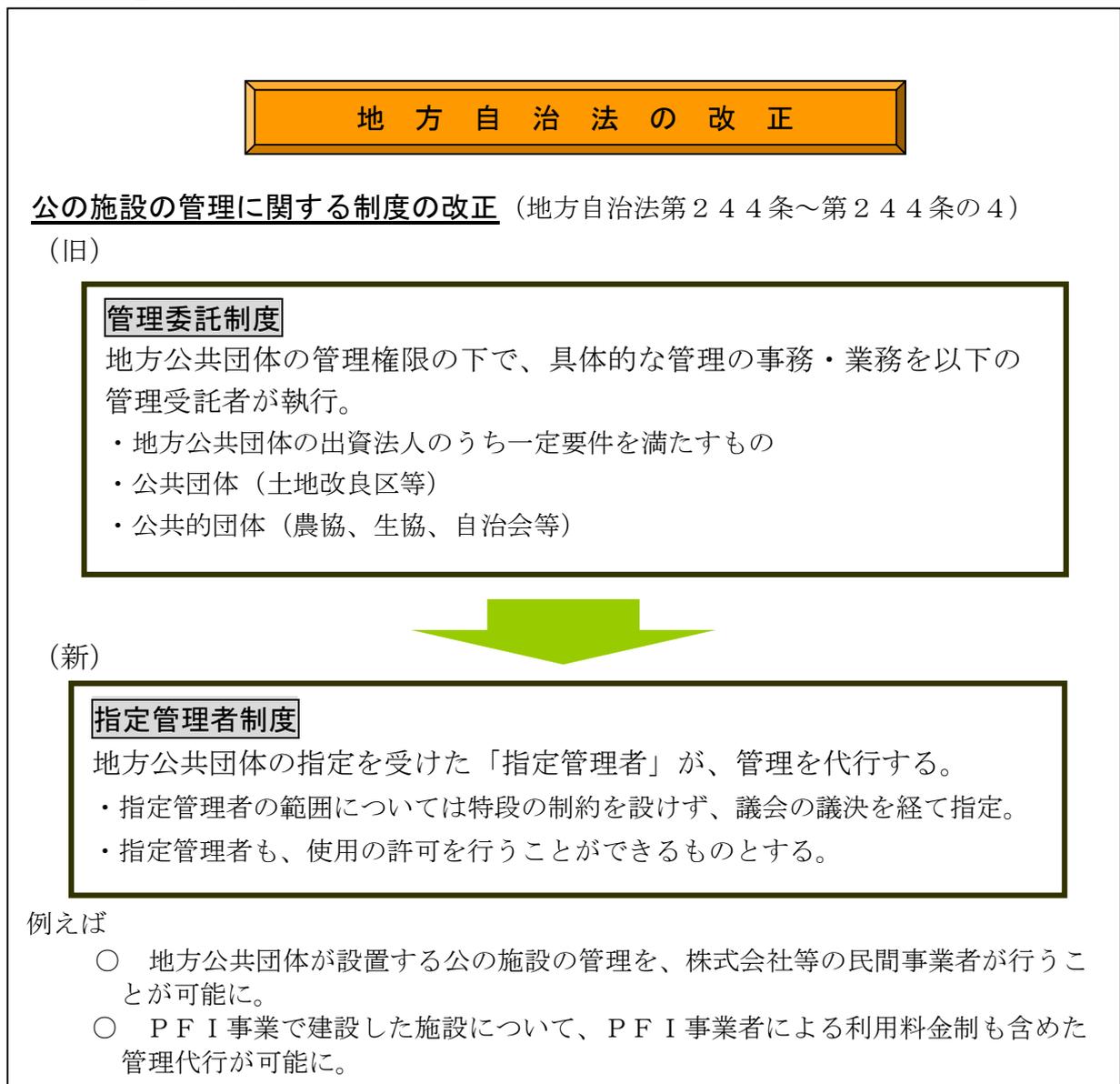
○ すべての公の施設の管理のあり方を見直し、一層効果的・効率的な管理運営を行うことで、県民サービスの向上と経費の節減を図る。

管理のあり方を見直しに当たっては、公の施設の管理における民間活力の活用を可能にした指定管理者制度を積極的に活用することとし、平成18年4月に同制度を導入する。

○ 施設の設置目的や整備手法、廃止・移管予定等により管理者を特定する施設を除き、指定管理者は原則公募とし、複数の申請者の中から選定することとする。

また、制度のより円滑な導入を図るため、公募により指定管理者を選定する施設は、指定期間の更新に合わせて段階的に拡大する。

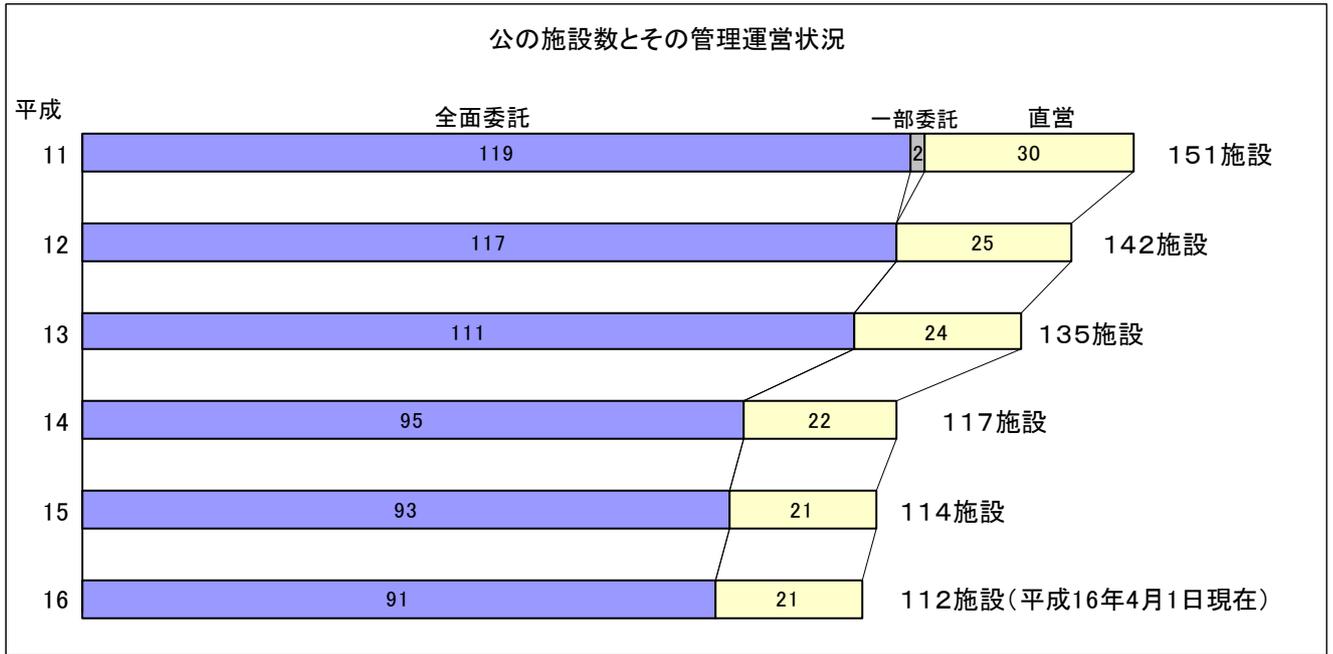
図表 26 地方自治法の改正



図表 27 公の施設一覧（平成16年4月1日現在）

所管部局等名	設置数	直 営 施 設	委 託 施 設
総 務 部	1	○公文書館	0
企画振興部	12		○11ふれあい広場（西・中川・港・南・守山・緑・緑大高・天白・昭和・東・瑞穂） ○奥三河総合センター
県民生活部	3	○愛知芸術文化センター ○陶磁資料館	○女性総合センター
環 境 部	7		○6自然公園施設（伊良湖休暇村・茶臼山・遠望峰山・面ノ木・三河湖・本宮山公園施設） ○弥富野鳥園
健康福祉部	30	○心身障害者コロニー（春日井看護専門学校含む。） ○愛知学園 ○2看護専門学校（総合・愛知） ○歯科衛生専門学校	○昭和荘 ○心身障害児療育センター第二青い鳥学園 ○ならわ学園 ○4老人休養ホーム（南知多・勤八峡・湯谷老人福祉館、老人休養ホーム永和荘） ○身体障害者総合施設希全センター ○2身体障害者療護施設（はなのき寮、すぎのき寮） ○4知的障害者更生施設（藤川寮、弥富寮、半田更生園、三好寮） ○2救護施設（新生寮、明知寮） ○母子福祉会館 ○三好学園 ○青い鳥医療福祉センター ○明生会館 ○2婦人保護施設（白菊荘、成願荘） ○2こどもの国（愛知こどもの国、海南こどもの国） ○あいち健康の森健康科学総合センター
産業労働部	23	○技術開発交流センター ○6高等技術専門学校（名古屋・岡崎・一宮・窯業・高浜・東三河）	○産業貿易館 ○中小企業センター ○犬山国際ユースホステル ○和紙のふるさと ○10勤労福祉会館等（勤労会館、豊橋・岡崎・一宮・半田・津島・豊田・刈谷勤労福祉会館、尾西勤労青少年福祉センター、労働者研修センター） ○サンライフ名古屋 ○愛知勤労身体障害者体育館
農林水産部	6	○農業大学校	○森林公園 ○愛知県民の森 ○昭和の森 ○緑化センター ○植木センター
建 設 部	13		○10都市公園（熱田神宮・高蔵・朝宮・新城総合・あいち健康の森公園、大高・小幡・牧野ヶ池・木曽川祖父江緑地、尾張広域緑道） ○2ヨットハーバー（海陽・蒲郡） ○下水道科学館
病院事業庁	5	○がんセンター ○3県立病院（城山・愛知・尾張） ○あいち小児保健医療総合センター	0
教育委員会	12		○体育館 ○スポーツ会館 ○武道館 ○野外教育センター ○茶臼山野外活動ロッジ ○2総合運動場（岡崎・一宮） ○口論義運動公園 ○総合射撃場 ○青年の家 ○2少年自然の家（美浜・旭高原）
合 計	112		21
			91

図表 28 公の施設の設置状況の推移



施設数	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度 (平成16年4月1日現在)		
	計	直営	委託	計	直営	委託	計	直営	委託	計	直営	委託
増減理由	135	24	111	117	22	95	114	21	93	112	21	91
県の施設として 廃止した施設	<b>【8施設】</b> ・保育大学校（直営） → 廃止 ・三河総合保健センター（直営） → 廃止 ・北ふれあい広場（委託） → 廃止 ・香嵐溪ビジターセンター（委託） → 足助町へ移管 ・三ヶ根山休憩所、渥美休憩所（以上、委託） → 廃止 ・鞍ヶ池ロッジ（委託） → 廃止 ・愛知勤労者いこいの村（委託） → 廃止			<b>【18施設（うち2施設は一時廃止）】</b> ・総合保健センター（直営） → 廃止 ・高辻高等技術専門学校（直営） → 廃止 ・犬山国際交流村公園施設（委託） → 犬山市へ移管 ・11特別養護老人ホーム（委託） → 委託先団体へ委譲 ・渥美老人ホーム（委託） → 廃止 ・本宮山ロッジ（委託） → 廃止 ・愛知青少年公園（委託） → <u>一時廃止</u> （都市公園として整備） ・児童総合センター（委託） → <u>一時廃止</u>			<b>【4施設】</b> ・尾張看護専門学校（直営） → 廃止 ・湯谷園地（委託） → 鳳来町へ移管 ・佐久島青少年キャンプセンター（委託） → 廃止 ・相楽山荘（委託） → 宿泊室及び会議室は廃止し、キャンプ場は蒲郡市へ移管			<b>【2施設】</b> ・名東ふれあい広場（委託） → 廃止 ・保養リハビリテーションセンター木曾川荘（委託） → 祖父江町へ移管		
新設した施設	<b>【1施設】</b> ・あいち小児保健医療総合センター（13.11.1設置、直営）			—			<b>【1施設】</b> ・サンライフ名古屋（15.10.1移譲、委託）			—		

**個別取組事項**

(1) 公の施設のあり方の見直し

<b>重点 16</b>	<b>158</b>	<b>公の施設の廃止、民営化、地元移管等（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
--------------	------------	-------------------------------	-------------

公の施設のあり方を見直し、廃止、民営化、地元移管等を行う。

**数値目標** ▶ 平成 17 年度から 22 年度までの間に 16 年度当初施設数の 25% 以上となる 28 施設以上を廃止、民営化、地元移管等

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
					○25%、28 施設以上を廃止、民営化、地元移管等

<b>159</b>	<b>直営施設の管理運営のあり方の検討（毎年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	------------------------------	-------------

直営施設の効果的・効率的な管理運営のあり方を検討する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度

<b>160</b>	<b>各施設利用率実績等の公表及び運営改善（17年度）</b>	<b>関係部局</b>
------------	---------------------------------	-------------

平成 16 年度の施設利用率実績等を公表するとともに、14～16 年度の実績を検証し、各施設の運営改善に取り組む。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○実績等公表・運営改善					

<b>161</b>	<b>ふれあい広場の廃止（南ふれあい広場：17年度廃止、その他のふれあい広場：18年度以降）</b>	<b>企画振興部</b>
------------	--	--------------

名古屋市内に設置しているふれあい広場（11 施設）については、広域自治体としての県の役割という観点から、そのあり方を見直し、南ふれあい広場を平成 17 年度に廃止するとともに、他の 10 施設についても、18 年度以降、個々の地域の実情を勘案しながら 22 年度を目途にできるものから順次廃止する。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○南ふれあい広場廃止					

**162** **三河湖公園施設の廃止（17年度）** **環境部**

三河湖公園施設については、近隣に類似施設が設置され、県としての存置の意義が薄れてきたことから廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**163** **茶臼山公園施設（キャンプ場を除く）の地元移管（18年度以降）** **環境部**

茶臼山公園施設（キャンプ場を除く）については、地元豊根村の観光振興のために有効活用が期待されることから、地元の意向を踏まえて移管する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
..... → この間で実施					

**164** **三好学園及び三好寮の廃止（17年度）** **健康福祉部**

知的障害児施設である三好学園及び知的障害者更生施設である三好寮については、管理委託先である社会福祉法人が建設する施設へ機能を移管して、廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**165** **看護専門学校の見直し（17～19年度）** **健康福祉部**

看護専門学校については、看護職員の需給動向や県内の他の看護職員養成機関の状況を踏まえて見直しを実施する。

- 心身障害者コロニー内の春日井看護専門学校については平成17年度に廃止する。
- 愛知看護専門学校については平成17年度に第1看護科の入学定員を40人から80人とし、19年度に第2看護科を廃止する。
- 総合看護専門学校については平成17年度に第4看護科を廃止し、18年度に第2看護科を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○春日井看護専門学校廃止					
○愛知看護専門学校第1看護科入学定員の増員    ○第2看護科廃止					
○総合看護専門学校 第4看護科廃止                    ○第2看護科廃止					

**166** **心身障害者コロニーのあり方の見直し** 再編計画策定：17年度  
あり方見直し：18年度以降 **健康福祉部**

心身障害者コロニーについては、社会福祉審議会におけるあり方の検討結果を踏まえ、平成17年度に見直し再編計画を策定し、18年度以降、見直しを実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○再編計画策定					
..... → あり方見直し					

**167** 老人休養ホーム3施設の廃止又は地元移管（22年度まで） 健康福祉部

老人等に対して保健休養の場を提供する施設である老人休養ホームのうち、老朽化が進んでいる3施設については平成18年度以降順次廃止又は地元移管する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**168** 県立社会福祉施設のあり方の検討（17年度以降） 健康福祉部

身体障害者総合施設希全センター、身体障害者療護施設はなのき寮・すぎのき寮、知的障害者更生施設藤川寮・弥富寮・半田更生園等の県立社会福祉施設については、社会状況等の変化を踏まえ、今後のあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**169** 第二青い鳥学園のあり方の検討（20年度まで） 健康福祉部

心身障害児療育センター第二青い鳥学園については、機能・運営体制の見直しと規模の適正化について検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**170** 歯科衛生専門学校の見直し（21年度まで） 健康福祉部

歯科衛生士養成機関は、平成17年4月から5年間のうちに、修業年限を3年以上にする必要がある。

県立歯科衛生専門学校については、民間の歯科衛生士養成機関の修業年限3年制への移行状況を考慮しつつ、官民役割分担等の観点から、廃止又は民間への移譲について検討を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

**171** 母子福祉会館及び昭和荘の管理委託団体等への移譲 健康福祉部

（母子福祉会館：21年度  
昭和荘：22年度まで）

県としての先導的役割の終了、官民の役割分担の観点から、母子福祉会館については平成21年度に管理委託団体へ移譲、昭和荘については22年度までに移譲先を決定し、23年度に移譲する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

172

名古屋高等技術専門学校高辻校舎の廃止（17年度）

産業労働部

名古屋高等技術専門学校高辻校舎については、訓練科目の見直しや機能の集約化等を行い、廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

173

勤労福祉会館等の廃止（18年度以降）

産業労働部

労働者福祉施設である勤労福祉会館等（11施設）は、原則として施設経過年数をもとに、平成18年度以降順次廃止を進めることとし、22年度末までに6施設を廃止する（残りの5施設は、その後5年間で順次廃止）。

なお、施設の活用を希望する地元市には移管する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 順次廃止					

174

中小企業センターのPFIによる整備並びに産業貿易館及び勤労会館の廃止（21年度）

産業労働部

老朽化の進んでいる中小企業センターを平成18年度末までに廃止し、PFIにより、商工業の振興、貿易の促進、労働者福祉の向上及び就業支援の推進を図る拠点施設として21年度を目途に整備する。なお、同施設に機能を集約することにより産業貿易館及び勤労会館を廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○中小企業センター廃止				○(新)センター部分供用開始 (24年度から全体供用開始)	
○産業貿易館廃止					
○勤労会館廃止					

175

森林公園ゴルフ場のPFIによる整備・運営（19年度運営開始）

農林水産部

森林公園ゴルフ場のPFIによる整備、維持管理、運営を実施する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 PFIによる整備（ただし、休業せず運営を継続）			○PFIによる運営開始		

176

里山学びと交流の森（仮称）の設置（18年度）

農林水産部

多様な自然環境を有する海上の森を、愛知万博の成果と取組を継承しつつ、県民と協働で適切に保全し、自然とのふれあいの場、環境学習の場、森づくり・里づくり活動の場等として活用する拠点施設として整備し、里山学びと交流の森（仮称）を供用開始する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○供用開始					

**177 県営住宅の効率的整備（毎年度）** **建設部**

県営住宅については、官民役割分担や6万戸に及ぶ既存ストックの有効活用の観点で踏まえて、既存住宅の建替えや高齢化対策等を中心に整備を進める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 毎年度実施					

**178 東三河ふるさと公園（仮称）の設置（17年度）** **建設部**

自然を生かし、東三河の歴史、文化、自然を紹介するとともに、郷土の風景を後世に伝えることをテーマとした公園として、東三河ふるさと公園（仮称）を平成17年度末に一部供用開始する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○一部供用開始					

**179 蒲郡ヨットハーバーの廃止（18年度）** **建設部**

民間施設との競合により県が設置する意義が薄れたことや、施設の老朽化が著しいため、蒲郡ヨットハーバーを廃止する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○廃止					

**180 愛知青少年公園及び児童総合センターの再開（18年度）** **関係部局**

愛知青少年公園については、愛知万博の会場として利用するため平成14年度に廃止されたが、万博終了後は、万博の理念を継承する21世紀にふさわしい県営都市公園として整備し、平成18年度に一部供用開始する。

また、児童総合センターについても平成18年度に再開する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○愛知青少年公園一部供用開始 ○児童総合センター再開					

**181 茶臼山野外活動ロッジの見直し（19年度まで）** **教育委員会**

茶臼山野外活動ロッジについては、管理運営の具体的見直しに取り組むとともに、利用状況等を踏まえ、存廃を含めてあり方を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 この間で検討					

(2) 効果的・効率的な管理運営の推進と指定管理者制度の積極的活用

重点 17

182

指定管理者制度の導入（18年度）

関係部局

既存の管理委託施設等に指定管理者制度を導入する。

導入に当たっては、施設の設置目的や整備手法、廃止・移管予定等により管理者を特定する施設を除き、民間活力の活用による効果的・効率的な管理運営を促進する観点から指定管理者は原則公募とし、複数の申請者の中から選定することとする。

なお、制度のより円滑な導入を図るため、公募により指定管理者を選定する施設は、指定期間の更新に合わせて段階的に拡大する。

数値目標

平成 17 年度に 14 施設及び県営住宅 17 団地、22 年度までに指定管理者制度導入施設（廃止等予定施設を除く）の 60%以上となる 48 施設以上で公募実施

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○制度導入					
14 施設 及び 県営住宅 17 団地 で公募実施	----- この間で公募実施拡大				○60%、48 施設以上で 公募実施
<p>&lt;17 年度公募実施施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性総合センター（ウィルあいち）</li> <li>・ 弥富野鳥園</li> <li>・ 南知多老人福祉館</li> <li>・ 和紙のふるさと</li> <li>・ 愛知勤労身体障害者体育館</li> <li>・ 朝宮公園</li> <li>・ 木曾川祖父江緑地</li> <li>・ 牧野ヶ池緑地</li> <li>・ 海陽ヨットハーバー</li> <li>・ 下水道科学館</li> <li>・ 野外教育センター</li> <li>・ 青年の家</li> <li>・ 美浜少年自然の家</li> <li>・ 旭高原少年自然の家</li> <li>・ 県営住宅 17 団地</li> </ul>					

183

利用料金制の導入拡大（18年度）

関係部局

指定管理者制度の導入に併せて利用料金制未導入施設への利用料金制導入を進める。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
○導入拡大					

184

公の施設に係るクーポン券の取扱いの検討・実施（毎年度）

関係部局

公の施設の利用促進を図るため、旅行会社のクーポン券の取扱いを可能とするための取組を進める。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
—————→ 毎年度実施					

1 ひっ迫する県財政

○ 歳入の現状 ～三位一体改革の影響で減収～

本県は全国一景気の良い地域と言われているが、県の財政においては、**税関連の実質収入は必ずしも景気を反映しているとは言えない。**

法人関係の税収だけみれば、行財政改革に取り組み始めた平成11年度と比較して15・16年度は増えてはいるが、**税関連の実質収入**（下表 **A**=県税収入—市町村への税関連交付金）**では微増**となっている。

さらに、平成16年度は**三位一体改革の影響で普通交付税と臨時財政対策債（※）が大幅に減少**したため、危機的な財政状況に陥っている。（下表 **B**）。

※ 臨時財政対策債

国の地方財政対策の制度改革により平成13年度から新たに設けられた特例地方債で、18年度までの発行が予定されている。地方交付税の振替措置であり、後年度に元利償還金の100%が交付税算入される。

図表 29 予算比較表

(単位：億円)

	11年度 決算	15年度 決算 a	16年度 最終予算 b	b-a
法人二税	3,673	4,205	4,190	△15
その他の県税	6,445	5,992	6,182	190
①税関連の実質収入	8,664	8,844	<b>A</b> 8,851	7
ア 普通交付税	1,467	1,016	723	△293
イ 臨時財政対策債	0	1,225	876	△349
② (①+ア+イ)	10,131	11,085	10,450	<b>B</b> △635

○ 歳出の現状 ～増える義務的経費～

重い公債費の負担増や社会保障関係経費の自然増、警察官や教員の増などにより、義務的経費が着実に増加している。

バブル崩壊後、**国の経済対策**等に応じた投資的経費を始めとする補正予算の額は、平成4年度から14年度の間で4,955億円にのぼり、その結果として**県債残高の増**を招くこととなった。

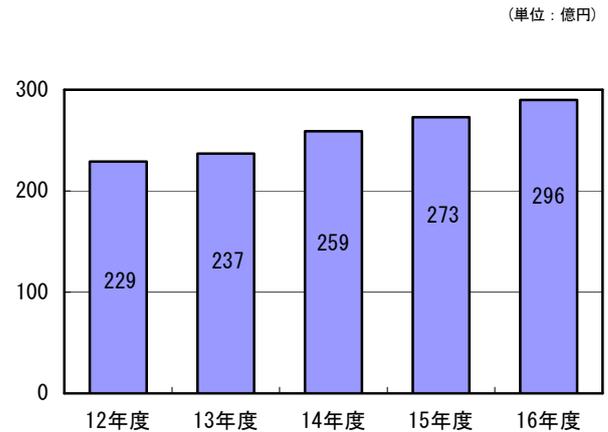
社会保障費（扶助費）のうち、**介護保険関係予算**などは対象者（高齢者等）の増加による**自然増**が続いている（平成15年度当初予算→平成16年度当初予算＝23億円増）。

人件費は、マイナス給与改定により横ばいで推移してきたものの、**警察官や教員は増員傾向**にある。

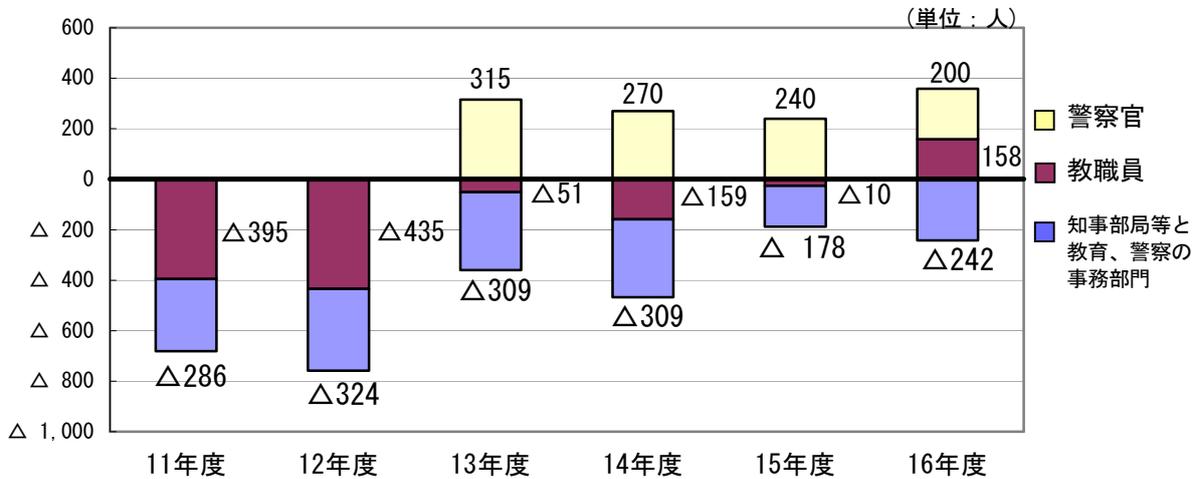
図表 30 過去の国の経済対策

	国の経済対策等に に伴う補正予算	補正予算債
4年度	269億円	123億円
5年度	861億円	330億円
7年度	741億円	293億円
10年度	1,253億円	392億円
11年度	427億円	211億円
12年度	400億円	160億円
13年度	612億円	178億円
14年度	392億円	211億円
合計	4,955億円	1,898億円

図表 31 介護保険関係予算の推移



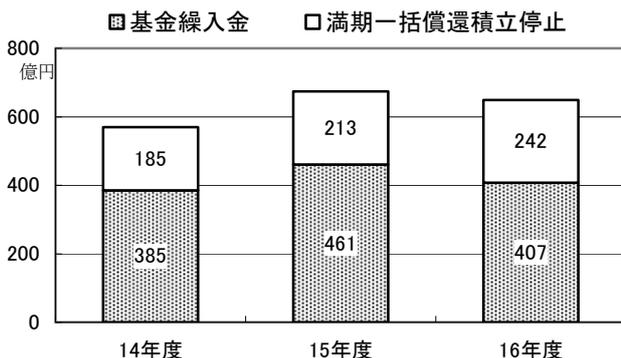
図表 32 警察官・教職員の増員



○ 臨時の財源対策

歳入・歳出の現状から、毎年度多額の収支かい離が生じており、県債の活用（通常の割合を超えて発行している財政健全化債の発行）のほか、減債基金などを活用した臨時の財源対策によって当初予算を編成しているのが実態である。

図表 33 当初予算における主な財源対策の状況



	14年度	15年度	16年度
満期一括償還積立停止	185	213	242
基金繰入金	385	461	407
合計	570	674	649

※満期一括償還積立停止とは、県債の満期一括償還に備えるためにすでに発行した県債の一定割合を毎年減債基金へ積み立てるべきものを、当初予算では見送るもの。

※基金繰入金とは、県債の償還に備えて積み立ててある減債基金から一時的に借り入れるもの。

## ○ 今後の見通し

歳入の大幅な増が今後も期待できない一方、公債費や人件費（退職手当）などの義務的・経常的経費は確実に増加する。

さらに、三位一体改革の影響が加わる。改革初年度（平成16年度）の状況をみると、廃止された国庫補助負担金に見合う税源移譲がなされていないばかりか、地方交付税も大幅に削減されるなど、財政運営にとって非常に厳しい結果となった。

国は地方財政計画の歳出を見直して交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小していくこととしている。したがって、交付税（臨時財政対策債を含む）はさらに減少していくことが予想される。

## ○ 赤字幅が一定割合を超えた場合の影響

実質収支（※1）の赤字額が標準財政規模の5%（約500億円）を超える（※2）と、地方債が原則として発行できなくなり、自主的な財政運営は実質的に不可能となる。

そこで、議会の議決を経て、財政再建の申し出を総務大臣に行い、その指定を受けて、地方債の発行制限の解除を受ける一方で、国（総務省）から各種の措置や監督の下で再建に取り組むことになる。つまり、国の管理下に置かれる**財政再建団体**になる。（地方財政再建促進特別措置法）

**財政再建団体転落ライン 約△500億円**

※1 実質収支

形式収支（決算の差し引き）から翌年度へ繰り越すべき財源を引いたもの。

※2 基金繰入運用を活用してもなお、実質収支の赤字額が△500億円を超えると財政再建団体となる。

## ○ 財政再建団体に転落した場合の影響

財政再建期間内（原則8年以内）に赤字額を解消する財政再建計画の作成が必要とされ、この計画には県民負担の増加を伴う使用料の引上げなどの歳入増加策と、組織のスリム化、職員給与の抑制、独自の補助金カット、投資的経費（国の公共事業、県の単独事業）の抑制、その他の県の独自施策の原則廃止といった県民サービスの低下をもたらす歳出削減策を盛り込む必要がある。

国の管理下に置かれるので、県民から選ばれた知事や議会の主体性は低下し、県民ニーズを反映することが困難となる。

地方債の発行も制限され、道路や河川等の社会基盤整備も進めにくくなる。

## ○ 財政の健全化の必要性

県民が主体的に県行政に関与できなくなるような事態はなんとしてでも避けなくてはならない。

したがって、歳出構造の見直しと自主財源の確保により財源不足を圧縮し、さらには地方税財政制度の見直しにより、財政収支の均衡と、財政の弾力性を確保する必要がある。

## 2 財政改革に向けた取組の基本的な考え方

自主財源の大幅増は見込めないという共通認識のもと、**目標を設定**し、身の丈に合わせて歳入歳出構造を見直し、安定的に行政サービスを提供することができる**持続可能な財政基盤**を確立する。

歳入歳出構造を見直し、改善を進める間は、臨時の財源対策も組み合わせながら、財政再建団体への転落を阻止するのはもちろんのこと、赤字に陥らない財政運営を行う。

### (1) 目標

- ① 目標年度においてプライマリー・バランス黒字化を達成し、財政健全化に一定の道筋を付けることができるように、解消すべき財源不足額を設定する。
- ② 目標を設定して県債の新規発行額を抑制する。

### (2) 基本方針

- ① 徹底した内部努力、役割の明確化、選択と集中による歳出削減
  - 県の役割を見直し、民間活力の活用を積極的に推進する。
  - 小手先だけでなく、仕事の流れや仕組みそのものを見直す。
  - 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」という厳しい施策の選択を迫られている。今後は事業の目的に立ち返り、その目的の達成度と手段となる施策の寄与の度合いなど、行政評価結果を活用して、全庁的に事務事業の見直しに取り組む。
- ② 数値目標の設定
  - 数値目標と期限を掲げて進行管理を行う。

3 歳出の抑制と歳入の確保

分権改革及び県庁改革の主な取組について、その**目標額**を、①**徹底した内部努力**、②**選択と集中による施策の見直し**、③**自主財源の確保**の3つの項目ごとに整理し、その進行管理をする。

併せて、本来交付されるべき金額が十分交付されていない国庫補助金の適正化など、**超過負担の解消**を求める。

《 目標額の設定 》

区 分
<p>① 徹底した内部努力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総人件費の抑制（定数削減、給与の適正管理）</li> <li>○ 県関係団体への関与縮小 等</li> </ul>
<p>② 選択と集中による施策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政評価制度を活用した事務事業の見直し</li> <li>○ 公共工事のコスト縮減 等</li> </ul>
<p>③ 自主財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県税徴収率の向上</li> <li>○ その他自主財源の確保 等</li> </ul>

個別取組事項

重点18 185

歳出の抑制と歳入の確保（目標額の設定）（毎年度）

関係部局

プライマリー・バランスの黒字化（※）を図るため、歳出の抑制と歳入の確保の目標を設定する。

※ 「プライマリー・バランスの黒字化」とは、「県債を除く歳入>公債費（元利償還金・公債諸費）を除く歳出」となることであり、行政サービスを借金に頼らない範囲で実施している状態をいう。家計で例えると、生活費などの出費を借金せずに収入でまかなえる状態を表す。

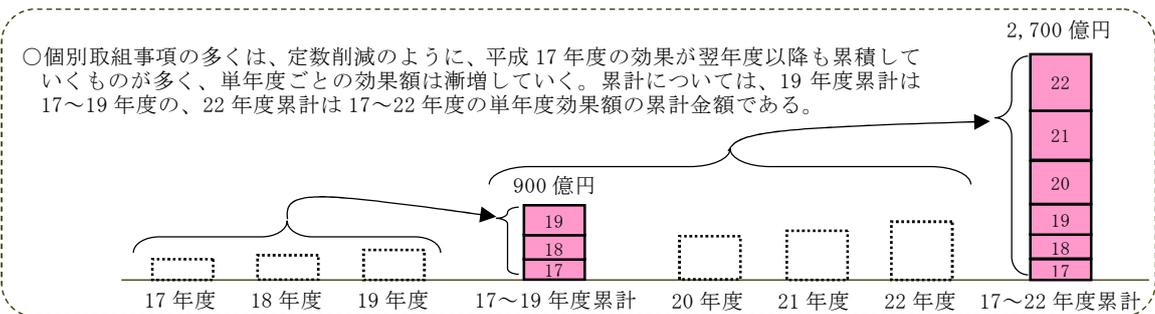
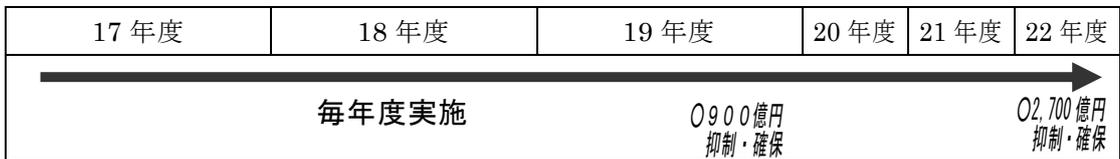
数値目標

※【 】は関連する個別取組事項の番号

区分	目標額		主な取組（個別取組事項）
	17～19年度累計	17～22年度累計	
①徹底した内部努力	400億円	1,200億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県関係団体に対する財政支出の削減【026】</li> <li>○ 知事部局等と教育の事務部門の職員定数の削減【078】</li> <li>○ 教職員定数の適正管理【079】</li> <li>○ 総人件費の抑制【080】</li> <li>○ 給与制度のあり方の見直し【081】</li> <li>○ 各種手当のあり方の見直し【082】</li> </ul>
②選択と集中による施策の見直し	400億円	1,200億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政評価制度の活用による事務事業の見直し【109】</li> <li>○ 公共工事のコスト縮減【111】</li> </ul>
③自主財源の確保	100億円	300億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主財源の確保【123】</li> <li>○ 県税徴収率の向上【124】</li> <li>○ 県有財産の有効活用【127】</li> </ul>
計	900億円	2,700億円	

※ 目標額は、県自らの行革努力による効果額をいい、外部要因による自然減などは除く。また、②選択と集中による施策の見直しについては、ソフト事業は施策の重点化による事務事業費の抑制、ハード事業は、道路、河川等の基盤整備事業で、国の公共工事の抑制方針や県のコスト縮減効果等を反映して、当面平成17年度当初予算と同程度の抑制により19年度まで削減することで積算。

プライマリー・バランス	△250億円程度	黒字化	16年度 △1,600億円超 19年度 8割超を解消（△250億円程度） 22年度 黒字化
-------------	----------	-----	---



186

**超過負担分の解消（毎年度）**

**関係部局**

本来交付されるべき金額が十分交付されていない国庫補助金の適正化などを国に求めていく。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

4 財政の弾力性の確保

経常的経費（※）が増加すると、それ以外の施策に充てることができる財源が相対的に少なくなるため、財政は硬直化する。経常的経費のうち、人件費、公債費及び社会保障費の3種類は義務的経費とも言われ、一般財源を充当している割合も高く、財政の健全化のための課題となっている。

特に公債費は、近年の県債の大量発行に伴い今後大幅な増額が見込まれる。

そこで、公債費について長期的にコントロールするためのルールを定め、財政の弾力性を確保して持続可能な財政基盤の確立に取り組む。

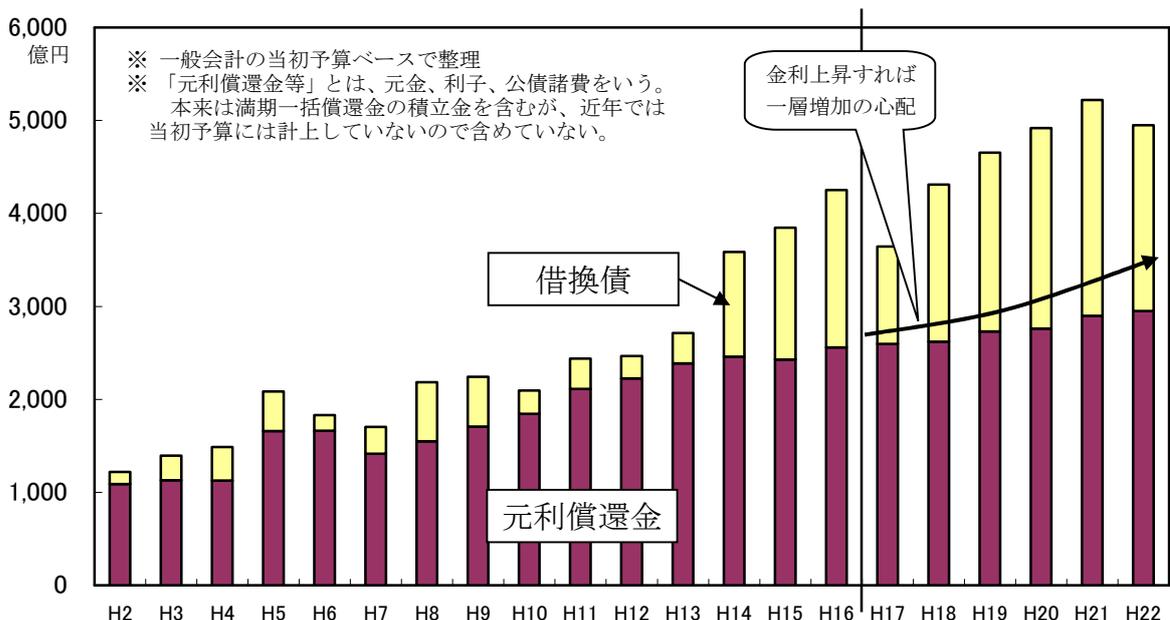
※ 経常的経費

人件費、物件費、維持補修費、社会保障費（扶助費）、補助費等、公債費の6費目

(1) 県債の新規発行の抑制

- 今後の金利上昇の懸念も踏まえ、公債費の上昇を長期的に抑制するために、県債の新規発行額を抑制する。（ただし、臨時財政対策債や減税補てん債といった、国の事情で発行する県債を除く。）
- 特に、通常の割合を超えて充当している財政健全化債の発行は計画的に抑制する。

図表34 公債費の状況



## (2) 公債費の適正な管理

- 平成4年度から満期一括償還方式の県債を発行し、減債基金に償還財源を計画的に積み立てる必要から、一般会計とは別に公債管理特別会計を設けて満期一括償還分の公債費を管理してきた。

近年、満期一括方式による県債発行額の増加や借換債の増加に伴い、借換債の発行及び償還を一般会計と区分し、総合的に管理する必要が生じてきたため、公債管理特別会計のあり方を見直し、借換債の発行及び償還の管理について一元化する。

## (3) 円滑な資金調達

- 県債の発行に当たっては、地方分権改革、財政投融资制度改革の観点から、自力で市場原理に即した調達が求められている。

そこで、市場公募化の推進を図りながら、従来からの銀行等引受資金を適切に組み合わせ、調達手段の多様化と商品性の向上を図りつつ、有利に、かつ安定的に資金を調達する。

## (4) 減債基金からの繰入運用のあり方の検討等

- 公債費の満期一括償還額が今後増え続けるため、減債基金に一定額を確実に積み立てておく必要がある。償還期間（借換えを含め30年間）を通して計画的かつ平準的な積立てとなるよう、積立て方式の見直しを検討する。また、予測を超えた景気変動や災害を始めとする臨時巨額の財政需要に備えるために、一定の実基金残高を確保することを目指す。

個別取組事項

(1) 県債の新規発行の抑制

<b>重点19</b>	<b>187</b>	プライマリー・バランスの黒字化（22年度まで）	総務部
-------------	------------	-------------------------	-----

平成22年度において、県債を除く歳入が、過去の県債に係る公債費（元利償還金と公債諸費）を除く歳出を上回る状態である、プライマリー・バランスの黒字化を目指す。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○△250億円程度					○黒字化

<b>重点20</b>	<b>188</b>	県債の新規発行額の抑制（財政健全化債等の県債活用の計画的抑制を含む）（毎年度）	総務部
-------------	------------	---	-----

**パブ・コム** 公債費の上昇を長期的に抑制するため、臨時財政対策債や減税補てん債といった国の事情で発行せざるを得ないものを除いた県債の新規発行額の抑制に取り組む。

**数値目標** ▶ 歳入に占める通常の県債（国の事情で発行せざるを得ないものを除く）の割合（県債依存度）を、平成16年度当初予算（借換債を除く）における10.4%から、22年度には6%台になるように抑制する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
▶ 毎年度抑制					○県債依存度 6%台

(2) 公債費の適正な管理

<b>189</b>	公債管理特別会計条例の改正（17年度）	総務部
------------	---------------------	-----

条例を改正し、公債管理特別会計のあり方を次のように改める。

○一般会計で発行していた借換債を公債管理特別会計で発行するよう改める。

○一般会計で既に発行した県債の償還全体を公債管理特別会計で管理するよう改める。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

(3) 円滑な資金調達

190

市場公募債の増発（17年度）

総務部

資金需要に弾力的に対応できる銀行借入資金を適切に組み合わせつつ、市場原理に即した、有利かつ安定的な資金調達を図るため、市場公募債の発行を増やす。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○実施					

191

超長期債発行の検討（17年度）

総務部

調達手段の多様性と商品性の向上を図るうえから、中・長期債（5年・10年償還）のほか、市場環境に留意し、低利かつ長期の調達を目指し、超長期債（10年を越す償還）の導入を検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					

192

引受機関の充実強化（毎年度）

総務部

金融機関の再編などの動向を見据えながら、コスト低減とともに、安定的な調達可能な県債引受シンジケート団の組成を定期的に見直す。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

193

情報提供の充実（毎年度）

総務部

市場からの資金調達の機会が増大するのに応じて、IR（投資家向け広報）活動が重要となることから、効果的な実施を狙ったスモールミーティング方式のIR活動の拡大などにより、活動を一層充実させる。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
 <p>毎年度実施</p>					

(4) 減債基金からの繰入運用のあり方の検討等

**194** 満期一括償還に備えた積立て方式の検討（19年度まで） 総務部

満期一括償還方式の場合、現在の積立て方式では30年間の積立額が平準化していないため、平準的な積立とすることを検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
					

**195** 減債基金からの一時借入の見直し（17年度） 総務部

当初予算での財源不足を補うため、減債基金の全額を一時的に借り入れる状態が続いているが、平成15・16年度にはその規模が400億円を超え、借り入れた全額を年度内に返済することが困難となってきている。一方で、将来の財政運営上、予測を超えた景気変動や災害を始めとする臨時巨額の財政需要に備える必要があることから、当初予算上、減債基金の全額を借り入れることはやめる方向で検討する。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○検討					



# 参 考 資 料

策定までの経過	102
愛知県(新)行革大綱策定に向けての提言	103
愛知県(新)行革大綱策定検討委員会開催要領	104
愛知県(新)行革大綱策定検討委員会委員名簿	105
策定に向けた意見聴取の結果	106
愛知県行政合理化推進会議設置要綱	110
愛知県行政改革推進本部設置要綱	111

## 策定までの経過

	県内部	(新)行革大綱策定検討委員会	その他
平成16年 2月	2月5日 行政合理化推進会議 ○ 大綱の考え方を了承 2月5日 行政改革推進本部会議 ○ 大綱の考え方を決定		
3月			
4月			4月23日～5月17日 改訂大綱のフォローアップ
5月			5月26日～6月9日 有識者アンケート
6月		6月28日 第1回委員会 ○ 取組項目について審議・検討	6月1日～8月20日 職員提案 6月17日～6月27日 県政モニターアンケート
7月		7月6日 第1回作業部会 ○ 取組項目及び財政改革の方向性について審議・検討 7月22日 第2回作業部会 ○ 人事管理全般及び地方機関の組織・機構の見直しについて審議・検討	
8月		8月27日 第3回作業部会 ○ 中間とりまとめ(案)について審議・検討	
9月		9月7日 第4回作業部会 ○ 中間とりまとめ(案)について審議・検討 9月15日 第2回委員会 ○ 中間とりまとめ(案)について審議・検討	
10月	10月4日 行政合理化推進会議 ○ 中間とりまとめを報告	10月27日 市町村長・各界有識者との意見交換会 ○ 中間とりまとめについて意見交換	10月5日～10月31日 パブリック・コメント
11月			
12月		12月24日 第5回作業部会 ○ 最終提言(案)について審議・検討	
平成17年 1月		1月20日 第3回委員会 ○ 最終提言(案)について審議・検討 ⇒ 知事へ提出	
2月	2月21日 行政合理化推進会議 ○ 大綱を了承 2月21日 行政改革推進本部会議 ○ 大綱を決定		

## 愛知県（新）行革大綱の策定に向けた提言

愛知県（新）行革大綱策定検討委員会では、昨年6月の第1回委員会以降、専門の事項について検討するために設置しました作業部会で5回、本委員会で3回にわたる議論を行い、このたび、今後愛知県が行財政改革に取り組む上での指針となるべき（新）行革大綱の策定に向けて、その方向性を示した提言をここに取りまとめました。

この中では、これまでの行財政改革の取組を評価する一方で、県民ニーズにより的確に対応していくためには、従来の行政手法を見直し、県は地域のコーディネーターとなり、地域全体で公共サービスを提供するという「新たな地域経営システム」の構築を改革の目標として掲げ、引き続き積極的に行財政改革に取り組む必要があることを提示しております。

今後、県の財政状況はさらに悪化することが予想され、早急に健全化に取り組むことが必要となります。そのために、三位一体改革の影響額を含めた将来の収支予測と財源不足額を明確にし、その対応策を明示して抜本的な取組を進める必要があります。

県当局におかれては、「（新）行革大綱の策定に向けた提言」の趣旨を十分に尊重され、数値目標や具体的な実施事項を盛り込んだ（新）行革大綱を速やかに策定し、着実に行財政改革に取り組まれることを要請します。

また、行財政改革を進めるに当たっては、種々の制度的な制約があることも事実であり、地方が自主的な取組を行えるよう、国等に改善を強く働き掛けることも重要なことであると考えます。

新しい時代の愛知県の発展のために、県は自らの果たすべき役割の重要性を十分認識され、県民の理解と協力を求めながら、より一層積極的に行財政改革に取り組むことにより、「自主・自立の活気あふれる地域社会」、「スリムで躍動感のある県庁」を実現されることを願います。

平成17年1月20日

愛知県知事 神 田 真 秋 殿

愛知県（新）行革大綱策定検討委員会  
座 長 佐 々 木 雄 太

## 愛知県（新）行革大綱策定検討委員会開催要領

### （目的）

第1条 愛知県行政改革推進計画（（新）行革大綱）（仮称）の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な立場から提言を受けるため、愛知県（新）行革大綱策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### （構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業の経営、各種の社会活動等に携わる者
- 2 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 座長は、委員会を主宰する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### （部会）

第3条 専門の事項について検討するため、作業部会を開催する。

- 2 部会委員は、知事が依頼する者をもって充てる。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する部会委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### （会議）

第4条 委員会及び部会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、座長が委員会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合
  - (2) 委員会を公開とすることにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 委員会及び部会の会議録の保存年限は、5年とする。

### （開催期間）

第5条 委員会及び部会の開催期間は、最終のとりまとめ意見を受けるまでとする。

### （庶務）

第6条 委員会及び部会の庶務は、総務部総務課において行う。

### （雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成16年5月26日から適用する。

## 愛知県(新)行革大綱策定検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	職 名
	池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
	稲 継 裕 昭	大阪市立大学大学院法学研究科教授
	加 藤 義 人	株式会社U F J 総合研究所研究開発第 1 部長
	鬼 頭 潤 子	中央青山監査法人名古屋事務所監査第一グループ社員 (公認会計士)
	後 藤 澄 江	日本福祉大学社会福祉学部教授
座長	佐々木 雄 太	愛知県立大学学長
	数 納 幸 子	株式会社医学生物研究所代表取締役会長
	高 田 充	トヨタ自動車株式会社経営企画部長
座長代理	昇 秀 樹	名城大学都市情報学部教授
	松 下 典 子	特定非営利活動法人地域福祉サポートちた代表理事

## 愛知県(新)行革大綱策定検討委員会作業部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	職 名
	池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
	稲 継 裕 昭	大阪市立大学大学院法学研究科教授
部会長代理	加 藤 義 人	株式会社U F J 総合研究所研究開発第 1 部長
	鬼 頭 潤 子	中央青山監査法人名古屋事務所監査第一グループ社員 (公認会計士)
	高 木 省 三	トヨタ自動車株式会社経営企画部主査
部会長	昇 秀 樹	名城大学都市情報学部教授

# 策定に向けた意見聴取の結果

## 1 意見聴取一覧

- (1) 行財政改革に関する有識者アンケート調査  
対象 県附属機関の委員の中から無作為抽出(200人) 回答 104人(52%) 期間 16.5.26~6.9
- (2) 県政モニターアンケート「愛知県の行財政改革」  
対象 県政モニター(500人) 回答 473人(94.6%) 期間 16.6.17~6.27
- (3) 愛知県(新)行革大綱策定に向けた意見交換会  
対象 市町村長及び各界の有識者(10人)と愛知県(新)行革大綱策定検討委員会委員 開催日 16.10.27
- (4) 県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)「(新)行革大綱策定に向けた中間とりまとめ」  
対象 愛知県民 提出 51人(項目件数127件) 期間 16.10.5~10.31

## 2 結果の概要

### (1) 行財政改革に関する有識者アンケート調査 — 回答の概要 —

#### ○これまでの県の行財政改革の取組

「非常に努力している」(10.6%)、「まあまあ努力している」(62.5%)

#### ○さらに努力が必要な取組

「財政の健全化に向けた取組」(45.2%)、「県関係団体の抜本的見直し」(39.4%)、「人材の育成・活用」(32.7%)

#### ○サービスの担い手

行政が担うべき

「防災対策・危機管理」「環境の保全」「社会福祉の向上」「保健医療の充実」  
「公園・住宅等社会基盤の整備」「安全なまちづくりの推進」

NPOや地域住民に期待

「国際交流の推進」「青少年の健全な育成」「安全なまちづくりの推進」

#### ○民間活力の活用

「経費の節減やサービスが向上するならば積極的に進めるべき」(87.5%)、

「原則的に県で処理するべきであり、最小限にとどめるべき」(8.7%)

#### ○地方機関の見直し

「効率的な行政が図られるならば地方機関の統廃合はやむを得ない」(66.3%)、

「利便性の観点などから地方機関の統廃合は今以上行うべきではない」(28.8%)

#### ○職員定数の削減

「新たな行政需要に必要な人員以外はできるかぎりの削減を進めるべき」(55.8%)、

「削減目標に向け事務事業の廃止などに取り組むべき」(24.0%)

#### ○今後重点を置くべき行財政改革の取組

「事務事業の民間委託等の推進」(45.2%)、「地方分権の改革の推進」(33.7%)、

「県関係団体等の統廃合や経営改善などの見直しの推進」(31.7%)

#### ○財政の健全化のために重点的に行うべき取組

「不必要な事業は廃止し、必要な事業を重点化する」(80.8%)、

「地方の税財源の充実強化のために国に積極的な提案・要望を行う」(34.6%)

## (2) 県政モニターアンケート「愛知県の行財政改革」

### －回答の概要－

#### ○行財政改革への関心

「県の行財政改革への取組をあまり知らなかった」(44.6%)、「まったく知らなかった」(19.9%)

#### ○これまでの県の行財政改革の取組

「もっと努力すべきである」(18.2%)、「もう少し努力すべきである」(32.3%)

#### ○さらに努力が必要な取組

「財政の健全化に向けた取組」(36.8%)、「定員及び給与等の適正管理」(35.7%)、  
「県関係団体の抜本的見直し」(33.8%)

#### ○サービスの担い手

行政が担うべき

「防災対策・危機管理」「環境の保全」「社会福祉の向上」  
「保健医療の充実」「雇用の安定」「公園・住宅等社会基盤の整備」  
「学校教育の充実」「交通安全対策」「安全なまちづくりの推進」

NPO や地域住民に期待

「国際交流の推進」「青少年の健全な育成」「交通安全対策」  
「安全なまちづくりの推進」

#### ○地方機関の見直し

「効率的な行政が図られるならば地方機関の統廃合はやむを得ない」(60.9%)、  
「利便性の観点などから地方機関の統廃合は今以上行うべきではない」(28.5%)

#### ○今後さらに行政サービスを向上させる上で必要な取組

「迅速な事務処理」(45.2%)、「窓口受付時間や開館時間の延長」(39.3%)、  
「県民からの苦情や意見の積極的な活用」(34.7%)

#### ○今後重点を置くべき行財政改革の取組

「事務事業の民間委託等の推進」(41.0%)、「情報公開の推進や県民の意見を反映しやすい体制づくり」(29.4%)、  
「県関係団体等の統廃合や経営改善などの見直しの推進」(27.9%)

#### ○財政の健全化のために重点的に行うべき取組

「不必要な事業は廃止し、必要な事業を重点化する」(78.6%)、  
「未利用の県有財産は積極的に処分する」(45.2%)、「一層の経費削減に努める」(29.0%)

## (3) 愛知県(新)行革大綱策定に向けた意見交換会

### －主な意見－

#### ○NPO等県民との協働

- ・NPOとの協働については、NPOの実態を十分に把握して進めるべきである。
- ・県は、NPOを行政の中に取り込むのではなく、NPOと地域との間に立ってコーディネートを行うべきである。
- ・県がいろいろな主体と協働することについて一定の理解はできるが、行政固有の仕事は責任を持って担うべきである。財政の視点だけで仕事を切るとはやめるべきである。

#### ○市町村合併

- ・市町村合併はバラバラに進んでいるため、従来のような一律の市町村支援は困難となる可能性がある。

#### ○財政の健全化

- ・三位一体改革の動向を取り込んで改革を進めるべきである。
- ・財政再建を優先するあまり、行政サービスの低下を招くことがないようにしていただきたい。
- ・財政改革により補助金の一律削減が進められているが、これにより団体によっては活力がなくなっている。一律ではなく、政策的な選別をして削減すべきである。

## ○組織・機構

- ・万博・空港後の県政運営をどうするかは難しい課題である。知事を先頭に職員が一丸となり着実な成果を出していただきたい。
- ・首長の地域経営能力の優劣が地域社会の盛衰を左右するので、政策・条例等の立案機能を拡充・強化すべきである。
- ・民間の経営ノウハウや専門的な知識・技術を積極的に取り入れ、お役所的な姿勢を改めるべきである。
- ・特に重要な課題は子どもの教育と健全育成であり、教員の県単独措置を維持して、安定した教育を図るべきである。
- ・知的財産の活用は重要であり、試験研究機関の活性化を進めるべきである。
- ・養護学校がたいへん不足しているので、充実ということを配慮していただきたい。

## ○人材の育成・活用

- ・高齢者の優秀な人材の力を借りるべきである。
- ・教員についても能力・実績を適切に評価し、給与に反映させるべきである。

## (4) 県民意見提出制度「(新)行革大綱策定に向けた中間とりまとめ」 — 主な意見 —

### ○全体について

- ・具体的な目標数値、行動プランを策定・公表し実施すべき。
- ・プランの実施については目標度に対する達成度を評価し、適切なフォローを行うシステムが必要。

### ○分権改革

- ・市町村合併などにより大幅な地方分権、事務権限の移譲が進むが、県から市町村への転籍や県庁のスリム化、さらなる事務権限の移譲を進めてほしい。
- ・治山治水の分野では、市町村との連携を密にし、万全を期してほしい。
- ・公正さや情報管理の面から、本来の公務・公的サービスは公務員が行うべきで、公的サービスで民間活力を活用することは慎重であるべき。
- ・行革大綱を含め、県は計画策定段階から住民を参加させるべき。
- ・県関係団体では立派な施設で暇そうな職員が目立つので、職員を減らし、必要なときは派遣会社から人材を集めればよい。

### ○県庁改革

- ・県としての役割を踏まえ、必要な機能を効果的かつ効率的に運営してほしい。
- ・公的サービスは、人口の少ない地域や利用率の低い場所でも機会を保障すべき。
- ・事務方の人間を減らしても、警察など現場の人間を増やしてほしい。
- ・優秀な人材を昇任させ、県を信頼される前向きな組織として向上させるため、勤務評定や昇任試験など、やる気のある職員の能力を発揮できる体制とするべきであるが、民間と違い単一的に実績評価できない点に注意が必要。
- ・改革は人が行うことなので、そのための人材育成の体制づくりも行ってほしい。
- ・民間企業からの視点を加え、ムダがどのような部分にあるか点検してはどうか。

### ○財政改革

- ・危機的な財政状況を多くの住民・県民に知らせるべき。
- ・施策に経済性、収支バランスを常に念頭に置いて、しがらみ、情実にとらわれないことが第一と考える民間会社を見習い、判断基準を厳しく実施されたい。
- ・税収の大幅な増加が期待できない中、不必要な施設やイベント・事業などを止め、歳出を徹底的に削減し、県債に頼らない財政体質にする必要がある。
- ・逼迫する県財政においても、教育・治安に関わる予算の削減はやめてほしい。

※職員からも担当業務を超えて広く提案を募った。

## ○県の仕事の見直し

- ・政策と執行を分離するとともに、執行部門については、大胆な民間委託・民間開放を検討すべき。行政の分野であっても、公平性と秘密保持等が担保されれば、公務員でなくとも実施は可能であり、効率的である。
- ・広く職員（グループも可）から政策の公募を行い、優秀なものや、実行可能性が高いものについては、提案職員を実施部局へ異動させるなど、実際に事業に参画させる仕組みを作ってはどうか。事業が一定の成果を上げた場合には、知事表彰や特別休暇、次の異動先の要望をかなえるなどのインセンティブを与え、より良い提案が行われるようにすればよい。
- ・E S C O事業の導入や屋上緑化の取り組みなどを行うことによって庁舎の省エネ化を進め、そこで捻出された財源を元に執務環境の改善を図る。
- ・学校教育目標を明確にし、運営予算を効率的に執行するため、学校ごとに自己評価させ、その結果を保護者や地域住民等に公表・説明する制度を導入する。

## ○行政サービスの向上

- ・印刷コストが安く、県民の利便性を高めるため、県の有償刊行物（白書・地図等）のCDやDVDなどデジタル情報による提供をさらに進めるべきである。

## ○公の施設

- ・市町村合併に伴い市町村においては施設の統廃合について検討することになるが、それに併せて、隣接市町村にある類似の県営施設（外郭団体含む）についてもあり方の見直しを検討し、施設運営の効率化や施設の廃止、P F I化等を進める。

## ○組織・機構の再編

- ・限られた財源を選択と集中により有効に活用し、効果的に重点政策を実施していくためには、知事の意向を反映した県政の方向性や各部局が政策を企画立案する際の方針を策定するとともに、各政策等の調整をとることができる組織・機能の構築が必要である。
- ・地方機関については、将来的に現在の地方機関を全てその地域の県事務所に統合するとともに、本庁の事業実施部門を県事務所に移譲する。
- ・愛知県の経済がさらに活性化するためには、対外的イメージが未だ不十分であり、愛知で生産される農畜水産物、工業製品を始め観光地、生活環境、産業立地環境について愛知のイメージを「外」に向かって積極的に発信していく必要がある。「愛知ブランド室」を創設し、愛知のイメージアップ広報戦略を推進するべきである。

## ○人材の育成・活用

- ・現在行われているジョブローテーション制度の弊害として、「専門的知識を有する職員が育たない」との指摘がある。そこで、職員の希望により、ジョブローテーションから外れることを可能とし、長期に同一業務の職に就かせることにより、専門家（マイスター）の育成を図ってはどうか。マイスターには、例えば、経験年数により金銀銅などの称号を与え、後進の育成や研修講師としても積極的に活用できる。
- ・研修期間が3～6ヶ月間に及ぶ長期研修を目的とした休職制度を認めるべきである。
- ・行政職員に一般に欠けているコスト意識を確実に身に付けることを目的として、数ヶ月～1年間を単位として、民間企業への派遣、研修制度を設けるべきである。
- ・より機動的、効率的な人材の配置、よりタイムリーな職務執行体制の構築を図るため、主査級以下の職員の異動権限を所属長権限とする。

## ○開かれた県政

- ・県政について若い頃から関心と問題意識をもってもらうため、こども向けの広報広聴活動に積極的に取り組んではどうか。（例）こども版県政モニターの実施、こども向け広報紙の作成、こどもと知事との意見交換

## ○分権時代における市町村との新たな関係の確立

- ・現在県が実施している事務事業の中には市町村、特に政令市である名古屋市が実施している事務事業と重複するものがある。かなりあると思われるが、簡素で効率的な行政運営を行うためには、このような重複事務事業を整理する必要がある。
- ・県で行っている事業のうち市町村でできるものは、市町村へ積極的に移譲し、県は市町村間の調整機能を強化する。また、移譲した事業に係る人事交流を積極的に行う。

## ○財政の健全化に向けた取組

- ・民間活力の導入（正規職員による行政サービスを民間等への委託や非正規職員による実施に切り替える等）により、人件費の抑制や事業経費を縮減すべき。
- ・芸術文化センター始め、公園、体育施設、道路について、期間を限った形での名称権の売却を検討する。

## 愛知県行政合理化推進会議設置要綱

昭和60年6月1日制定	改正	平成10年4月1日
改正 昭和62年8月1日	改正	平成10年5月22日
改正 昭和62年10月12日	改正	平成11年4月1日
改正 平成元年4月1日	改正	平成11年5月24日
改正 平成3年4月1日	改正	平成11年12月15日
改正 平成3年5月22日	改正	平成12年4月1日
改正 平成4年6月1日	改正	平成12年6月12日
改正 平成6年10月1日	改正	平成13年4月1日
改正 平成6年12月6日	改正	平成14年12月1日
改正 平成7年5月22日	改正	平成15年5月26日

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な県政の実現を推進するため、愛知県行政合理化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、愛知県の行政改革の推進について必要な事項を審議検討する。

### (構成)

第3条 推進会議の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて知事が招集し、知事が座長となって会議を主宰する。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

### 別 表

知										事
県										長
	議		会		議					
県		議	会	副	議					長
議	会	総	務	県	民	委	員	会	委	員
会	議	会	地	方	分	権	・	首	都	機
議	会	地	方	分	権	・	首	都	機	能
自	由	民	主	党	愛	知	県	議	員	団
民	主	党	愛	知	県	議	員	団	団	長
公	明	党	愛	知	県	議	員	団	団	長
副										事
出										長
代										員
	表									長
総										長
										長
総	務	部	理	事	(	職	員	担	当	)
企	画		振	興						長
県	民		生	活						長

## 愛知県行政改革推進本部設置要綱

昭和60年6月1日制定	改正 平成11年4月1日
改正 昭和62年10月12日	改正 平成11年8月4日
改正 平成元年4月1日	改正 平成12年4月1日
改正 平成3年4月1日	改正 平成13年4月1日
改正 平成7年4月1日	改正 平成15年4月1日
改正 平成10年4月1日	改正 平成16年4月1日
改正 平成10年12月21日	改正 平成17年1月1日

### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、愛知県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部は、行政改革に係る重要事項を決定し、推進する。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会及び作業部会)

第6条 本部に行政改革に係る課題について整理検討させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者又は課題に応じて本部長が別に指定する者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて議題に関する幹事及び臨時幹事を招集し、幹事長が座長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 幹事会に行政改革に係る課題に応じて、資料の整理など必要な作業をさせるため、幹事及び臨時幹事の下部職員で構成する作業部会を置く。
- 6 作業部会は、幹事長の指示のもと必要な作業を行う。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

別表第1

本 部 員	出 納 長 總 務 部 總 務 課 ( 職 員 担 当 ) 長 知 事 公 室 長 企 画 振 興 部 長 県 民 生 活 部 長 防 災 局 長 環 境 部 長 健 康 福 祉 部 長 健 康 福 祉 部 理 事 ( 健 康 担 当 ) 産 業 労 働 部 長 産 業 労 働 部 理 事 ( 労 働 担 当 ) 農 林 水 産 部 長 農 林 水 産 部 理 事 ( 農 業 水 産 担 当 ) 建 設 部 長 建 設 部 理 事 ( 建 築 担 当 ) 国 際 博 推 進 局 長 出 納 事 務 局 長 企 業 庁 長 病 院 事 業 庁 長 議 会 事 務 局 長 教 育 部 長 警 察 本 部 長 監 査 委 員 会 事 務 局 長 人 事 委 員 会 事 務 局 長 労 働 委 員 会 事 務 局 長 尾 張 事 務 所 長
-------	--

別表第2

幹 事 長	總 務 部 次 長
副 幹 事 長	總 務 部 總 務 課 長
幹 事	總 務 部 總 務 課 主 幹 ( 行 政 改 革 推 進 )
	總 務 部 人 事 課 長
	總 務 部 財 政 課 長
	總 務 部 市 町 村 課 長
	企 画 振 興 部 企 画 課 長
	県 民 生 活 部 県 民 課 長
	防 災 局 防 災 課 長
	環 境 部 環 境 政 策 課 長
	健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 總 務 課 長
	産 業 労 働 部 産 業 労 働 總 務 課 長
	農 林 水 産 部 農 林 總 務 課 長
	建 設 部 建 設 總 務 課 長
	国 際 博 推 進 局 總 務 課 長
	出 納 事 務 局 管 理 課 長
	企 業 庁 管 理 部 總 務 課 長
	病 院 事 業 庁 管 理 課 長
	議 会 事 務 局 總 務 課 長
	教 育 委 員 会 事 務 局 管 理 部 總 務 課 長
	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課 長
	監 査 委 員 会 事 務 局 監 査 第 一 課 長
	人 事 委 員 会 事 務 局 職 員 課 長
	労 働 委 員 会 事 務 局 總 務 調 整 課 長
	尾 張 事 務 所 県 民 總 務 課 長
臨 時 幹 事	議 題 に 関 係 す る 課 室 等 の 長

## あいち行革大綱2005

皆様からのご意見をお待ちしています。

### 【ご意見・お問い合わせ先】

#### 愛知県総務部総務課行政改革推進グループ

住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6026 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6901

Eメール somubu-somu@pref.aichi.lg.jp

- あいち行革大綱2005は愛知県ホームページ  
(<http://www.pref.aichi.jp/somubu-somu/gyoukaku/taiko2005.html>)  
にも掲載しています。

※ この冊子は再生紙を使用しています。